

目黒区健康福祉

令和8年度版

健康福祉部・健康推進部事業概要

はじめに

令和8年度版「目黒区の健康福祉」を刊行いたします。

本書は、令和7年度における保健・医療・福祉施策の概要と実績をまとめたものです。なお、令和8年度版から子育て支援の実績は別途実績報告を行うため、掲載しておりません。

目黒区は、緑豊かで閑静な住宅地が広がる一方、中目黒や自由が丘など全国的に知られる商業地を有する魅力あふれるまちです。人口は約28万人、高齢化率は20%弱で、23区で16番目の面積の中に、多様な区民がそれぞれのライフスタイルに応じて暮らしています。また、核家族化の進行や単身高齢者の増加、地域のつながりの希薄化など、社会状況が大きく変化する中で、生活課題は多様化・複雑化しており、さまざまな問題が深刻化しています。

こうした中、令和7年度は、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、「目黒区保健医療福祉計画」、「第9期介護保険医療計画」及び「障害者計画」に基づき、総合的に施策を推進しました。また、区民の福祉・保健医療ニーズに的確に対応するため、保健医療福祉計画等の再構築や関連調査の実施にも取り組みました。

さらに、民生委員・児童委員の一斉改選のほか、新たに、高齢期における健康寿命の延伸を図るため、ダンスを活用した介護予防・フレイル予防事業を実施しました。また、令和7年4月1日の目黒区手話言語条例の施行に伴い、講演会の開催やイベントでのブース出展などを通じて、手話への理解促進と普及啓発に取り組みしました。

保健分野では、「健康めぐろ21」において、国の「健康日本21」を踏まえ、「健康寿命の延伸」を基本理念とし、目黒区基本計画に掲げる基本目標である「健康で自分らしく暮らせるまち」の実現に向けてさまざまな取組を進めています。令和7年度は、「健康めぐろ21」の改定に向け、区民意識調査などを実施しました。

このほか、保健・医療・福祉の連携の推進や高齢者の生きがいづくりなどを通じて、誰もが生涯にわたり安心して生き生きと暮らせる地域社会の実現に努めてまいりました。また、感染症などの健康危機にも対応できる質の高い医療提供体制の整備や、食の安全をはじめとする生活環境の確保にも取り組みました。

今後とも、年齢や性別、生活環境などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に全力で取り組んでまいります。

この「目黒区の健康福祉」が、本区の保健・医療・福祉施策の現状を理解するための一助となれば幸いです。

令和8年8月

目黒区健康福祉部・健康推進部

【凡 例】

- ・各事業の担当所属は、令和８年４月１日時点の情報で掲載しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止・縮小している場合があります。

目次

はじめに

第1章 総説

1 目黒区の概要	2
2 人口	2
3 予算と決算	3
4 組織図	4

第2章 健康福祉部

1 保健福祉の推進	6
福祉に関する3計画	6
・目黒区保健医療福祉計画	6
・目黒区介護保険事業計画	6
・目黒区障害者計画	6
地域福祉審議会	7
在宅療養推進協議会	7
居住支援協議会	8
民生委員・児童委員	8
保護司	9
成年後見制度の利用促進	9
・区長申立て	9
・目黒区成年後見制度利用促進基本計画	9
保健福祉サービス苦情調整委員制度	10
地域づくりの推進	10
・コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）	10
・生活支援コーディネーター・協議体	11
福祉の総合相談窓口	12
・ひきこもり相談支援	12
・ひきこもりの居場所づくり	12
災害時要配慮者支援	13
・避難行動要支援者名簿	13
・個別支援プラン	13
重層的支援体制整備事業	14
2 高齢者福祉	15
保健福祉相談	15
・在宅療養相談窓口	15
・訪問保健相談事業	15
・地域包括支援センター	17
・在宅介護支援センター	18
介護保険制度の運営	19
介護保険制度を円滑に運営するための取り組み	22
・介護保険料区独自減額	22

・介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業	22
・住宅改修理由書作成等助成事業	23
・指定居宅介護サービス事業者に対する研修実施等	23
介護予防・日常生活支援総合事業	24
・サービス・活動事業	24
・一般介護予防事業	25
その他の事業	26
・MDCSWP（メグロダンスコネクション シニア・ウェルネス・プロジェクト）	26
養護老人ホーム・特別養護老人ホームへの入所相談	26
・養護老人ホーム	26
・特別養護老人ホーム	26
在宅療養推進事業	27
・在宅療養支援病床確保事業	27
・在宅療養区民啓発事業	27
・多職種連携の研修会	27
・地域資源の把握	28
ねたきり・認知症高齢者対策	28
・認知症普及啓発事業	28
・認知症支援事業	28
・認知症アウトリーチ事業	29
・認知症初期集中支援事業	29
・認知症検診事業	29
・若年性認知症対策の推進事業	30
・高齢者虐待防止事業	30
・介護者支援事業	30
・介護用品等の給付	31
・短期入院病床確保（病院ショートステイ）	32
・緊急ショートステイ	33
ひとりぐらし等高齢者対策	33
・ひとりぐらし等高齢者登録	33
・高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業	34
・非常通報システム	35
・火災安全機器設置	36
・高齢者福祉住宅の提供	36
・高齢者自立支援住宅改修給付	37

・ 食事サービス	37	・ 在宅人工呼吸器使用者家庭用蓄電池購入費 助成事業	55
・ 高齢者福祉電話の設置	38	・ めぐろ区報等デージー版の貸出し	55
・ 電話訪問（さわやかコール）	38	・ 点字新聞の供給	55
・ 家具転倒防止器具の取付け	38	・ 福祉タクシー券の給付	55
・ 高齢者見守り訪問	39	・ 自動車燃料費の助成	56
・ 見守りネットワーク（見守りめぐねっと）	39	・ 重度身体障害者電話使用料等の補助	57
・ 見守りサポーター	39	・ ファックス設置使用料等の助成	57
その他の事業	39	・ 理美容サービス	57
・ 敬老特別記念品料	39	・ 寝具乾燥消毒	58
・ 敬老記念品料	40	・ 紙おむつ支給	58
・ 敬老のつどい	40	・ おむつ代の支給	58
・ 東京都シルバーパス	40	・ 心身障害者自動車運転教習料補助	59
・ 特別永住者等福祉給付金	40	・ 心身障害者入浴サービス	59
・ 竹の子クラブの組織化と活動の支援	40	・ 配食サービス	60
・ いこいの家講習会	42	・ 介護タクシー利用補助事業	60
・ 高齢者センター講習会・各種行事	43	・ 重度身体障害者等非常通報システム	60
施設	44	・ 家具転倒防止器具取付事業	60
・ いこいの家	44	手当等	61
・ 老人福祉施設	45	・ 心身障害者福祉手当（区の制度）	61
3 障害者福祉	46	・ 重度心身障害者（児）手当（都の制度）	61
障害者福祉相談	46	・ 特別障害者手当（国の制度）	62
・ 身体障害者（児）総合相談	46	・ 障害児福祉手当（国の制度）	62
・ 知的障害者（児）総合相談	47	・ 経過的福祉手当（国の制度）	62
・ 発達障害児者相談員	48	・ 心身障害者扶養共済制度	63
・ 計画相談支援	48	・ 原子爆弾被爆者見舞金支給	63
・ 地域生活支援拠点事業	49	・ 重度心身障害者特別給付金	64
・ 虐待防止相談	50	介護	64
手帳の交付	50	・ ホームヘルパー等の利用	64
・ 身体障害者手帳の交付	50	・ 障害児通所支援	65
・ 愛の手帳の交付	51	・ 重度脳性麻痺者介護事業	66
施設への入所	51	・ 手話通訳者の派遣	67
・ 身体障害者入所施設	51	・ 心身障害者（児）緊急一時施設保護事業及び ショートステイ	67
・ 知的障害者入所施設、通所施設、グループホ ーム	52	・ 心身障害者（児）緊急時等見守り事業	68
日常生活の援助	52	・ 目黒区短期入所施設事業（ミドルステイを含 む）	69
・ 補装具費の支給	52	・ 移動支援事業	69
・ 日常生活用具の給付・貸与	53	・ 民間通所施設利用時間外活動支援事業	70
・ 住宅設備改善費の給付	54	・ 高次脳機能障害者支援促進事業	70
・ 中等度難聴児発達支援事業	54	・ 在宅レスパイト・就労等支援事業	70
・ 自動車改造費助成	54		

・重症心身障害児通所支援事業	71	・災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害 援護資金の貸付け	89
・精神障害者退院相談支援事業	71	・水害援護資金の貸付け	89
医療	71	・水害見舞金等の支給	90
・自立支援医療	71	・行旅死亡人等の取扱い	90
・療養介護医療	72	・中国残留邦人等に対する支援給付等	90
・心身障害者（児）医療費の助成	72	内職相談	90
・在宅難病患者医療機器貸与	73	6 関係団体	91
施設	73	目黒区社会福祉協議会	91
・身体障害者福祉住宅	73	目黒区シルバー人材センター	96
・区立施設	74	第3章 健康推進部	
・民間施設	76	1 衛生統計	98
障害者福祉施設の就労	77	人口動態統計	98
・障害福祉施設等受注仲介事業	77	その他の統計	99
・福祉の店「Sun Marché さんまるしえ」、 「COHANAーコハナー」	77	・国民生活基礎調査（基幹統計）	99
その他の事業	77	・社会保障・人口問題基本調査／出生動向基本 調査	100
・目黒区障害者自立支援協議会	77	・国民健康・栄養調査（一般統計）	100
・医療的ケア児支援関係機関協議会	77	・患者調査（基幹統計）	100
・差別解消に向けた取り組み	78	・医療施設調査（基幹統計）	100
・障害者就労支援事業	78	・受療行動調査（一般統計）	101
・障害者支援推進事業委託	78	2 保健衛生	101
・めぐろふれあいフェスティバル～障害者週 間記念事業～	79	医療	101
・青年・成人期の余暇活動支援事業	79	・医務	101
・目黒区重症心身障害児自発的活動支援事業	79	・救急医療機関申出書取扱件数	102
・基幹相談支援センター事業	80	・人工妊娠中絶、不妊手術	102
・発達障害支援事業	80	・医療、医薬品等に関する苦情・相談件数	103
4 生活保護・生活困窮者自立支援制度	81	薬事衛生	103
生活保護	81	・施設数、許可・登録・免許申請、届出及び監 視指導	103
・生活保護法	81	・薬事年間監視事業	104
・保護の現況	83	・薬局、医薬品販売業における資格者の勤務状 況調査に基づく調査指導	104
・生活保護世帯に対する法外援護	86	・家庭用品の試買検査	104
生活相談	86	休日診療・地域医療	105
生活困窮者自立支援制度	86	・休日・休日準夜・土曜準夜診療事業	105
5 その他の事業	88	・休日・休日準夜・土曜準夜調剤事業	105
貸付・給付相談	88	・休日歯科応急診療事業	106
・応急福祉資金の貸付け	88	・平日夜間小児初期救急診療事業	106
・受験生チャレンジ支援貸付相談	88	・休日診療テレフォンセンター	107
・旧軍人・軍属・戦没者遺家族等に対する援護	88		

環境衛生	107	・ 食育推進事業	130
・ 住まいの衛生	107	母子保健	131
・ 環境衛生営業施設	109	・ 妊娠の届出と妊娠期・新生児期の助成事業	131
衛生害虫・ねずみの駆除に関する相談指導	111	・ 伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施	134
・ 衛生害虫駆除対策	111	・ 出産準備教室	137
・ 講習会	111	・ 多胎プレファミリー講座	138
・ 相談	112	・ 母親の会	138
・ 殺そ剤・ねずみ用わなの配布	112	・ はじめての子育ての集い	138
・ スズメバチの巣の駆除	112	・ 多胎児懇談会	138
食品衛生・食品衛生指導	113	・ 乳児健康診査	139
・ 消費者及び事業者向け普及啓発事業	113	・ 1歳6か月児健康診査	140
・ 食品衛生年間監視事業	114	・ 3歳児健康診査	141
・ 食品衛生関係施設・許可届出及び監視指導	114	・ 4～5歳児健康診査	142
・ 食品等の検査	120	・ 乳児アレルギー健康診査	143
・ 食中毒	122	・ 健康相談（経過観察）	143
・ 違反・違反の疑い又は不良食品等の調査状況	122	・ 子どもの健康教室	143
・ 違反食品に対する指導	123	・ 妊産婦歯科健康診査	144
・ 自主回収の指導状況	123	成人老人保健	144
・ 不利益処分	123	・ 健康手帳の交付	144
・ 食品衛生に関する苦情調査	124	・ 健康教育	144
・ 食品関係営業衛生講習会	124	・ 特定健康診査・がん検診等	144
・ 免許申請等の事務取扱件数	124	感染症対策	154
獣医衛生	125	・ 感染症発生状況	154
・ 狂犬病予防	125	・ 定点医療機関	156
・ 動物の愛護及び管理	125	・ 疫学調査のための検査	156
・ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業	126	・ インフルエンザ対策	156
・ 目黒区地域における動物の相談支援体制整備事業	126	・ 感染性胃腸炎対策	157
・ 普及・啓発事業	127	・ 麻しん・風しん対策	157
健康づくり・「健康めぐろ21」の推進 ..	127	・ エイズ・性感染症対策	158
・ 健康大学	127	・ 肝炎検査	159
・ 禁煙外来治療費助成金交付事業	127	・ 医療費の公費負担	159
・ がん患者ウィッグ購入等費用助成事業 ..	128	結核予防	160
・ 健康づくり健診	128	・ 患者管理	160
・ 健康づくり地域支援事業	129	・ 結核健康診断	162
・ 受動喫煙防止対策	129	・ 医療費の公費負担	163
・ 健康づくり協力店事業（食育推進）	130	・ 結核指定医療機関の届出	163
		予防接種	164
		・ 定期接種（A類疾病）	164
		・ 定期接種（B類疾病）	173

・ 任意接種	175
・ 健康被害救済制度	178
・ 定期予防接種費用助成	178
精神保健福祉	179
・ 精神保健医療福祉推進協議会	179
・ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請	179
・ 小児精神病	180
・ 精神障害者保健福祉手帳の交付	180
・ 措置入院者退院後支援事業	180
・ 精神保健相談	181
・ アウトリーチ支援事業	181
・ 精神保健普及啓発事業	181
・ 依存問題等家族相談	182
・ 思春期・青年期の親の会	182
・ 精神デイケア	183
・ 家族会	183
・ 自殺対策	183
歯科保健	184
・ 歯科集団健診	184
・ 5～6 歳児のフッ素塗布	185
・ 歯科衛生相談	185
・ 予防処置	185
・ 健康教育	186
・ 歯と口の健康週間	186
・ 歯科保健相談	186
・ 成人歯科保健講演会	186
・ 実習生指導	186
・ 障害者歯科医療	187
栄養指導	187
・ 一般栄養相談	187
・ 特定給食施設指導	188
・ 災害時巡回栄養相談チームの養成	189
難病保健	189
・ 難病相談	189
・ パーキンソン教室	189
・ 難病カフェ	189
・ 難病講演会	190
・ 骨髄移植ドナー支援事業	190
公害保健	190
医療費助成	196

・ 養育医療	196
・ 妊娠高血圧症候群	196
・ 育成医療	196
・ 療育給付	196
・ 特定不妊治療費（先進医療）助成	196
・ 小児慢性特定疾病	197
・ 難病（特殊疾病）	198
・ B 型・C 型ウイルス肝炎治療医療費助成	212
・ 肝がん・重度肝硬変医療費助成	212
保健師業務	213
団体補助	214
・ 保健衛生関係団体への補助	214

第1章 総説

1 目黒区の概要

目黒区は、東京 23 区の南西部に位置し、東は品川区、西は世田谷区、南は大田区、北は渋谷区に接している。

地形は、荒川と多摩川にはさまれた武蔵野台地の東南部に位置している。この台地は荏原台・目黒台・淀橋台からなり、海拔は5メートルから45メートルで、区内北東部を目黒川が、また南西部を呑川が流れている。このような地形により起伏の多い、坂の多い町をつくっている。

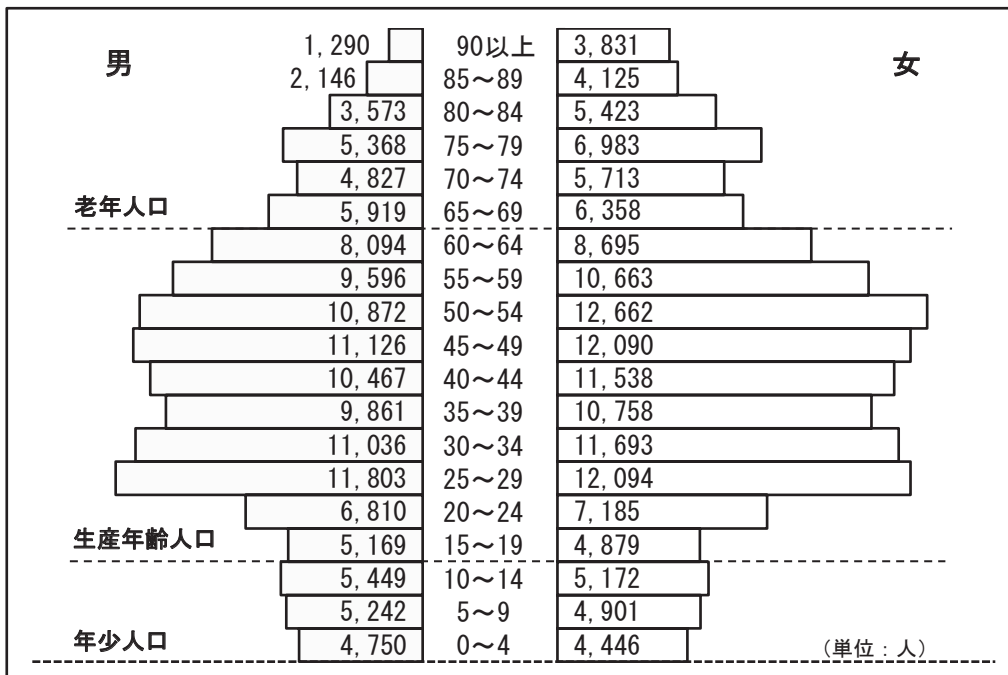
面積は、14.67 平方キロメートルで、東京都 23 区全体の面積 627.51 平方キロメートルの 2.3%にあたる。これは、23 区中最も広い大田区の約 4 分の 1、最も狭い台東区の約 1.5 倍で 23 区中 16 番目の広さである。

2 人口

人口は282,607人で23区中16番目、世帯数は162,902世帯で23区中16番目（ともに令和8年1月1日現在の住民基本台帳による）だが、人口密度は、19,264人／平方キロメートルで23区中8番目の高さである。

目黒区の年齢階級別人口は下図のとおりである。10年前（平成28年1月1日現在）と比較すると、総人口271,469人、年少人口10.6%、生産年齢人口69.4%、老年人口20%であったものが、この10年間に、生産年齢人口の割合が約0.3ポイント増加し、老年人口の割合が約0.3ポイント減少している。年少人口の割合は変化がない。

性別年齢階級別人口構成図（令和8年1月1日現在）



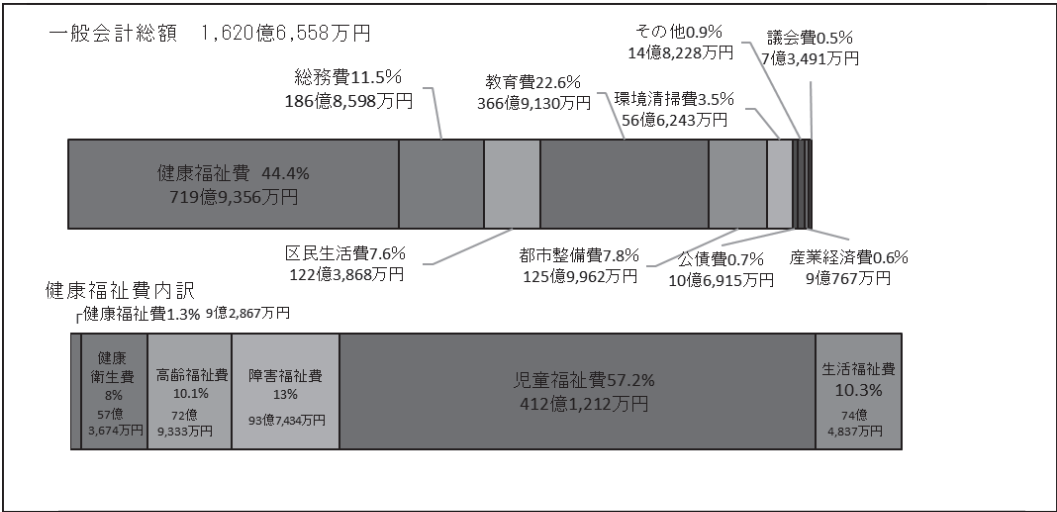
性別年齢階級別人口表 (令和 8 年 1 月 1 日現在)

	男		女		計	
0～14歳（年少人口）	15,441	(11.58%)	14,519	(9.73%)	29,960	(10.6%)
15～64歳（生産年齢人口）	94,834	(71.09%)	102,257	(68.53%)	197,091	(69.74%)
65歳以上（老年人口）	23,123	(17.33%)	32,433	(21.74%)	55,556	(19.66%)
計	133,398	(100%)	149,209	(100%)	282,607	(100%)

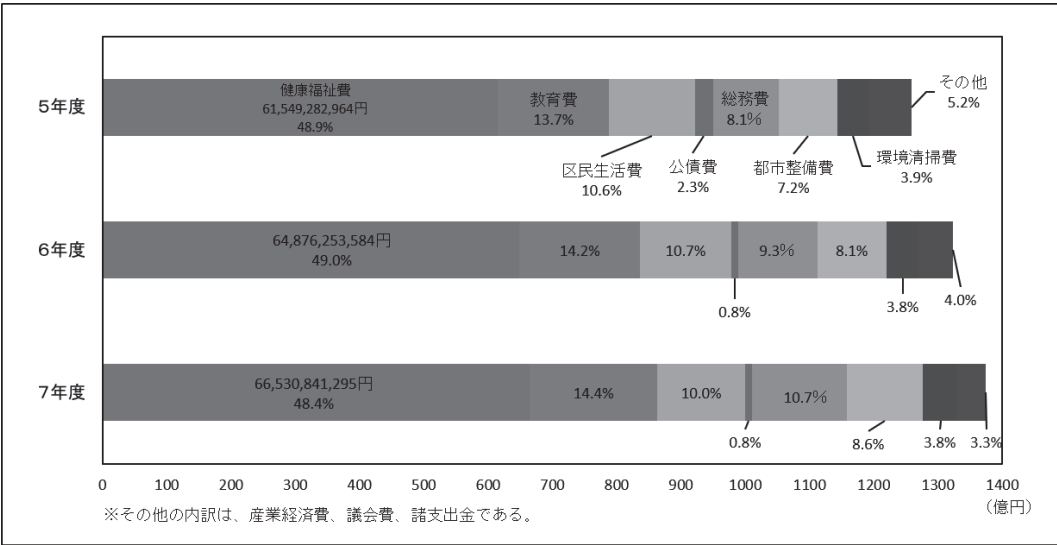
3 予算と決算

令和 8 年度目黒区一般会計当初予算は、1,620 億 6,558 万円で、健康福祉費の割合は 44.4%になる。

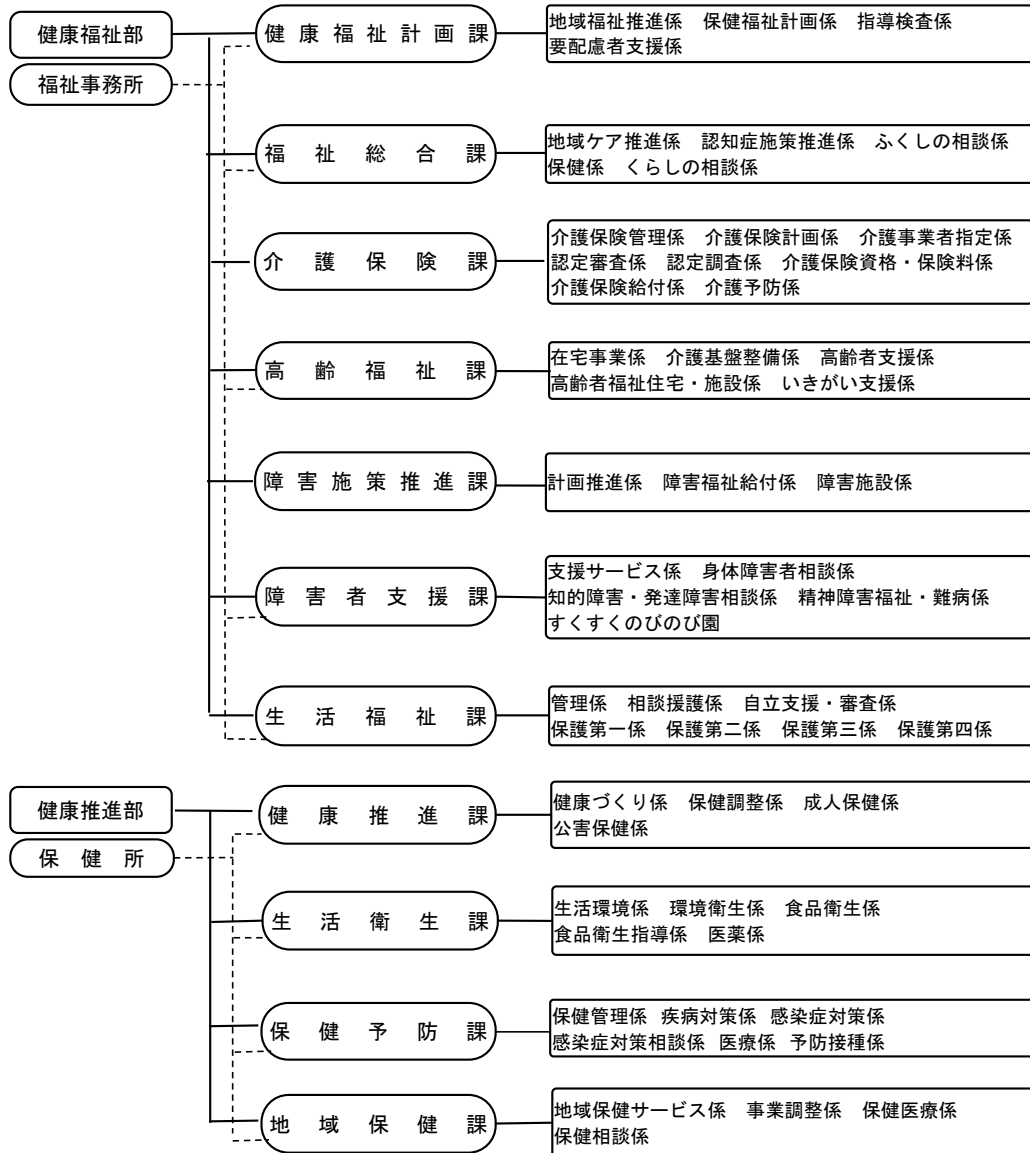
令和 8 年度目黒区予算（一般会計当初予算）



一般会計決算額に占める健康福祉費の推移



4 組織図



第 2 章 健康福祉部

1 保健福祉の推進

福祉に関する 3 計画

■ 目黒区保健医療福祉計画 <健康福祉計画課保健福祉計画係>

(1) 計画の性格

保健医療福祉計画は、子ども、高齢者、障害のある人をはじめとするすべての区民を対象とした保健医療福祉の施策を総合的に推進するための基本となる計画である。社会福祉法に定める「地域福祉計画」及び「重層的支援体制整備事業実施計画」、老人福祉法に定める「老人福祉計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める「成年後見制度利用促進基本計画」の性格を併せ持つ。また、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「子ども総合計画」、「健康めぐろ 21」などの関連計画と整合を図っている。

(2) 計画の期間

計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間。必要に応じて 3 年目の令和 8 年度に見直しを行う。

■ 目黒区介護保険事業計画 <介護保険課介護保険計画係>

(1) 計画の性格

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、区における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関して定めるものである。計画の策定においては、保健医療福祉計画との連携及びその他の区の関連計画や東京都介護保険事業支援計画との調和を図っている。

(2) 計画の期間

介護保険法の規定に基づき、計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間。

■ 目黒区障害者計画 <障害施策推進課計画推進係>

(1) 計画の性格

障害者計画は、障害者基本法に定める「障害者計画」、障害者総合支援法に定める「障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「障害児福祉計画」の性格を併せ持つ計画として一体的に策定しており、目黒区における障害者施策を総合的・体系的に推進するための基本となる計画である。また、「保健医療福祉計画」などの関連計画と整合を図っている。

(2) 計画の期間

計画の期間は、第 7 期障害福祉計画策定にかかる国の基本指針等に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間。

地域福祉審議会 ＜健康福祉計画課保健福祉計画係＞

目黒区地域福祉審議会は、学識経験者、区内関係団体代表者、公募区民などで構成され、目黒区における福祉に関する計画の重要な事項について審議している。令和6年7月に、第13期委員が2年の任期で委嘱された。

(令和7年度)

開催日	内容
令和7年7月30日	令和7年度第1回審議会 ・諮問（計画の策定・改定について） ・福祉・保健医療分野における計画改定に向けた取組について ・地域福祉審議会の進め方について（小委員会の設置） ・各計画の策定・改定に向けた実態調査について ・各計画の実績及び評価について
令和8年3月2日	令和7年度第2回審議会 ・目黒区障害者自立支援協議会からの意見について ・計画専門委員会の検討状況について

《計画専門委員会》

開催日	内容
令和7年10月1日	令和7年度第1回計画専門委員会 ・付託事項の進め方について ・付託事項 福祉分野の重点事項1（地域福祉）の検討（地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実）
令和7年11月28日	令和7年度第2回計画専門委員会 ・地域福祉審議会付託事項 福祉分野の重点事項2（地域福祉）の検討（誰もが安心して地域で暮らせる支援の推進について）
令和8年1月20日	令和7年度第3回計画専門委員会 ・地域福祉審議会付託事項 福祉分野の重点事項3（高齢者福祉、介護保険）の検討（高齢化の更なる進展に対応した取組の推進について）
令和8年3月23日	令和7年度第4回計画専門委員会 ・付託事項 福祉分野の重点事項4（障害者福祉）の検討（総合的な障害者福祉施策の推進） ・付託事項 福祉分野の重点事項5（介護・福祉人材）の検討（介護・福祉人材の確保・定着・育成）

在宅療養推進協議会 ＜福祉総合課地域ケア推進係＞

在宅療養を推進するため、目黒区在宅療養推進協議会を設置し、医療・介護に係わる関係団体及び地域包括支援センターの代表からなる委員9名により、在宅療養支援のための情報共有や体制づくりの協議を行っている。令和7年度は12月10日に、対面にて開催した。

■ 居住支援協議会 <福祉総合課地域ケア推進係>

地域福祉団体・不動産団体・行政等の代表からなる委員 23 名により、住宅確保要配慮者に対する居住支援に関する情報共有や関係機関との連携を推進するとともに、福祉型の居住支援施策を推進することで、地域福祉の向上を図っている。(令和 4 年 5 月に設立) 令和 7 年度は、居住支援協議会を 8 月と 12 月に、居住支援セミナーを 12 月に開催した。

■ 民生委員・児童委員 <健康福祉計画課地域福祉推進係>

(1) 役割

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、地域で生活上の問題で困っているかたがたの相談・援助にあたるなど、地域における社会福祉活動の推進者である。また、児童福祉法上の児童委員の役割も併せもっている。民生委員・児童委員の任期は 3 年で、都知事の推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱する。区には**令和 8 年 4 月 1 日現在 204 人**(定数 231 人)の民生委員・児童委員がいる。

主任児童委員は、児童委員活動を一層推進するため、児童福祉について専門的に担当し、児童相談所・学校・児童館などと連携して地域ぐるみの子育て活動を促進する。民生委員・児童委員のうち、**令和 8 年 4 月 1 日現在 20 人**(定数 20 人)が主任児童委員として厚生労働大臣から指名され、活動している。

(2) 民生児童委員協議会

区には、10 の地区民生児童委員協議会が組織されている。各地区民生児童委員協議会では、民生委員・児童委員の職務を常に適正に行っていくために毎月定例会を開催して、職務に関する資料・情報の交換、研修等を行っている。

また、各地区民生児童委員協議会において選出された会長及び副会長は民生児童委員長協議会を組織し、相互の連絡を図り、地区協議会の運営等について協議している。

(3) 民生委員推薦会

民生委員法第 8 条の規定に基づき設置され、民生委員候補者を都知事に推薦する機関である。民生委員推薦会の委員は、区議会議員、民生委員・児童委員、社会福祉事業の関係者、社会福祉関係団体の代表者、教育に関係ある者、関係行政機関の職員、学識経験者などで構成されている。

(4) 民生・児童委員協力員

民生・児童委員協力員は、地域福祉に関心があり民生委員の活動に協力する登録制のボランティアである。

民生・児童委員協力員の任期は 1 年で、区長の推薦に基づき都知事が委嘱する。

各地区の民生児童委員協議会に配置され、区には**令和 8 年 4 月 1 日現在 6 人**(定数 30 人)の民生・児童委員協力員がいる。

保護司 <健康福祉計画課地域福祉推進係>

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地域の関係機関、団体と連携して犯罪予防の活動に取り組んでいる。

保護観察所長の推薦した社会的に信望のある篤志家のうちから保護司選考会の意見を聞いて、法務大臣が委嘱するもので、任期は2年。区には令和8年4月1日現在 60人（定数79人）の保護司がいる。

成年後見制度の利用促進 <健康福祉計画課地域福祉推進係>

■ 区長申立て

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方々の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度である。成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがない等で申立てができない方を対象に、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、区長が家庭裁判所へ法定後見開始の審判の申立てを行っている。

年度	3	4	5	6	7
件数	23	28	25	15	13

■ 目黒区成年後見制度利用促進基本計画

区における成年後見制度を中心とした権利擁護支援を総合的かつ計画的に推進していくため、令和6年3月に「目黒区成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。当該計画に基づき、令和7年度から、成年後見制度利用促進の中核機関としての業務を目黒区社会福祉協議会に委託し、「目黒区成年後見制度に係る協議会」を設置するなど、成年後見制度の利用促進を図った。

・令和7年度実績

成年後見制度に係る協議会開催回数 8回

保健福祉サービス苦情調整委員制度 <健康福祉計画課地域福祉推進係>

保健福祉サービスに関する苦情や不満の申立てに対して、第三者の立場で「保健福祉サービス苦情調整委員」が適切かつ迅速に対応する制度である。週1回の面談日に、区長が委嘱した保健、福祉、法律等の専門家3名が、苦情等の申立てを受けている。

なお、苦情相談受付業務等は目黒区社会福祉協議会に委託している。

年度	種別	内容（件）									
		介護保険	高齢者	保健	障害者	総合支援法	低所得	子育て	保育	その他	合計
3	苦情・相談	23	10	4	6	30	26	0	2	0	101
	申立て	0	2	0	1	1	1	0	0	0	5
4	苦情・相談	38	3	3	10	31	19	1	16	2	123
	申立て	0	0	0	1	0	1	0	3	0	5
5	苦情・相談	34	2	9	8	44	18	9	11	1	136
	申立て	1	0	0	0	2	0	1	1	0	5
6	苦情・相談	42	3	3	1	31	12	0	1	0	93
	申立て	2	0	0	0	1	1	0	0	0	4
7	苦情・相談	19	7	10	1	14	21	1	16	0	89
	申立て	1	1	1	0	0	0	0	1	0	4

地域づくりの推進 <健康福祉計画課地域福祉推進係>

■ コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）

社会的孤立やひきこもり、制度の狭間の問題等、地域社会は多様な課題を抱え、支援を必要とする人々を見つけ、その人を取り巻く環境に着目し、住民や地域包括支援センター、各相談支援機関と連携して支援につなげる専門職、コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）を令和3年4月から目黒区社会福祉協議会に配置した。

年度	活動実績（件）				
	電話	訪問	来所	その他	合計
3	981	726	99	271	2,077
4	1,166	1,118	165	388	2,837
5	1,709	1,293	157	809	3,968
6	2,151	1,361	189	1,076	4,777
7	2,203	1,525	190	1,606	5,524

また、ひきこもり当事者を抱える家族や新たな居場所づくりへの支援として、学習会や家族会等を開催した。

(令和7年度)

イベント名	内容
ひきこもり家族会	12 回開催。参加延べ人数 120 人。ひきこもり状態に悩む家族の方の近況報告や情報共有を行う場として、運営支援を行った。
ひきこもり学習会	1 回開催 (7 月 20 日)。参加人数 22 人。テーマは「元当事者にきく、私がつかんだ変化のきっかけ」
食がつむぐたすけあいの輪 ～めぐろの食支援に参加しよう	1 回開催 (12 月 13 日)。参加人数 30 人。食支援団体の活動紹介やグループトーク、活動希望者と団体とのマッチングを行った。
子どもの可能性を広げる場～地域に広がる学習支援	1 回開催 (2 月 22 日)。参加人数 20 人。フリースクール運営者と子どもの居場所を開催する NPO 法人の学生によるパネルディスカッション。学習支援団体の紹介。
こもりびとカフェ	3 回開催。参加延べ人数 27 人。ひきこもり当事者を対象とした茶話会を開催した。
いどりふれいす	2 回開催。参加延べ人数 51 人。小・中・高校生が自由に過ごせる居場所を東京都写真美術館で開催した。

■ 生活支援コーディネーター・協議体

地域の支え合い活動を推進するために、生活支援コーディネーターを配置した。また、地区内の支え合い活動の関係者の定期的な情報交換・情報共有の場である協議体が設立されている。

(令和7年度)

地区名	協議体名	開催回数	活動内容
北部地区	北部いきいき支え合いネットワーク	6	東京都臨床整形外科医会主催「都民公開講座」とのコラボレーション(39 名参加)
東部地区	東部ふれあい協議会	5	東部ふれあいフェスティバル・交流会の開催 (236 名参加)
中央地区	中央まるごとネットワーク	6	中央まるごとささえあいナビステーションの開催 (588 名参加)
南部地区	南部支え合いまち会議	6	なんまち講談会の開催、街頭ヒアリング調査の実施 (129 名参加)
西部地区	西部支え合いまち会議	4	支え合い・いどばた会議 (自由が丘編) の開催 (65 名参加)

福祉の総合相談窓口 <福祉総合課ふくしの相談係・くらしの相談係>

区は、平成 31 年 4 月包括的な相談支援の中核を担う組織として福祉総合課を新設し、「福祉の総合相談窓口」（愛称：福祉のコンシェルジュ）を開設した。

年度		3	4	5	6	7
新規相談窓口件数		1,054	668	613	677	815
内訳	福祉サービスに関すること	194	190	65	47	33
	経済的な困りごと	826	292	308	252	268
	その他	118	282	305	420	518
相談支援実績（延べ件数）		20,600	13,122	9,118	9,088	7,447

※内訳は複数計上

■ ひきこもり相談支援

令和 5 年度から「ひきこもり相談支援員」を配置し、ひきこもり相談専用ダイヤル、オンライン相談等行っている。

（単位：件）

年度	5			6			7		
種別	ふくし	くらし	計	ふくし	くらし	計	ふくし	くらし	計
家庭訪問	34	5	39	85	26	111	72	13	85
所内相談	79	128	207	119	140	259	88	133	221
電話相談	103	31	134	107	96	203	129	52	181
オンライン	1	—	1	9	—	9	7	—	7
その他	—	—	—	0	3	3	—	—	0
計	217	164	381	320	265	585	296	198	494

■ ひきこもりの居場所づくり

ひきこもり当事者が自分らしく安心して過ごすことができ、当事者同士の交流を通して他者とつながり、就労や自立などに関する情報共有や相談ができる「居場所」を月に 1 回、定期的に開催し、自立のためのきっかけづくりを支援している。

年度	7
参加者数	142

災害時要配慮者支援 <健康福祉計画課要配慮者支援係>

■ 避難行動要支援者名簿

区では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者などに対して避難支援を行うために、避難行動要支援者名簿を作成・配備している。

・対象者名簿

地震や風水害などが発生した際の安否確認等に活用するため、災害対策基本法に基づき、区が保有する情報を基に自力で避難することが困難なかたの名簿を作成し、地域避難所、区担当（健康福祉計画課・防災課）に配備している。

・登録者名簿

対象者名簿に登載された避難行動要支援者本人の同意が得られた場合には、名簿情報を消防署、警察署、民生・児童委員、個人情報保護に関する協定を締結した町会・自治会等、避難支援等関係者へ提供し災害に備えている。

・登載対象

- 1 介護保険の要介護 1～5 のかた
- 2 身体障害者手帳の総合等級 1～3 級のかた
- 3 愛の手帳をお持ちのかた
- 4 目黒区ひとりぐらし等高齢者の登録をしているかた
- 5 上記 1～4 に該当しないが希望するかた

年度	登載者数（人）	
	対象者名簿	登録者名簿
3	16,300	10,005
4	16,236	9,972
5	16,354	10,168
6	16,457	10,204
7	16,582	10,298

※登録者名簿については、対象者名簿に登載されている本人の同意が得られたかた

■ 個別支援プラン

災害の発生に備え、避難行動要支援者の方などについて、一人ひとりの緊急時の連絡先、避難支援者、医療情報などを記載した個別支援プランを作成し、災害時の避難支援等を実効性のあるものとする。

個別支援プランの作成については、主に訪問看護ステーションの看護師、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、地域包括支援センター職員、指定相談支援事業所の相談員等の作成支援者による協力のもと作成している。

年度	新規作成（件）	更新作成（件）
3	163	28
4	168	62
5	242	77
6	154	161
7	98	182

重層的支援体制整備事業 ＜健康福祉計画課保健福祉計画係＞

地域住民の複合化したニーズや制度の狭間にあるニーズに対応するため、「対象者の属性や世代を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを支援の柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働による支援」の機能を新たに加えて、これら5事業を一体的に実施している。
(令和6年4月開始)

事業名	事業内容
包括的相談支援事業	・属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める ・支援機関がネットワークにより対応する ・複雑化・複合化した課題は適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業	・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作る ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業	・属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業	・区全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援機関の役割分担を行う

2 高齢者福祉

保健福祉相談

■ 在宅療養相談窓口 <福祉総合課地域ケア推進係>

各地域包括支援センターに在宅療養コーディネーターを配置し、退院時の在宅療養への移行や、訪問診療が可能な医療機関などについて、区民、医療・介護関係者等から在宅療養の相談を受け、情報提供を行った。

■ 訪問保健相談事業 <福祉総合課保健係>

区内在住の療養上の保健相談を必要とする者及びその家族等に対し、心身機能の低下の防止と、健康の保持増進を図るため、療養の相談・家庭における運動方法・家族介護を担う者の健康管理・具体的な介護方法等の訪問相談を実施している。

看護師や理学療法士（PT）等に委託して実施している訪問保健相談員による訪問保健相談事業のほか、区職員保健師等による家庭訪問活動がある。

国の健康増進事業実施要領では 40 歳以上 64 歳以下の者を対象としているが、目黒区では、65 歳以上で特別の事情が認められる者も対象としている。また、40 歳以上の要保健相談者の家族介護を担う者については、40 歳未満の者も対象としている。

（１）訪問保健相談事業登録者数

年度	4 月 1 日現在 登録者数	新規登録者数	登録除外者数	3 月 31 日現在 登録者数	延べ登録者数
3	34	21	37	18	55
4	18	18	19	17	36
5	17	23	18	22	40
6	22	16	20	18	38
7	18	20	18	20	38

（２）令和 7 年度登録者（延べ）の状況

年齢区分	登録者数	対象者別内訳		疾病別内訳		
		保健相談 (本人支援)	家族介護	脳血管疾患	認知症	その他
総数	38	28	10	2	7	29
30～39	0	0	0	0	0	0
40～64	6	2	4	1	0	5
65 歳以上	32	26	6	1	7	24

(3) 令和7年度内登録除外理由

(単位：人)

年齢区分	入院	入所	死亡	その他	計	疾病別	脳血管疾患	認知症	その他
総数	0	0	1	17	18		1	4	13
30～39	0	0	0	0	0		0	0	0
40～64	0	0	0	4	4		1	0	3
65歳以上	0	0	1	13	14		0	4	10

(4) 訪問保健相談数

年度		3	4	5	6	7
訪問保健 相談員	対象者月平均（人）	18	16	21	18	17
	看護師回数	221	187	247	215	202
	理学療法士回数	3	2	5	4	3
区職員保健師等訪問回数		1,046	968	1,230	969	1,054

■ 地域包括支援センター <福祉総合課地域ケア推進係>

(1) 業務内容

1 すべての区民を対象とした業務		
保健福祉の総合相談支援		①総合案内 ②総合支援 ③地域のネットワークづくり
2 高齢者を対象とした業務		
介護保険法に基づく業務		
	包括的支援事業	①総合相談支援事業 ②権利擁護事業 ③包括的・継続的ケアマネジメント事業 ④在宅医療・介護連携の推進 ⑤認知症施策の推進 ⑥生活支援サービスの体制整備
	介護予防・日常生活支援総合事業	①介護予防ケアマネジメント事業 ②一般介護予防事業の一部
付加する業務		
	高齢者の保健福祉サービスの受付等	ひとりぐらし高齢者登録・食事サービス等の受付など
	介護保険認定申請の受付等	介護保険認定申請書・居宅サービス計画作成依頼書等の受付など
3 障害者を対象とした業務		
個別相談支援		相談支援事業
障害福祉サービスの受付等		都営交通無料パスの申請受付など

※このほかに、指定介護予防支援事業所として、予防給付のケアプラン作成を行う。

(2) 相談件数・ケアプラン件数

(令和7年度)

施設名称	相談件数									ケアマネジメント件数	
	総合相談支援（高齢者）						権利擁護	ケアマネジメント 包括的・継続	保健福祉総合相談	予防給付	サービス事業
	介護等の相談	施設の利用・入所	疾病・医療・訪問指導	介護保険	その他	計					
北部包括支援センター	1,875	404	1,064	2,739	2,957	9,039	310	79	107	1,530	857
東部包括支援センター	4,152	681	1,382	4,104	2,898	13,217	519	172	214	2,909	1,984
中央包括支援センター	6,089	469	1,934	4,156	4,354	17,002	475	38	54	3,180	1,928
南部包括支援センター	1,754	590	2,337	3,997	4,193	12,871	559	130	154	2,807	1,564
西部包括支援センター	3,015	608	1,581	3,204	3,235	11,643	534	203	167	3,482	2,068
計	16,885	2,752	8,298	18,200	17,637	63,772	2,397	622	696	13,908	8,401

※ケアマネジメント件数は、各月において給付の管理を行ったプランの延べ件数

■ 在宅介護支援センター ＜高齢福祉課在宅事業係＞

社会福祉法人、医療法人などの民間法人が5か所の在宅介護支援センターを設置し、在宅の介護を要する高齢者及び障害者並びにその家族に対し総合的な支援を行うため、①在宅介護に関する情報提供や相談、②保健福祉サービス利用申請手続きの援助、③介護保険の認定申請代行及びケアプラン作成などを行っている。

設置状況

(令和8年4月現在)

設置者	設置名称
民間法人	青葉台さくら苑在宅介護支援センター
	清徳会在宅介護支援センター
	目黒区大橋在宅介護支援センター
	目黒区日扇会在宅介護支援センター
	目黒区下目黒在宅介護支援センター

介護保険制度の運営 <介護保険課>

(1) 制度の概要

介護保険は高齢者等の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年度から導入された社会保険制度である。40歳以上の方が被保険者（保険加入者）となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部を支払って介護サービスを利用する。

① 被保険者及び介護保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方
保険料	目黒区における介護サービス利用見込み等から一人あたりの平均的な保険料を算出し、これを基準保険料額として、被保険者本人や世帯の所得や課税状況に応じて段階的に調整し決定している。	保険料は、加入している医療保険によって算定方法が異なる。
保険料の納め方	以下の方法により目黒区に納付する。 特別徴収（年金から天引き） …本人の年金額が年額18万円以上の方 普通徴収（口座振替か納付書で納付） …特別徴収の対象にならない方	医療保険料と一括して納付する。
サービスを利用できる方	入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作で、介護や支援が必要になったため、要介護・要支援認定の申請をして認定された方。	初老期における認知症、脳血管障害など、加齢に伴う病気（16の特定疾病）によって介護や支援が必要であると認められ、要介護・要支援認定の申請をして認定された方。

② サービス利用までの流れ

ア 要介護認定

要介護認定は、被保険者の申請に基づき、認定調査員により心身の状況調査（認定調査）を実施し、認定調査の基本調査結果及び主治医意見書をもとに全国一律の基準により一次判定を行う。一次判定結果、主治医意見書及び認定調査による特記事項をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で審査判定（二次判定）を行い、認定結果が決まる。

イ ケアプランの作成

介護保険の居宅サービスを利用するには、あらかじめ心身の状況に応じて各種サービスを組み合わせた介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要がある。一般的には、利用者が居宅介護支援事業所に作成を依頼する（ケアプラン作成費用は全額保険給付）。

なお、施設サービスを利用する場合は、施設入所後に作成される。

ウ サービスの利用

サービス事業者と利用契約を結び、ケアプランに基づきサービスを利用する。

介護サービスを利用する人は、原則としてサービスにかかる費用の1～3割を負担する。

(2) 介護保険制度運営状況

① 第1号被保険者数

(各年度末現在)

年度	3	4	5	6	7
65歳以上75歳未満	25,023	23,882	23,175	22,668	22,867
75歳以上	30,898	31,897	32,690	33,301	33,439
計	55,921	55,779	55,865	55,969	56,306

② 第1号被保険者保険料収納状況

(単位：千円、%)

年度	普通徴収			特別徴収			滞納繰越			計		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
3	641,359	578,038	90.1	4,043,249	4,043,249	100.0	131,450	17,154	13.0	4,816,058	4,638,441	96.3
4	685,796	620,858	90.5	4,026,379	4,026,379	100.0	124,531	16,364	13.1	4,836,706	4,663,601	96.4
5	745,109	680,535	91.3	3,980,576	3,980,576	100.0	124,220	15,607	12.6	4,849,905	4,676,718	96.4
6	841,500	776,010	92.2	4,039,396	4,039,396	100.0	149,146	15,224	10.2	5,030,042	4,830,631	96.0
7	908,773	845,669	93.1	4,095,073	4,095,073	100.0	151,565	19,732	13.0	5,155,411	4,960,474	96.2

③ 要介護(要支援)認定者実数

(各年度末現在、単位：人、%)

年度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
3	人数	1,769	1,444	2,946	2,093	1,498	1,554	1,171	12,475
	構成比	14.2	11.6	23.6	16.8	12.0	12.4	9.4	100.0
4	人数	1,760	1,461	3,070	2,043	1,437	1,561	1,182	12,514
	構成比	14.1	11.7	24.5	16.3	11.5	12.5	9.4	100.0
5	人数	1,792	1,668	3,000	2,151	1,414	1,503	1,212	12,740
	構成比	14.1	13.1	23.5	16.9	11.1	11.8	9.5	100.0
6	人数	1,863	1,666	2,915	2,253	1,523	1,501	1,200	12,921
	構成比	14.4	12.9	22.6	17.4	11.8	11.6	9.3	100.0
7	人数	1,908	1,729	2,976	2,363	1,577	1,478	1,180	13,211
	構成比	14.5	13.1	22.5	17.9	11.9	11.2	8.9	100.0

④ サービス受給者数

(各年度末累計、単位：人、％)

年度		居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	計
3	人 数	95,824	18,992	15,367	130,183
	構成比	73.6	14.6	11.8	100.0
4	人 数	96,377	20,023	15,154	131,554
	構成比	73.3	15.2	11.5	100.0
5	人 数	97,692	20,173	15,249	133,114
	構成比	73.4	15.2	11.5	100.0
6	人 数	98,899	21,124	14,951	134,974
	構成比	73.3	15.7	11.1	100.0
7	人 数	101,426	22,077	15,075	138,578
	構成比	73.2	15.9	10.9	100.0

⑤ 保険給付費

(単位：円)

科目	3	4	5	6	7
介護サービス等 諸費	17,356,240,298	17,431,837,895	17,908,803,547	18,372,443,677	18,983,711,518
介護予防 サービス等諸費	481,662,832	448,063,282	485,603,998	530,330,192	548,392,776
高額介護 サービス等費	664,552,115	587,657,591	603,674,272	624,292,111	659,960,861
高額医療合算 介護サービス費	113,045,632	112,344,569	113,661,433	130,461,892	136,963,435
特定入所者 介護サービス費	236,460,589	204,296,690	202,337,939	194,596,626	202,272,222
審査支払 手数料	22,231,133	22,592,295	23,153,587	23,678,769	24,536,266
計	18,874,192,599	18,806,792,322	19,337,234,776	19,875,803,267	20,555,837,078

介護保険制度を円滑に運営するための取り組み

■ 介護保険料区独自減額 ＜介護保険課介護保険資格・保険料係＞

介護保険料の負担が困難な第1号被保険者に対し、介護保険料を軽減している。

・対象

介護保険料の保険料段階第1段階から第3段階（令和5年度までは第4段階）までの第1号被保険者で、月の収入が生活保護基準月額の1.15倍以下の生活困窮世帯等の方

・軽減内容

保険料を本来額の半額に減額する。

年度	軽減人数	軽減額（円）
3	15	213,900
4	12	181,350
5	12	182,280
6	10	156,426
7	7	97,464

■ 介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業 ＜介護保険課介護保険給付係＞

低所得の要介護（要支援）認定者に対し、介護保険サービス利用料の本人負担分を軽減している。

・対象

次の要件のすべてに該当する方

- ① 住民税非課税世帯で本人の合計所得金額が0円であること。または、公的年金等控除後及び給与所得控除後の本人の合計所得金額が10万円以内であること
- ② 本人が税法上の被扶養者である場合は、扶養者が住民税非課税であること
- ③ 同住所地に居住する本人の兄弟姉妹、直系血族（子、孫など）が住民税非課税であること
- ④ 生活保護受給者でないこと

・軽減内容

本人負担を2分の1に軽減

・軽減対象サービス

訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（以上は介護予防サービスを含む）、訪問介護、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の一部

(各年度末現在)

年度	軽減人数	助成額（円）
3	343	18,616,083
4	373	17,110,919
5	350	16,641,307
6	325	15,613,402
7	307	15,303,425

■ 住宅改修理由書作成等助成事業 <介護保険課介護保険給付係>

居宅介護支援事業所にケアプラン作成を依頼していない要介護（要支援）認定者が住宅改修を行う際、住宅改修に係る理由書を作成した居宅介護支援事業所に対し、1件当たり3,000円を助成している。

年度	3	4	5	6	7
件数	51	74	98	36	77

■ 指定居宅介護サービス事業者に対する研修実施等 <介護保険課介護保険管理係>

(1) 介護事業者連絡会への支援

介護サービス事業者により結成された事業者連絡会に対して区が事務局になり、活動の支援を行うとともに、良質な介護サービスを提供するために必要な研修等への支援や情報提供などを行っている。令和7年度は、全事業者を対象とした全体会が5回、サービスごとの分科会が延べ18回開催された。

(2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の実施

ケアプランの質の一層の向上を図り、ケアマネジメントの中立・公平性を維持するため、介護支援専門員に対し、実務経験年数別の研修を実施している。

(令和7年度)

区分	対象	参加者数
新任研修	目黒区内の事業所等の実務経験年数1年未満の介護支援専門員	10
現任研修	目黒区内の事業所等の介護支援専門員	61
主任研修	目黒区内の事業所等の主任介護支援専門員	58

(3) ケアプラン等点検の実施

介護保険給付の適正化及びケアマネジメントの質の向上のため、区内の主任介護支援専門員の協力のもと、東京都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用したケアプラン点検を行っている。令和7年度は8事例実施した。また、住宅改修、福祉用具の給付が適切になるよう点検を行った。

介護予防・日常生活支援総合事業

平成 27 年度介護保険制度改正により、従来の介護予防サービスと介護予防事業を再編した介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、目黒区では平成 28 年度から実施している。

本事業は、要支援認定者及び基本チェックリストの結果、サービス事業対象者と判定された方（以下「サービス事業対象者」という。）を対象としたサービス・活動事業と、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業により構成されている。

■ サービス・活動事業 <介護保険課介護保険給付係>

・サービス事業対象者数

133 名（令和 8 年 3 月 31 日現在）

・指定介護事業者によるサービス

区分	件数				
	3	4	5	6	7
訪問型サービス	8,119	7,458	7,411	7,200	7,031
予防給付相当サービス	7,374	6,893	6,948	6,850	6,787
区独自基準サービス	745	565	463	350	244
通所型サービス	8,561	8,584	9,245	9,749	9,919
予防給付相当サービス	8,409	8,414	9,168	9,710	9,872
区独自基準サービス	152	170	77	39	47
介護予防ケアマネジメント	8,903	9,303	8,649	8,953	8,674
高額介護予防サービス費	0	2	0	2	3

・支え合い事業（令和 7 年度） <介護保険課介護保険給付係>

① 訪問型支え合い事業

- ・実施団体：2 団体（目黒区シルバー人材センター、目黒区社会福祉協議会）
- ・回数：延べ 25 回

② 通所型支え合い事業

- ・登録団体：2 団体（碑ミニデイ、ゆうゆうクラブ）

・短期集中予防サービス（令和 7 年度） <介護保険課介護予防係>

概ね 3 か月程度で機能向上が図られる見込みのある方に、訪問又は通所により短期集中的に介護予防に効果的なプログラムを実施するサービス。

① 訪問型 参加者 5 名

② 通所型 参加者 52 名

・栄養改善を目的とした事業（令和 7 年度） <高齢福祉課在宅事業係>

食生活を改善するために、栄養バランスの取れている弁当を自宅へ配達し、3 か月後及び 6 か月後に食生活が改善しているかを評価する。1 日 1 食 100 円を区が補助する。

- ・延べ受給者数 1 名
- ・延べ配食数 81 食

■ 一般介護予防事業（令和7年度） <介護保険課介護予防係>

地域介護予防活動支援事業（シニアの部活事業）

事業	コース数	参加者実数	延べ数
めぐろ手ぬぐい体操グループづくりコース	5	41	314
脳に効くウォーキンググループづくりコース	5	45	528

地域介護予防活動支援事業（その他の事業）

事業	回数	参加者実数
介護予防出前講座	28	345
めぐろ手ぬぐい体操出張講習	3	12
シニア健康応援隊メンバー養成講座	1コース7回	7
シニア健康応援隊活動支援	418	応援隊70、参加者287
シニア健康応援隊卒後研修・交流会	3	42
フレイルサポーター養成講座	1コース4回	19
地域介護予防活動助成	25団体	

介護予防普及啓発事業

事業	コース数	参加者実数	延べ人数
運動器機能向上	14	224	939
口腔機能向上	7	71	209
認知症予防	4	58	352
複合（運動・栄養・口腔）	24	344	2,099
講演会	2	246	246

介護予防把握事業

事業	回数	参加者数
フレイルチェック会	12	サポーター170 参加者164

地域リハビリテーション活動支援事業

事業	回数
リハビリテーション専門職等派遣事業	14
介護予防ケアマネジメント支援	6

その他の事業 <介護保険課介護予防係>

■ MDCSWP（メグロダンスコネクション シニア・ウェルネス・プロジェクト）

60 歳以上の区民を対象に、ダンスを通じた健康づくりや仲間づくりを推進し、早期からの介護予防・フレイル予防につなげることを目的とした取組を実施する。

（１）シニア青春（あおはる）ダンス講座

ダンス未経験者でも参加できるよう、ダンスの基本的な動きを楽しみながら体験できるレッスンを実施した。

（令和 7 年度）

事業	回数	参加者数
シニア青春ダンス講座	8	161

（２）めぐろ区民インストラクター養成講座

ダンスの指導技術等を学び、区内にダンスの取組を広げていく中心となる区民を「めぐろ区民インストラクター」として養成した。

（令和 7 年度）

事業	回数	参加者数
めぐろ区民インストラクター養成講座	1コース	5

養護老人ホーム・特別養護老人ホームへの入所相談 <高齢福祉課高齢者支援係>

下記の高齢者を対象として、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所相談を実施した。

■ 養護老人ホーム

・対象

65 歳以上の高齢者であって、次の二つの要件を満たす方。

- ① 生活保護世帯又は世帯の生計中心者が区民税の所得割を課税されていないこと。
- ② 生活環境上、在宅生活が困難であること。

■ 特別養護老人ホーム

・対象

介護保険の要介護認定で、原則要介護 3 以上と認定された方。または、要介護 1・2 の方で特例入所の要件に該当する方。

施設入所に係る相談状況

（令和 7 年度末現在、単位：人）

養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	計
33	1	34

※特別養護老人ホームについては、「やむを得ない措置」にかかる相談件数を計上

養護・特別養護老人ホームの入所状況

(各年度末現在)

年度		3	4	5	6	7
申請者数	特養	496	485	478	514	521
	養護	20	32	29	21	22
入所者数	特養	910	961	927	925	895
	養護	178	163	165	150	142
待機者数	特養	738	577	501	539	563
	養護	2	0	0	1	0

在宅療養推進事業 <福祉総合課地域ケア推進係>

■ 在宅療養支援病床確保事業

在宅療養者の病状急変時に、入院治療ができる病床を確保した。

平成 27 年度：厚生中央病院

平成 28 年度以降：厚生中央病院・東京共済病院・三宿病院・日扇会第一病院

年度	利用実人数	延べ利用日数
3	25	233
4	21	166
5	16	137
6	75	714
7	70	606

■ 在宅療養区民啓発事業

区民や医療・介護関係者等に在宅療養や看取り等の考える機会を提供し、意識啓発を行うため、出前講座などの啓発事業を実施した。

(令和 7 年度)

啓発事業	参加者数
出前講座等（各地域包括支援センターで実施）	422

■ 多職種連携の研修会

在宅療養者に関するグループワークを通じて、医療や介護に関わる共通理解を深めるとともに、多職種との連携づくりのため、全区型の研修として、区内の専門職と連携し研修を実施した。

(令和 7 年度)

形式	参加者数
全区型	「多職種の相互の役割を知る」（10 職種 52 人）
地区型	各地域包括支援センターで実施 187 人

■ 地域資源の把握

医療や介護の地域資源情報を掲載した「在宅療養資源マップ」を、令和5年3月に4年ぶりに全面改訂した。(作成部数4,000部) 令和2年4月から運用している「在宅療養資源マップ」の電子版「目黒区医療・介護資源情報提供システム」を、令和4年8月にリニューアルした。

■ ねたきり・認知症高齢者対策

■ 認知症普及啓発事業 <福祉総合課認知症施策推進係>

認知症に対する正しい知識と理解を広め、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、認知症サポーター養成などの普及啓発事業を実施している。

(令和7年度)

事業	内容	参加者実数
認知症サポーター養成講座	区主催講座：1回、出前講座：7回 企画型：17回、小学校：6回	775
認知症サポーターステップアップ講座	区主催講座：1回	30
ボランティア養成講座	区主催講座：2回	28

■ 認知症支援事業 <福祉総合課認知症施策推進係>

高齢者や認知症のかたに限らず、地域の誰もが気軽に交流できることを目的として、コミュニティカフェなどの認知症支援事業を実施している。

(令和7年度)

事業	内容	参加者数(延べ)
コミュニティカフェ	カフェあおば 毎月第3金曜日	122
	カフェさくらプラザ 毎月第3木曜日	187
	カフェ BochiBochi 大岡山 毎月第2水曜日	140
認知症カフェ	Dカフェ・ラミヨ 毎月第2・第4土曜日	173
	Dカフェ・東が丘 毎月第2水曜日	158
	Dカフェ・まちかど保健室 毎月第4月曜日	51
	Dカフェ・せらびあ 毎月第2金曜日	254
	Dカフェ・月光原 毎月第1日曜日	119
	Dカフェ・自由が丘 毎月第3水曜日	108
	Dカフェ・ソナーレ 毎月第3土曜日	347
	Dカフェ・プロムナード 毎月第4日曜日	209
	Dカフェ・がーべら 毎月第3月曜日	121
	Dカフェ・目黒不動 毎月第2木曜日	373
	Dカフェ・そなえる 毎月第4水曜日	115
	Dカフェ・回想愉快 毎月第2日曜日	73

■ 認知症アウトリーチ事業 <福祉総合課認知症施策推進係>

区に配置した認知症支援推進員と都立松沢病院認知症疾患医療センターのアウトリーチチームが連携して、認知症の疑いのある高齢者等を訪問するなど、認知症の早期診断・対応を推進した。

年度	相談件数	チーム訪問件数	診断件数
3	3	2	2
4	9	5	5
5	4	3	3
6	4	1	1
7	4	2	2

■ 認知症初期集中支援事業 <福祉総合課認知症施策推進係>

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を行う認知症初期集中支援チーム（専門医を含めたチーム員を地域連携型認知症疾患医療センターである三宿病院に委託）を設置し、保健師・認知症支援推進員・地域包括支援センターと連携しながら、認知症の人やその家族に対する初期支援を包括的かつ集中的に行った。

年度	実施件数（新規）	相談件数（延べ人数）	チーム員訪問件数（延べ人数）
3	11	338	68
4	8	321	78
5	4	186	38
6	6	179	23
7	7	142	34

■ 認知症検診事業 <福祉総合課認知症施策推進係>

認知症に関する正しい知識の普及啓発と認知症の早期発見・早期対応を目的として令和6年度より新たに認知症検診事業「もの忘れ検診」を開始し、検診後は目黒区医師会及び包括支援センターと連携して、必要な対象者へフォローを実施している。

年度	受診者数	認知症のおそれなし	認知症のおそれあり
6	699	665	34
7	1,580	1,494	86

※令和6年度の対象者は67・70・73・76歳

※令和7年度より、対象者を61・64・67・70・73・76・79歳へ拡大（下線が拡大した年齢）

※令和7年度より、総合判定の記載を一部修正（「認知症の可能性低い」から「認知症のおそれなし」へ）

■ 若年性認知症対策の推進事業 <福祉総合課認知症施策推進係>

高齢期とは異なる特有の課題を抱える若年性認知症の普及啓発を推進するとともに、若年性認知症の当事者と家族の支援も含めた総合的な取り組みをさらに進めていくために、家族会を開催している。

(令和7年度)

事業	内容	参加者数
若年性認知症講演会	若年性認知症をテーマとした映画「オレンジランプ」の上映	81
若年性認知症家族会	6回開催。当事者や家族同士の交流、地域包括支援センターや医療の専門職等が参加する場として、情報交換、相談等を行い、心理的ケアを行う。	延べ 81

■ 高齢者虐待防止事業 <高齢福祉課高齢者支援係>

高齢者虐待の予防と早期発見のため、高齢者虐待防止の普及啓発事業を実施している。

(令和7年度)

事業	内容	参加者数
高齢者虐待防止 地区研修会	5回開催(北部・東部・中央・南部・西部地区 各1回) 講義：高齢者虐待防止の基本・定義・対応の流れ、グループワークなど 対象：民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員など	113

■ 介護者支援事業 <福祉総合課地域ケア推進係・認知症施策推進係>

在宅で、ねたきりや認知症の高齢者を介護している家族などを対象に、介護に必要な知識、技術の習得と介護者同士の交流を目的として、介護者支援事業を実施している。

(令和7年度)

事業	内容	参加者数
家族介護教室	年6回、6日間12コマ(1日2時間×2コマ、午前・午後別内容)、特別養護老人ホームで対面開催	延べ 121
介護者の会	北部地区「天空(そら)の会」：毎月第2木曜日開催 東部地区「あづまの会」：毎月第3水曜日開催 中央地区「八重(やえ)の会」：毎月第4木曜日開催 南部地区「悠楽(ゆら)の会」：毎月第4水曜日開催 西部地区「なごみの会」：毎月第3木曜日開催	延べ 159
家族介護者のつどい	講演会	48

■ 介護用品等の給付 ＜高齢福祉課在宅事業係＞

介護を要する方などで、おおむね 65 歳以上の高齢者に、日常生活に必要なサービスを提供する。

（１）紙おむつの給付

65 歳以上の区内在住で現に失禁状態にある方で要介護 2～5、又は病院に入院中の方に支給する。ただし、介護保険施設入所者や、生活保護法の規定により紙おむつ代、貸おむつ代又は洗濯代が支給される方は受けられない。自己負担あり（1 割程度）。※おむつの形態やサイズ、尿取パッドなどカタログの中から 6,600 円以内で選択したものを支給する。

年度	3	4	5	6	7
延べ人数	22,390	22,195	21,496	22,673	23,324

（２）おむつ代の支給

65 歳以上の区内在住の方が一般病院に入院中に支払ったおむつ代金を、月額 6,000 円を限度に支給する。

年度	3	4	5	6	7
延べ人数	598	589	574	635	631

（３）理美容サービス

理美容師の出張サービスが受けられる理美容券を、年間 4 枚を限度として支給する。介護保険で要支援・要介護の認定を受けた方で、ねたきり、座位が保てない、重度の認知症などのため、外出が困難な在宅の 65 歳以上の方が対象。1 回の利用につき自己負担 2,000 円あり。

年度	3	4	5	6	7
延べ利用枚数	1,026	1,127	1,181	1,317	1,355

（４）寝具乾燥消毒サービス

65 歳以上の要介護 4・5 の在宅の方、又は 75 歳以上で「ひとりぐらし等高齢者登録」をしている単身世帯か高齢者のみ世帯の方を対象に、寝具（掛布団、敷布団及び毛布等）の乾燥消毒を年 6 回、水洗い乾燥消毒を年 1 回行う。

（延べ人数）

年度	3	4	5	6	7
乾燥消毒	309	328	329	369	367
水洗い（丸洗い）消毒	64	56	64	72	74

(5) 認知症はいかい高齢者等位置情報確認サービス

40 歳以上の認知症による徘徊のある方が GPS 小型専用端末を所持し、徘徊した場合、介護者がパソコンやスマートフォン等で位置情報を確認できる。確認後、保護に行ける方が対象となる。加入料、利用料の 1 割の自己負担あり。

※自己負担金：加入料 770 円／利用料 月 242 円

年度	3	4	5	6	7
延べ利用者数	35	32	30	32	29
年度末利用者	24	24	21	23	19
検索回数	6,902	4,305	1,440	1,077	964

(6) 高齢者見守り・安心ステッカーの配布

おおむね 65 歳以上の方に高齢者見守り・安心ステッカー（靴用ステッカー・衣服用アイロンステッカー）を配布する。

年度	3	4	5	6	7
靴用ステッカー配布枚数	396	258	286	398	406
衣類用ステッカー配布枚数	226	240	220	325	293
総配布枚数	622	498	506	723	699

(7) 高齢者補聴器購入費助成事業

65 歳以上の住民税非課税の方で、加齢による聴力低下があり、耳鼻咽喉科専門医から中等度難聴もしくは補聴器装用の必要性を認められた方に、補聴器購入費用の一部を助成する。助成上限額は 5 万円（令和 8 年度より上限額を 7 万円に変更）。補聴器購入前に手続きが必要。（令和 5 年 11 月開始）

年度	5	6	7
助成確定者	72	160	139

■ 短期入院病床確保（病院ショートステイ） ＜高齢福祉課高齢者支援係＞

医学的管理が必要なため、短期入所生活介護の利用が困難な在宅療養高齢者に対して、年間を通して利用可能なベッドを確保する。

・対象

区内に住所を有する介護保険の要支援・要介護認定を受けた方（認定申請中及び申請予定者を含む）で、医学的な管理が必要なため、短期入所生活介護の利用が困難な在宅療養者。

・利用場所

区内 4 病院 各 1 床

・利用料金

医療保険による自己負担額、差額ベッド代等保険外諸費用。

年度	3	4	5	6	7
延利用日数	1,002	586	367	245	219
延利用人数	100	55	40	26	20

■ 緊急ショートステイ ＜高齢福祉課高齢者福祉住宅・施設係＞

突発的な事情のために介護が受けられない在宅高齢者に対して、区立の特別養護老人ホーム（東が丘・東山）のベッドを年間通して確保する。

・対象

区内に住所を有する介護保険の要支援・要介護認定を受けた方で、介護者が疾病、冠婚葬祭等により一時的に介護が困難になった場合のうち、一般のショートステイが取れていない方。

・利用場所

区内2施設 各1床

・利用料金

介護サービス費用の利用者負担額（別途、食費・居住費・日用品等の実費）

年度	3	4	5	6	7
延利用日数	0	17	517	521	426
延利用人数	0	3	92	90	92

※有料老人ホーム利用の事業は令和5年3月末で終了。令和5年4月から新たに特別養護老人ホーム東が丘で1床を確保し、特別養護老人ホーム東山と合わせて2床で事業を実施。

ひとりぐらし等高齢者対策

令和8年1月1日現在の65歳以上高齢者の人口は55,556人であり、目黒区の総人口のおよそ19.7%を占める。そのうち、高齢者のみで構成される世帯数は30,849世帯であり、その世帯向けのサービスとして次の事業を実施している。

■ ひとりぐらし等高齢者登録 ＜高齢福祉課在宅事業係＞

ひとりぐらしや高齢者のみ世帯の方などに緊急連絡先や電話番号などを登録していただき、緊急時や災害時の安否確認や避難支援につなげる。

・対象

65歳以上のひとりぐらし又は高齢者のみの世帯の方、義務教育終了以前の方や常時介護が必要な方とのみ暮らしている方、及び家族が就労等により日中等一定の時間帯に高齢者のみになる方

年度	3	4	5	6	7
登録者数	6,812	6,734	6,714	6,635	6,551

■ 高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業 <高齢福祉課在宅事業係>

在宅のひとりぐらし高齢者等を対象とした介護保険外のヘルパー派遣事業として、高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業を実施している。

・対象

ひとりぐらし等高齢者登録をされていて、区が各サービスを必要と認めた方

・援助内容

① 銭湯介助

要介護・要支援の認定を受けている方の銭湯への送迎及び銭湯内での着替え等介助

② 理美容室介助

要介護・要支援の認定を受けている方の理美容室への送迎及び理美容室内での移動介助

③ 緊急対応

身体上の急変のため、緊急かつ一時的な介護が必要な方への支援（原則 1 週間以内）

④ 生活管理指導

生活環境が劣悪であったり、対人関係に支障をきたしている方に対する日常生活や、対人関係の構築のための支援・指導、関係機関等との連絡調整等（原則 3 か月以内）

・派遣時間

上記① 1 回 2 時間以内（週に 2 回まで）

上記② 1 回 2 時間以内（月に 1 回目まで）

上記③・④ 1 回 3 時間以内（週に 2 回まで）

・利用料金

下記料金だが、住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料

上記①・② 1 時間単価 400 円

上記③・④ 費用負担無

⑤ 病院内介助助成

病院内で介助が必要な、要支援・要介護認定を受けたひとりぐらし等高齢者登録者に対し、介護保険制度では対象とならない医療機関での待ち時間におけるヘルパー利用費用の一部を助成

・助成金

助成額 30 分 1,000 円まで、かつ月 4,000 円まで

※介護保険の給付対象となる部分は除く

年度		3	4	5	6	7
銭湯介助サービス	利用者人数	0	0	0	0	0
	延派遣時間数	0	0	0	0	0
理美容室介助サービス	利用者人数	0	2	1	0	0
	延派遣時間数	0	2.5	1.0	0	0
緊急対応	利用者人数	0	0	0	1	0
	延派遣時間数	0	0	0	2.0	0
生活管理指導	利用者人数	3	1	0	0	0
	延派遣時間数	78.0	13.0	0	0	0
病院内介助助成	延支給人数	325	324	371	452	422
	支給金額(円)	865,452	909,377	1,011,492	1,322,964	1,228,166

■ 非常通報システム ＜高齢福祉課在宅事業係＞

自宅内での急病や突発的事故の際、あらかじめ設置された専用通報機のボタンを押して警備会社に通報することにより、必要に応じて救急車の手配や親族等への連絡を行う。

・対象

ひとり暮らし等高齢者登録をしている方。また、ひとり暮らし等高齢者登録をしている方のうち、単身で近隣に親族が居住していない方で、常時寝たきりでない方は生活リズムセンサーをあわせて利用することが可能。

・利用料金

月額 286 円。生活リズムセンサーをあわせて利用する方は 491 円。住民税非課税世帯や生活保護受給世帯の方は無料。

年度	3	4	5	6	7
固定回線用 新規設置台数	98(34)	90(35)	85(23)	88(24)	71(19)
通信機能搭載型 新規設置台数					36(9)
モバイル型 新規設置台数	-	52	43	46	13
年度末台数	589(167)	626(174)	644(157)	655(147)	651(165)

※()内は生活リズムセンサー設置台数

※令和4年度からモバイル型を導入

※令和7年度途中からモバイル型廃盤に伴い通信機能搭載型を導入

■ 火災安全機器設置 ＜高齢福祉課在宅事業係＞

防火等の配慮が必要なひとりぐらし等高齢者登録をしている方に、火災安全機器を設置する。

・利用料金

自己負担 1 割。住民税非課税世帯や生活保護受給世帯の方は無料。

年度	3	4	5	6	7
火災安全システム	1	0	1	0	0
自動消火装置	10	3	7	6	6
火災警報器	11	6	16	13	11
電磁調理器	26	13	11	14	11

※自動消火装置、火災警報器については、機器の耐用年数が経過したことによる交換台数を含む

■ 高齢者福祉住宅の提供 ＜高齢福祉課高齢者福祉住宅・施設係＞

立ち退き等で住宅に困窮されている高齢者の方に住宅を提供している。

・対象

次の要件のすべてに該当する方

- ① 区内に 1 年以上住民票があり、民間賃貸住宅に居住する、65 歳以上のひとり暮らし又は三親等以内の 65 歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ② 住宅の取り壊し等で 2 年以内の立退き要求を受けているか、住環境が悪い方
- ③ 公営住宅法上の所得が単身 256 万 8 千円以下、世帯 294 万 8 千円以下の方

※自立した日常生活を基本とした住宅であり、介護施設等とは異なる。

・使用料

所得や住宅により使用料の負担額が異なる。別途、共益費負担がある。

年度	3	4	5	6	7
住宅戸数（戸）	223	225	232	232	233
単身用（戸）	202	202	208	208	208
世帯用（戸）	21	23	24	24	25

■ 高齢者自立支援住宅改修給付 <高齢福祉課在宅事業係>

事業の名称及び事業内容	対象者
1 住宅改修予防給付 手すりの取り付けや段差の解消 限度額 200,000 円	1 65 歳以上で介護保険で非該当と判定された虚弱な方。(介護保険で要支援、要介護と判定された方は、介護保険の住宅改修給付が適用される。)
2 住宅設備改修給付 浴槽、流し台、洗面台、便器(和式→洋式)の取り替え 限度額 ・ 便器洋式化改修 162,000 円 ・ 低浴槽化改修 379,000 円 ・ 流し・洗面台改修 156,000 円	2 65 歳以上で介護保険で要介護、要支援と判定された方、既に介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業対象者となっている方、又は虚弱な方。

※1 割自己負担金がある。生活保護受給世帯の方には軽減措置がある。

(単位：件)

年度		3	4	5	6	7
住宅改修予防給付		1	2	2	3	2
住宅設備 改修給付	便器洋式化改修	4	1	0	4	1
	低浴槽化改修	35	29	20	27	20
	流し・洗面台改修	2	1	3	1	2

■ 食事サービス <高齢福祉課在宅事業係>

(1) 配食サービス(月曜～日曜日の昼食または夕食を配達)

・ 対象

ひとり暮らし等高齢者登録をしている方のうち、次の①・②のいずれかに該当する方

① 介護保険の要介護 1～5 又は要支援 1・2 の方で、買物や調理が困難な方。(1 日 1 食、週 7 回まで)

② 75 歳以上の単身世帯で、近隣に親族がいない方(1 日 1 食、週 2 回まで)

・ 利用料金

1 食あたり 277 円～617 円

年度	3	4	5	6	7
受給者数(人)	577	567	600	587	603
延べ配食数(食)	123,063	116,714	126,525	126,275	127,171

(2) 週一食事サービス（毎週日曜日のみ、昼食を配達）

・対象

ひとりぐらし等高齢者登録をしている方で配食を希望する方

・利用料金

1食あたり 277 円～566 円

年度	3	4	5	6	7
年度末受給者数（人）	37	34	31	34	26
延べ配食数（食）	901	938	796	544	667

■ 高齢者福祉電話の設置 ＜高齢福祉課在宅事業係＞

安否確認や緊急時対応に利用するために、区所有の電話回線を貸与する。

・対象

ひとりぐらし等高齢者登録をしている単身又は高齢者のみの世帯の方で、電話を契約していない住民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の方

年度	3	4	5	6	7
設置台数	47	52	53	44	38

※設置台数は年度末現在稼働台数

■ 電話訪問（さわやかコール） ＜高齢福祉課在宅事業係＞

ひとりぐらし等高齢者登録をしている方のうち希望する方に対して、定期的に電話をして安否確認等を行う。

年度	3	4	5	6	7
利用者数	56	61	72	70	62
延べ電話訪問件数	4,343	4,905	5,228	5,543	5,546

■ 家具転倒防止器具の取付け ＜高齢福祉課在宅事業係＞

施工業者による家具転倒防止器具の取付費用を、20,000 円を限度とし区が助成する（器具の購入費を含む）。

・対象

要介護 4・5 又はひとりぐらし等高齢者登録者

年度	3	4	5	6	7
件数	7	5	2	9	2

※令和 3 年度までは 10,000 円が限度（器具購入費は自己負担）

■ 高齢者見守り訪問 <福祉総合課地域ケア推進係>

地域のボランティアが、見守りを希望するひとりぐらし等高齢者を 2 週間に 1 回以上、訪問による声かけや、家の外から洗濯物、雨戸、郵便受けなどの状況を見るさりげない見守りを行い、安否を確認する。

年度	3	4	5	6	7
見守られている高齢者（人）※マッチング中	38	30	28	25	23
見守り活動中のボランティア（人）	30	23	21	21	20
活動中ボランティアを含むボランティア登録数（人）	112	102	105	103	109

■ 見守りネットワーク（見守りめぐねっと） <福祉総合課地域ケア推進係>

見守る人・見守られる人を特定しないで、区民や事業者が日常の生活や事業活動の中で高齢者を緩やかに見守り、異変があった時に地域包括支援センターへ連絡する仕組み。平成 28 年 1 月からは、対象を高齢者のみならず、子どもや障害者に拡大し、協力団体や協力事業者の拡大を行った。

年度	3	4	5	6	7
協力団体	25	25	25	25	25
協力機関	4	4	4	4	4
協力事業者（登録事業者）	417	444	442	453	456

■ 見守りサポーター <福祉総合課地域ケア推進係>

地域でゆるやかな見守りを行うことで、高齢者等の異変に早期に気づき、地域包括支援センターにつなぐ役割を担う「見守りサポーター」を育成するため、地域住民を対象に養成講座を行った。

年度	3	4	5	6	7
開催回数	2	2	2	2	2
参加者数	69	48	78	94	69

その他の事業

■ 敬老特別記念品料 <高齢福祉課いきがい支援係>

区内に在住する 100 歳以上の高齢者に対し、敬老特別記念品料を贈呈する。

区分	3		4		5		6		7	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
新たに 100 歳になられた方および最高齢者	10,000	74	10,000	70	10,000	92	10,000	83	10,000	113

■ 敬老記念品料 ＜高齢福祉課いきがい支援係＞

区内に在住する高齢者に対し、年齢の節目に敬老記念品料 5,000 円を贈呈する。

年度	3	4	5	6	7
80 歳(傘寿)	2,102	2,057	2,198	1,839	1,620
90 歳(卒寿)	973	1,040	977	998	1,051

■ 敬老のつどい ＜高齢福祉課いきがい支援係＞

年度内に 80 歳になる方を敬老の日にお招きし、社会に尽くされたことに感謝の意を表すとともに、長寿をお祝いするために開催している。

■ 東京都シルバーパス ＜高齢福祉課いきがい支援係＞

高齢者の社会参加を進めるため、70 歳以上の方に都内のバス（民営・都営）、都営地下鉄、都電等の乗車証を申込みにより発行する（有効期間は 10 月 1 日から 9 月 30 日の 1 年間）。

・ 本人負担額

- ① 住民税が非課税の方、または合計所得金額が 135 万円以下の方 1,000 円
- ② ①以外の方 12,000 円

■ 特別永住者等福祉給付金 ＜高齢福祉課在宅事業係＞

国民年金制度上、老齢基礎年金等を受けることができない特別永住者及び特別永住者から帰化した方で、一定の要件の方に給付金を月 15,000 円支給する。

年度	3	4	5	6	7
受給者	2	2	0	0	0

■ 竹の子クラブの組織化と活動の支援 ＜高齢福祉課いきがい支援係＞

竹の子クラブは、区内の各いこいの家コミュニティルームを活動の拠点とし、生きがいと健康づくり、会員相互の友愛活動、地域の社会奉仕活動に努めるなど、地域の福祉向上に積極的に貢献している。

区では、竹の子クラブの組織化と活動の支援を図るために助成を行うほか、運営についての支援を行うため、竹の子クラブ支援員を配置している。

（令和 7 年度）

	助成内容	助成金額（総額）
竹の子クラブ	運営経費、研修旅行経費、広報啓発費、施設借上げ経費	15,514,683 円
竹の子クラブ連合会	指導者育成事業費、啓発事業費、事業助成費、健康づくり事業費	2,931,700 円

竹の子クラブ連合会

(令和8年4月1日現在)

年度	4	5	6	7	8
クラブ数	40	40	40	40	40
会員数	3,640	3,486	3,466	3,377	3,344

竹の子クラブ

(令和8年4月1日現在)

竹の子クラブ名	活動場所	会員数
駒場寿会	駒場住区いきいの家コミュニティルーム	102
青寿会	菅刈住区センターいきいの家コミュニティルーム (菅刈住区センター内)	30
桜寿会		32
小鳩会		34
貝塚会	東山住区センターいきいの家コミュニティルーム (東山住区センター内)	80
東山会		9
宿山亀寿会	烏森住区センターいきいの家コミュニティルーム (烏森住区センター内)	118
からすみ泉会		87
目黒長寿会	中目黒住区上二いきいの家コミュニティルーム	19
目黒福寿会		83
楽朗会	田道住区いきいの家コミュニティルーム	57
大鳥会	下目黒住区センターいきいの家コミュニティルーム (下目黒住区センター内)	106
明楽会	不動住区センターいきいの家コミュニティルーム (不動住区センター内)	76
和楽会	上目黒住区いきいの家コミュニティルーム	136
きらく会		97
油面ときわ会	油面住区中町いきいの家コミュニティルーム	105
常楽会	五本木住区いきいの家コミュニティルーム	53
東三宝会	鷹番住区センターいきいの家コミュニティルーム (鷹番住区センター内)	96
鷹番西三宝会		152
月光長寿会	月光原住区センターいきいの家コミュニティルーム (月光原住区センター内)	27
清水不老会		44
向原喜楽会		76
長生会	向原住区センターいきいの家コミュニティルーム (向原住区センター内)	85
ばらの会		96
原町さくら会		76
碑一福寿会	碑住区センターいきいの家コミュニティルーム (碑 住区センター内)	110
碑幸寿会		73

竹の子クラブ名	活動場所	会員数
洗足高砂会	原町住区いこいの家コミュニティルーム	62
美原会		54
南鈴広会		81
雀の宮会	大岡山東住区センターいこいの家コミュニティルーム（大岡山東住区センター内）	64
南むつみ会		52
長寿会	大岡山西住区平町いこいの家コミュニティルーム	106
美波会		137
みどり会	中根住区センターいこいの家コミュニティルーム（中根住区センター内）	134
友楽会	自由が丘住区いこいの家コミュニティルーム	157
宮前会	自由が丘住区センター宮前分室いこいの家コミュニティルーム（自由が丘住区センター宮前分室内）	92
中根会	八雲住区センターいこいの家コミュニティルーム（八雲住区センター内）	66
八雲会		66
東根会	東根住区センターいこいの家コミュニティルーム（東根住区センター内）	214

■ いこいの家講習会 ＜高齢福祉課いきがい支援係＞

いこいの家では、初めての方にも分かりやすい、趣味・教養、健康増進のための講習会を行っている。

・令和7年度講習種目

ポップスコラス・風景画・英会話・生花・絵手紙・クラフトバンド手芸・チェアヨガ・気功・太極拳・リラックス体操・ストレッチ・チアダンス・骨盤体操等

年度	講習種目数	開催回数	延べ参加者数
3	40	263	1,424
4	50	577	5,219
5	50	623	5,729
6	49	475	5,837
7	49	476	5,895

※老人いこいの家は、令和7年度からいこいの家コミュニティルームに名称変更している。

■ 高齢者センター講習会・各種行事 <高齢福祉課いきがい支援係>

区内在住の60歳以上の方を対象に、生きがいつくり、健康づくり、仲間づくりを目的として、教養・趣味の講習会、体操教室等を行っている。また、講演会や文化祭などの各種行事を開催している。

(1) 講習会

・令和7年度講習種目

- ① 健康づくり・フレイル予防事業…トリム体操、リフレッシュヨガ等
- ② 趣味・教養事業…PC教室、エンディングノート等
- ③ オンライン事業…トリム体操、フレイル予防等（オンライン相談会含む）
- ④ 交流事業…納涼祭、小学校との交流等

年度	講習種目数	開催回数	延べ参加者数
3	54	520	7,800
4	58	786	11,486
5	52	730	11,898
6	62	1,135	15,060
7	91	1,627	18,416

(2) 令和7年度各種行事

種目	延べ回数等	延べ参加者数
ふれあい館祭り	1	378
納涼祭	1	350
合計	2	728

※自由参加のため上記「延べ参加者数」は概算

(3) 相談事業

60歳以上の区民を対象に、高齢者の健康や生活に関する相談を保健師等が受けている。

年度	健康相談（件）	生活相談（件）	計
3	991	498	1,489
4	3,377	500	3,877
5	3,321	624	3,945
6	5,213	744	5,957
7	6,031	791	6,822

施設

■ いこいの家 <高齢福祉課いきがい支援係>

いこいの家は、高齢者相互の親睦交流を図ることを目的とした施設である。竹の子クラブの主な活動場所であるとともに、地域の高齢者が趣味・教養、健康増進のための講習会に参加する場所となっている。

年度	利用延べ人数				
	3	4	5	6	7
駒場	1,621	2,931	2,667	3,407	3,490
菅刈	847	2,105	1,825	2,131	2,812
東山	1,014	2,337	2,890	2,934	3,022
上二	1,151	2,167	3,143	3,480	3,519
烏森	2,676	3,832	4,064	5,387	6,010
上目黒	2,346	3,424	4,061	5,091	5,169
田道	1,038	2,901	3,076	3,229	2,945
田道住区三田分室	140	1,025	1,166	1,323	1,441
下目黒	1,978	3,842	4,529	4,496	5,306
不動	1,135	1,747	2,119	2,536	3,146
中町	3,031	5,069	5,314	5,363	5,444
五本木	1,047	1,906	2,687	2,691	2,544
月光原	1,425	2,990	3,136	3,490	3,472
向原	2,199	4,327	4,908	5,130	5,263
原町	2,392	5,001	5,856	5,969	5,744
碑	2,310	3,225	4,351	3,694	5,090
大岡山東	2,697	5,794	5,641	6,656	8,106
鷹番	4,061	7,240	8,043	7,591	8,638
平町	4,407	6,595	7,585	8,404	8,255
中根	2,090	4,177	4,774	4,806	4,389
自由が丘	2,751	6,164	6,374	7,432	7,033
自由が丘住区 宮前分室	959	2,067	2,795	2,460	2,700
八雲	2,152	4,655	5,356	5,547	6,003
東根	2,329	3,359	6,439	7,111	7,541
計	47,796	88,880	102,799	110,358	117,082

※老人いこいの家は、令和7年度からいこいの家コミュニティルームに名称変更している。

■ 老人福祉施設 <高齢福祉課高齢者福祉住宅・施設係 いきがい支援係>

(1) 区立特別養護老人ホーム

常時介護が必要で居宅での生活が困難なかが入所して、日常生活上の支援や機能訓練、健康管理などのサービスを提供する施設。また、介護者が一時的に介護できなくなった場合等に短期間入所してサービスを受けることもできる（ショートステイ）。

(令和8年4月1日現在)

施設名	サービスの種類	定員	運営
特別養護老人ホーム中目黒	介護老人福祉施設	55	指定管理(社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団)
	短期入所生活介護	5	
特別養護老人ホーム東が丘	介護老人福祉施設	100	
	短期入所生活介護	10	
特別養護老人ホーム東山	介護老人福祉施設	130	
	短期入所生活介護	10	

(2) 区立在宅ケア多機能センター

通い、泊まり、訪問の機能を持つ小規模多機能型居宅介護サービスと認知症対応型通所介護サービスを提供する施設。なお、東が丘在宅ケア多機能センター・東山在宅ケア多機能センターは各特別養護老人ホームに併設、田道在宅ケア多機能センターは田道ふれあい館内。

(令和8年4月1日現在)

施設名	サービスの種類	定員	運営
東が丘在宅ケア多機能センター	小規模多機能型居宅介護	29	指定管理(社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団)
	認知症対応型通所介護	12	
東山在宅ケア多機能センター	小規模多機能型居宅介護	29	
	認知症対応型通所介護	12	
田道在宅ケア多機能センター	小規模多機能型居宅介護	25	指定管理(特定非営利活動法人ほっとステーション)
	認知症対応型通所介護	12	

(3) 目黒区高齢者センター

区内在住 60 歳以上のかたを対象に、健康増進、趣味・教養の向上を目指す事業や遊びや学びを通じて世代間の交流を図るためのレクリエーションなどを無料で行う施設。田道ふれあい館内。

(令和8年4月1日現在)

施設名	サービスの種類	定員	運営
高齢者センター	老人福祉センター	—	指定管理(社会福祉法人 奉優会)

3 障害者福祉

障害者福祉相談

■ 身体障害者（児）総合相談 ＜障害者支援課身体障害者相談係＞

障害者支援課身体障害者相談係において、身体障害者（児）のさまざまな相談に応じ、相談者の実態に即した援助を行うとともに、身体障害者手帳の交付、補装具費の支給、日常生活用具の給付、施設の入所相談等を行っている。

また、聴覚障害者等のために手話通訳者を配置し、午前8時30分から午後5時まで相談に応じている。このほか、目黒区が委嘱している身体障害者相談員5名及び指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が地域における相談を行っている。

身体障害者の相談指導状況

年度	手帳 障害者 身体	医更 療生	補装 具	職業	在宅	入施 所設	保医 健療	生活	その他	無料乗車券等交付		計
										都営 (※)	民営	
3	2,018	483	492	8	744	158	79	228	271	521	119	5,121
4	2,191	429	377	10	471	52	41	105	394	747	109	4,926
5	1,626	510	468	2	317	102	51	127	416	600	125	4,344
6	1,601	409	542	1	164	42	26	94	526	471	72	3,948
7	1,581	392	461	10	54	31	26	63	500	575	97	3,790

※戦傷病者・原爆被爆者含む

身体障害者相談員の相談件数

年度		3	4	5	6	7
相談 内容	身体障害者手帳	0	0	0	0	2
	施設入所	31	19	15	10	6
	年金・保険・手当	0	0	0	0	0
	仕事	3	1	0	0	5
	生活	2	6	22	33	18
	家族関係	4	0	0	7	12
	生活福祉資金	0	0	0	0	0
	住宅	0	0	0	1	3
	更生医療	0	0	0	0	0
	補装具	0	1	2	1	2
	その他	13	39	88	91	38
地域活動（諸会合、行事等への参加）		132	123	204	237	216
計		185	189	331	380	302

■ 知的障害者（児）総合相談 ＜障害者支援課知的障害・発達障害相談係＞

障害者支援課知的障害者相談係において、知的障害のある人やその家族の様々な相談に応じている。相談の内容は、障害の特性から、生活全般に関わることが多く、進路相談、医療、就職や職業適性などの相談、経済生活といった地域生活を送るうえでの相談、通所施設や入所施設、グループホームの利用相談などである。相談にあたっては本人の意思の尊重を基本にさまざまな関係機関と協力しながら、実施している。

このほか、目黒区が委嘱している知的障害者相談員 9 名及び指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が地域における相談を行っている。

知的障害者相談状況

年度	内 容 相談 実人員	相談延べ件数												計
		施 設		職親 委託	職業	保健 医療	生活	教育	在宅	愛の 手帳	その他	無料乗車券 等交付		
		援護 施設	その他									都営	民営	
3	1,985	579	21	2	20	10	20	12	998	255	142	85	5	2,149
4	2,175	417	25	0	21	14	5	8	1,471	161	147	119	8	2,396
5	3,077	357	59	1	10	25	65	29	3,677	265	253	94	15	4,850
6	3,619	469	187	2	5	11	226	7	5,243	142	578	91	3	6,964
7	2,420	185	73	0	16	12	111	42	3,539	38	516	115	5	4,652

知的障害者相談員の相談件数

年度		3	4	5	6	7
相談 内容	愛の手帳	0	11	5	8	2
	総合支援法関係	0	0	0	2	1
	施設入所	8	9	11	12	12
	年金・保険・手当	7	26	10	13	8
	仕事	16	24	9	12	7
	生活	9	25	26	42	35
	家族関係	3	2	2	10	4
	養育	0	13	4	4	3
	就学	1	30	35	10	8
その他		31	18	8	30	10
地域活動（諸会合、行事等への参加）		186	296	372	416	401
計		261	454	482	559	491

■ 発達障害児者相談員 <障害者支援課知的障害・発達障害相談係>

目黒区が委嘱している発達障害児者相談員 2 名が、地域における相談を行っている。

年度		3	4	5	6	7
相談内容	障害者手帳	0	0	1	5	0
	医療	1	0	2	11	18
	施設入所	0	0	0	3	1
	年金・保険	0	0	0	4	1
	家庭関係	5	3	1	1	2
	住宅	0	0	0	1	0
	就労	3	0	4	8	8
	生活資金	0	0	0	0	0
	その他	4	12	7	42	49
地域活動（諸会合、行事等への参加）		24	47	39	39	57
計		37	62	54	114	136

■ 計画相談支援 <障害施策推進課計画推進係・障害者支援課知的障害・発達障害相談係>

障害福祉サービスを利用するために必要となるサービス等利用計画を、障害のある人やその家族の意向に沿って相談支援事業所が作成する。

相談支援事業所名	主たる対象
地域生活相談支援センターセサミ	精神
ふれんず	知的 障害児
目黒障害者相談センター	身体 知的 精神 障害児 難病
たんぽぽの会 相談支援	知的 障害児
目黒区心身障害者センターあいアイ館	身体 知的 精神 難病
いきいき福祉相談支援センター	精神
目黒区児童発達支援センター相談支援ひまわり	障害児
LITALICO 相談支援センター中目黒	身体 知的 精神 難病
ナイスケア目黒相談支援センター	身体 知的 精神 障害児 難病
重症心身障害・医療的ケア 相談センター ガブリエル（令和 7 年 8 月から事業所名変更）	身体 知的 精神 障害児 難病
指定相談支援アットコレット都立大（令和 7 年 5 月廃止）	身体 知的 精神 障害児 難病
dekkun 相談支援事業所	障害児

計画案作成件数

（各年度末現在）

年度	身体障害	知的障害	精神障害	難病	障害児	計
3	227	607	329	6	334	1,503
4	219	617	335	8	297	1,476
5	219	626	371	8	297	1,521
6	213	625	403	7	289	1,537
7	227	627	430	7	279	1,570

■ 地域生活支援拠点事業 <障害施策推進課計画推進係>

拠点コーディネーターを配置し、365日24時間体制で、地域における身近な相談や緊急時の受入れ対応等を行う、地域生活支援拠点事業を区の委託により実施している。

相談実績

	年度	身体	知的	精神	難病	児童	その他	重複	不明	合計
相談 件数	3	2	356	43	0	17	8	1	4	431
	4	15	371	41	0	3	9	11	5	455
	5	7	526	14	0	0	4	7	2	560
	6	8	666	118	0	0	5	123	2	922
	7	8	492	73	0	0	8	71	7	659
実人数	3	1	82	25	0	6	6	1	4	125
	4	8	166	20	0	3	4	5	4	210
	5	6	214	9	0	0	1	6	2	238
	6	6	220	19	0	0	4	23	2	274
	7	6	168	22	0	0	5	23	4	228

相談内容

年度	緊急 対応	短期 入所	体調	福祉サ ービス	日常生 活	金銭管 理等	家族関 係	人間関 係	職場施 設	近隣関 係	その他	延べ 件数
3	96	396	155	320	200	45	90	12	142	17	333	1,806
4	99	544	136	353	181	66	193	38	183	2	304	2,099
5	27	632	83	398	214	87	111	13	138	2	336	2,041
6	15	569	112	335	270	53	128	38	196	2	285	2,003
7	12	452	95	175	242	24	86	22	156	12	124	1,400

支援内容

年度	緊急 対応	安否 確認	見守 り	家庭訪 問	付添 い	短期入 所	傾聴助 言	相談継 続	紹介	調整	その他	延べ 件数
3	39	5	2	3	10	12	637	79	1	—	487	1,275
4	12	2	2	1	14	20	623	33	9	—	539	1,255
5	3	1	1	1	21	16	404	13	2	351	790	1,252
6	5	0	0	1	3	12	474	2	1	249	674	1,421
7	1	0	0	0	3	8	507	2	4	290	232	1,047

■ 虐待防止相談 ＜障害者支援課身体障害者相談係＞

障害者虐待防止法に基づき目黒区障害者虐待防止センターを障害者支援課に設置し、年齢を問わず障害者虐待全般について受付け、解決に向けた調査、話し合い等を行っている。

障害者虐待の加害者の分類は、①養護者による虐待、②障害福祉施設従事者等による虐待、③使用者による虐待である。また、具体的な虐待の種類は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待である。

延べ相談件数

（各年度末現在）

年度	身体的	性的	ネグレクト	心理的	経済的	計
3	7	2	0	3	1	13
4	6	1	1	4	1	13
5	4	0	0	6	0	10
6	5	0	1	7	3	16
7	3	0	0	7	0	10

手帳の交付

■ 身体障害者手帳の交付 ＜障害者支援課身体障害者相談係＞

身体障害者手帳は、身体障害者（児）がさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳であり、身体障害者福祉法に基づいて交付される。

手帳の交付手続きは、指定医の書いた所定の診断書・意見書に写真を添付し、福祉事務所長を経由して都知事に申請する。15歳未満の場合は、保護者が代わって申請する。

身体障害者手帳交付状況

（各年度末現在）

年度	障害区分					計
	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	
3	374	441	66	2,760	2,171	5,812
4	387	457	76	2,673	2,281	5,874
5	409	503	80	2,689	2,390	6,071
6	392	500	80	2,499	2,264	5,735
7	411	542	81	2,531	2,394	5,959

身体障害者手帳交付者数

※総合等級での人数(令和7年度末現在)

区分 等級	視覚	聴覚	音声 言語	肢 体 不自由	内部障害						
					心臓	腎臓	呼吸器	ぼうこ う・直腸	小腸	免疫	肝臓
1級	112	7	2	461	807	589	17	1	2	13	13
2級	144	98	2	505	3	0	3	0	2	83	1
3級	22	52	52	532	209	2	29	24	1	52	1
4級	40	189	25	698	177	6	11	301	1	46	0
5級	78	1	0	221	0	0	0	0	0	0	0
6級	15	195	0	114	0	0	0	0	0	0	0
計	411	542	81	2,531	1,196	597	60	326	6	194	15

■ 愛の手帳の交付 <障害者支援課知的障害・発達障害相談係>

愛の手帳は、知的障害者（児）がさまざまな福祉サービスを受けるときに必要な手帳であり、東京都が交付している。国は「療育手帳」制度を実施しており、「愛の手帳」は、療育手帳制度による手帳として取り扱われている。

この手帳は本人又は保護者の申請により、児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害と判定され手帳の交付を受けると、各種福祉手当、交通機関の運賃割引、所得税・住民税等の軽減措置などを受けることができる。

(各年度末現在)

年度	区分								計
	最 重 度		重 度		中 度		軽 度		
	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	
3	27	2	332	79	220	61	397	138	1, 256
4	28	1	338	85	218	71	413	142	1, 296
5	28	1	342	93	221	75	422	160	1, 342
6	29	1	342	100	217	85	439	172	1, 385
7	31	1	352	102	210	93	451	174	1, 414

施設への入所

■ 身体障害者入所施設 <障害者支援課身体障害者相談係>

身体障害者の入所施設は施設入所支援と重症心身障害者を対象にした療養介護がある。両施設とも重度障害者が多く、個別の契約制度に適さないため、東京都が公平性の配慮を行い利用調整している。利用希望者は区に申し込みを行い、東京都が募集施設と調整の上で優先性を考慮して利用決定を行っている。その他の入所施設は利用希望者との個別契約で決定している。

(各年度末現在)

施設 年度	障害者支援施設	療養介護		計
		重症心身障害者等	その他	
3	30	27	0	57
4	29	26	0	55
5	26	25	0	51
6	27	25	0	52
7	28	22	0	50

■ 知的障害者入所施設、通所施設、グループホーム ＜障害者支援課知的障害・発達障害相談係＞

知的障害のある人が、日常生活の援助や健康管理、金銭管理等の必要な支援を受けながら地域で暮し続ける場として、グループホームが 15 か所（区立 1 か所、民間 14 か所）、日中自宅やグループホームから通所し、生活支援や作業活動の提供、就労訓練等のひとりひとりのニーズに応じた支援を受けながら円滑な社会参加を図る通所施設が 15 施設（区立 5 か所、民間 10 か所）ある。

施設の利用に際しては、障害支援区分の認定及び区における自立支援給付の支給決定が必要であり、本人の住民税課税状況によって費用負担が決まる。（非課税者は無料）

18 歳未満の知的障害児については、児童福祉法に基づく障害児通所施設（児童発達支援、放課後等デイサービス）、障害児入所施設がある。申請窓口は通所は区、入所は東京都児童相談センターである。

(各年度末現在)

施設 年度	障害者支援施設 (入所)	通所施設	通勤寮	グループホーム	計
3	122	419	2	159	702
4	130	420	2	163	715
5	136	420	1	172	729
6	133	417	0	182	732
7	134	422	1	195	752

日常生活の援助

■ 補装具費の支給 ＜障害者支援課身体障害者相談係・精神障害福祉・難病係＞

身体の失われた部分や障害のある部分を補って日常生活や働くことを容易にする用具として、義肢・義眼・補聴器等補装具の作成及び修理に要する費用を支給している。

・対象

身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳を持っている方、又は難病患者等で障害者支援課を通じ、東京都心身障害者福祉センター等で、作成等が適当と判定され、区が支給決定をした方。本人等の所得に応じ、費用の負担が生じる（18 歳未満は保護者の所得に応じ、費用の負担が生じる）。介護保険対象者で介護保険と重複する種目は対象外。

補装具給付状況（児童・戦傷病者分含む）

（各年度末現在）

区分 年度	視覚障害者 安全つえ	義眼	眼鏡	補聴器	義手	義足	装具	（電動含む） 車椅子	歩行器	歩行補助つえ	その他	計
3	12	0	5	56 (16)	3	5(8)	58 (17)	31 (75)	4	2	21 (18)	197 (134)
4	9(1)	1	6	78 (25)	3(1)	8(4)	57 (19)	22 (50)	3	3	15 (17)	205 (117)
5	14	1	9	54 (22)	3	5(5)	39 (21)	22 (61)	4	3	18 (16)	172 (125)
6	14(1)	0	12(1)	84 (35)	2(1)	4(9)	61 (5)	31 (60)	2(1)	3	18 (31)	231 (144)
7	13	0	11	64 (30)	5	6(5)	46 (21)	21 (56)	3(2)	5	15 (29)	189 (143)
難病再掲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※（ ）は修理別掲

■ 日常生活用具の給付・貸与 ＜障害者支援課身体障害者相談係・精神障害福祉・難病係＞

心身障害者が、自らの力で日常生活を営むことができるようにするとともに、家族の負担を少なくするため特殊寝台等の日常生活用具の給付や福祉電話の貸与、点字図書の給付を行っている。

・対象

在宅の重度心身障害者（児）で、身体障害者手帳又は愛の手帳を持っている方、難病患者等。ただし、給付内容が多岐にわたり、基準もそれぞれ異なるため、詳細は障害者支援課まで問い合わせ。本人等の所得に応じ、費用の負担が生じる（18歳未満は保護者の所得に応じ、費用の負担が生じる）。介護保険対象者で介護保険と重複する種目は対象外。

日常生活用具給付状況

（各年度末現在）

年度	3	4	5	6	7	難病再掲
入浴補助用具	16	10	7	12	6	0
特殊寝台	5	3	3	3	2	0
便器	2	0	0	2	2	0
盲人用時計	0	7	11	2	3	0
屋内信号装置	1	2	2	2	2	0
点字図書※1	0	2	0	2	0	0
ストマ用装具・紙おむつ ※2	3,272	3,354	3,295	3,283	3405	0
その他	114	69	86	64	69	6
計	3,410	3,447	3,404	3,370	3489	6

※点字図書は、1タイトルを1件として算定

※ストマ用装具・紙おむつは1か月分を1件として算定

■ 住宅設備改善費の給付 <障害者支援課身体障害者相談係・精神障害福祉・難病係>

在宅の重度身体障害者（児）が、自分の力で日常生活を営むことができるようにするとともに、家族の負担を少なくするために、居住する家屋の玄関・トイレ・浴室等住宅設備の改善費の給付を行っている。

・対象

身体障害者手帳を持っている在宅の重度肢体不自由者（児）及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者（児）。小規模改修は難病患者等も含む。給付内容により基準が異なる。本人等の所得に応じ、費用負担が生じる。18歳未満は保護者の所得に応じ、費用負担が生じる。介護保険対象者は屋内移動設備を除き、介護保険制度を適用、65歳未満の介護保険対象者は中規模改修を受けられる場合がある。

（各年度末現在）

年度	3	4	5	6	7	難病再掲
小規模改修	3	2	6	1	1	0
中規模改修	2	0	5	1	1	0
屋内移動設備※	4	1	2	0	2	0

※設置費含む

■ 中等度難聴児発達支援事業 <障害者支援課身体障害者相談係>

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成している。

年度	支払件数	助成金額(円)
3	1	103,562
4	12	1,263,312
5	23	1,962,416
6	13	1,506,706
7	9	1,154,214

■ 自動車改造費助成 <障害者支援課身体障害者相談係>

重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、社会復帰の促進を図るため、その自動車の改造に要する経費を助成している。

年度	3	4	5	6	7
件数	1	1	1	0	0

■ 在宅人工呼吸器使用者家庭用蓄電池購入費助成事業 <障害者支援課身体障害者相談係>

在宅で人工呼吸器を使用している方の停電時等における電源の確保を目的とし、家庭用蓄電池購入費（実費または助成限度額 8 万円のいずれか少ない額）を助成する。令和 4 年度で事業終了し、令和 5 年度からは日常生活用具給付事業の一種目として給付している。

・対象

災害時個別支援プランにおいて家庭用蓄電池の準備をする必要があることが確認できる方

年度	3	4	5	6	7
助成人数	9	5	4	1	1

■ めぐる区報等デジ版の貸出し <障害者支援課支援サービス係>

情報の収集が困難な視覚障害者等にめぐる区報、めぐる区議会だより及び選挙広報のデジ版の貸出しを行っている。

・対象

区内に居住する視覚障害・脳性マヒ・上肢障害の方

年度	3	4	5	6	7
貸出件数	6	6	7	7	8

※図書館への貸出件数を含む

■ 点字新聞の供給 <障害者支援課支援サービス係>

情報の収集が困難な視覚障害者の文化教養を高め、生活の向上に資するために、点字新聞（デジ版を含む）を供給している。区の指定する業者から受給者に週 1 回直送される。

・対象

区内に居住する視覚障害者で、その障害の程度が 1・2 級の方

年度	3	4	5	6	7
受給者数	5	5	5	5	4

■ 福祉タクシー券の給付 <障害者支援課支援サービス係>

歩行困難な肢体不自由者（児）などの社会生活の利便と生活圏の拡大を図るため、区発行の福祉タクシー券を 4 か月 10,000 円分として、請求の時期から翌年 3 月分まで交付している。なお、自動車燃料費助成との併用はできない。

・対象

区内に住所を有し、以下のいずれかの要件に該当する方。ただし、所得が限度額を超える方は対象外。

- ① 愛の手帳 2 度以上
- ② 下肢・体幹・内部にかかる身体障害者手帳 3 級以上
- ③ 上肢・視覚にかかる身体障害者手帳 2 級以上

- ④ 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症
- ⑤ 区で指定した特殊疾病（難病）

年度	福祉タクシー券の単価	交付者数	延べ交付冊数
3	福祉タクシー券 1 冊 10,000 円	3,266	9,539
4	福祉タクシー券 1 冊 10,000 円	3,258	9,489
5	福祉タクシー券 1 冊 10,000 円	3,221	9,342
6	福祉タクシー券 1 冊 10,000 円	3,181	9,253
7	福祉タクシー券 1 冊 10,000 円	3,175	9,211

※令和 5 年度は、物価高騰対策として 6,000 円を追加助成

■ 自動車燃料費の助成 <障害者支援課支援サービス係>

身体障害者本人若しくは生計を一にする者が障害者本人のために自動車を使用するとき、当該世帯の保有する自動車の燃料費（1 か月 2,500 円を限度）を助成している。なお、福祉タクシー券の交付との併用はできない。

・対象

区内に住所を有し、以下のいずれかの要件に該当する方。ただし、所得が限度額を超える方は対象外。

- ① 愛の手帳 2 度以上
- ② 下肢・体幹・内部にかかる身体障害者手帳 3 級以上
- ③ 上肢・視覚にかかる身体障害者手帳 2 級以上
- ④ 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症
- ⑤ 区で指定した特殊疾病（難病）

（各年度末現在）

年度	3	4	5	6	7
登録者数	405	393	401	409	402
助成限度額 (円/月)	2,500	2,500	2,500 (追加) 6,000	2,500	2,500
助成額 (円/年)	9,591,956	9,599,869	9,045,866 (追加) 2,124,000	9,812,332	9,323,124

※令和 5 年度は、物価高騰対策として 6,000 円を追加助成

■ 重度身体障害者電話使用料等の補助 <障害者支援課支援サービス係>

外出困難な重度身体障害者の家庭の電話の使用料について、月額 2,000 円の補助を行っている。

・対象

次のいずれかに該当する外出困難な 18 歳以上の在宅の障害者で、生活保護を受けているか、生計中心者の住民税が非課税の世帯又は福祉電話の貸与を受けている方

- ① 下肢、体幹、内部障害 1・2 級の外出困難な方
- ② 聴覚障害 2 級の方

年度	3	4	5	6	7
登録者数	15	14	14	12	10
助成額 (円)	370,000	338,000	346,000	308,000	256,000

■ ファックス設置使用料等の助成 <障害者支援課支援サービス係>

一般の電話器を使用することが困難な聴覚障害者の団体役員又は身体障害者相談員と区との事務連絡及び情報交換を容易にするため、ファックス及びフラッシュベルを設置しその使用料等の助成を行っている。

・対象

区内に居住している聴覚障害者団体の役員又は身体障害者相談員で、ファックス設置の必要性があると認められる方

年度	3	4	5	6	7
助成人数	3	3	3	2	2

■ 理美容サービス <障害者支援課支援サービス係>

重度の心身障害者の福祉の向上を図るため、理美容補助券を 1 人あたり最高年 4 枚交付している。外出の困難な方は出張によるサービスも受けられる。利用 1 回につき、2,000 円の自己負担がある。

・対象

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ① 愛の手帳 2 度以上
- ② 身体障害者手帳 2 級以上

年度	配布人数	配布延べ枚数	利用件数		
			出張	店舗	計
3	692	2,625	181	1,138	1,319
4	664	2,499	182	1,107	1,289
5	661	2,491	184	1,057	1,241
6	559	2,138	163	1,031	1,194
7	533	2,035	137	1,006	1,143

■ 寝具乾燥消毒 <障害者支援課支援サービス係>

在宅の心身障害者（児）の、臥床環境の改善を図るため寝具の乾燥消毒（年 6 回）と水洗い乾燥消毒（年 1 回）を行っている。

・対象

区内に住所を有する常時臥床の状態又は失禁状態にあり、次のいずれかの要件に該当する方

- ① 身体障害者手帳 2 級以上又は愛の手帳 2 度以上
- ② 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症
- ③ 区が指定する特殊疾病（難病）

年度	3	4	5	6	7
利用者数	37	37	39	37	31

■ 紙おむつ支給 <障害者支援課支援サービス係>

常時介護が必要な方の日常生活が衛生的で快適に過ごせるよう、また介護者の肉体的・経済的負担の軽減を図るため紙おむつ等を支給している。

・対象

年齢が 3 歳以上の常時、臥床の状態か失禁状態にある次にあげる方

- ① 身体障害者手帳 1・2 級及び愛の手帳 1・2 度
- ② 脳性マヒ及び進行性筋萎縮症
- ③ 区が指定する特殊疾病（難病）
- ④ 精神障害者保健福祉手帳

年度	3	4	5	6	7
登録者数	260	269	264	275	274

■ おむつ代の支給 <障害者支援課支援サービス係>

紙おむつ支給の対象者で、入院中で病院指定のおむつを使用している方に月額 6,000 円を限度に支給している。

年度	3	4	5	6	7
登録者数	19	20	21	18	18

■ 心身障害者自動車運転教習料補助 <障害者支援課支援サービス係>

自動車運転免許を新規取得する際、運転教習料の一部（20 万円を限度）を補助することにより障害者の日常の生活の利便及び生活圏の拡大を図っている。

・対象

区内に 3 か月以上引き続いて住所を有し、以下のいずれかの要件に該当する方

- ① 身体障害者手帳 3 級以上の方（ただし、内部障害は 4 級以上、下肢又は体幹の障害は 5 級以上で歩行が困難な方）
- ② 愛の手帳 4 度以上の方

年度	3	4	5	6	7
受給者数	1	1	1	1	4
助成限度額（円）	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
助成額（円）	200,000	200,000	200,000	200,000	800,000

■ 心身障害者入浴サービス <障害施策推進課障害施設係>

・対象

① 巡回入浴

64 歳以下の身体障害者手帳 2 級以上で、自宅での入浴が困難な方。ただし、40 歳以上で介護保険制度の訪問入浴介護を利用できる方は利用できない。

② 機械入浴

18 歳以上 64 歳以下の身体障害者手帳 2 級以上で、自宅での入浴が困難な方

③ 介助入浴

18 歳以上 64 歳以下の身体障害者手帳又は愛の手帳を持っている方で、自宅での入浴が困難な方

・利用料金

① 巡回入浴

1 回あたり 0～5,250 円（利用者又は扶養義務者の税額等による階層区分ごとに異なる）

② 機械入浴

1 回あたり 500 円（生活保護世帯及び住民税非課税の方は免除）

③ 介助入浴

1 回あたり 300 円（生活保護世帯及び住民税非課税の方は免除）

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
巡回入浴（人）	450	394	355	388	370
機械入浴（人）	1,038	1,011	1,078	1,217	1,152
介助入浴（人）	757	955	1,097	1,098	1,010

■ 配食サービス <障害施策推進課障害施設係>

18 歳以上 64 歳以下の身体障害者手帳又は愛の手帳を持っている方で、ひとりぐらし等で調理が困難な方に昼食を提供している。

年度	3	4	5	6	7
延べ利用者数	1,623	1,701	1,860	1,745	1,724

■ 介護タクシー利用補助事業 <障害者支援課支援サービス係>

外出時に常時車いすをご利用される方への移動支援事業として利用金額の一部を補助する介護タクシー利用補助券を交付している。

・対象

区内に住所を有する在宅で外出時に常時車いすを使用している身体障害者及び要介護度 4・5 の方

年度	3	4	5	6	7
登録者数	420	435	455	451	444
利用延べ回数	5,631	6,351	6,927	6,613	6,127

■ 重度身体障害者等非常通報システム <障害者支援課支援サービス係>

ひとりぐらし等の重度身体障害者及び難病患者が家庭内で事故、急病などの緊急事態に陥ったとき、あらかじめ設置した通報装置のボタンを押すと区が委託した民間の相談センターにつながり、相談を受けたり、状況により救急車の手配や親族等への連絡を行う。安否確認センサー（近隣に親族がいない方のみ）、火災センサーも利用できる。また、設置が不要なモバイル端末型の通報装置もある。

年度	3	4	5	6	7
設置数	14	11	12	13	16

■ 家具転倒防止器具取付事業 <障害者支援課支援サービス係>

居室等の家具に転倒防止器具を取付ける費用を、器具代を含め 20,000 円を限度に助成する。

・対象

身体障害者手帳を持つひとりぐらしの身体障害者で、障害の種類程度が、上肢・下肢・体幹・視覚障害 1・2 級、内部障害 1 級で、自分で器具の取付けができない方

年度	3	4	5	6	7
助成人数	0	0	0	0	0

手当等

■ 心身障害者福祉手当（区の制度） ＜障害者支援課支援サービス係＞

・対象

65 歳未満で、下表の障害を有する方。ただし、身体障害者更生施設又は知的障害者援護施設等に入所している方、本人（20 歳未満の場合は保護者）の所得が限度額を超える方は対象外。

（各年度末現在受給者数）

	身体障害者手帳 1・2級	愛の手帳 1・3度	進行性筋萎縮症	脳性マヒ	小計	身体障害者手帳 3級	愛の手帳4度	特定疾病罹患者 区が指定した	小計	受給者数計	支給延件数
手当額 (月額)	15,500円					10,000円		13,000円			
3	1,133	309	5	24	1,471	306	266	619	1,191	2,662	31,977
4	1,063	325	6	25	1,419	287	268	602	1,157	2,576	31,831
5	1,058	317	5	24	1,404	280	275	608	1,163	2,567	31,110
6	1,062	293	3	20	1,378	265	292	605	1,162	2,540	30,998
7	1,040	289	3	18	1,350	263	290	616	1,169	2,519	30,840

■ 重度心身障害者（児）手当（都の制度） ＜障害者支援課支援サービス係＞

・対象

次の要件に該当する方（障害の程度は、都立心身障害者福祉センターで判定を行う）

- ① 重度の知的障害者で、介護人が常に目を離せず、特別な配慮をする必要のある方
- ② 重度の知的障害者で、かつ、おおむね身体障害者手帳2級以上の障害を持つ方
- ③ 両上・下肢とも機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の障害のある方

ただし、施設に入所している方、病院に3ヶ月を超えて続けて入院している方、対象となる障害に該当した年齢が65歳以上の場合、本人又は扶養義務者の前年の所得が「受給資格者本人の所得」の制限額を超えている方を除く。

・支給手当額

月額 60,000 円

・支給方法

申請のあった月から毎月支給

年度	3	4	5	6	7
受給者数	106	107	104	101	95

■ 特別障害者手当（国の制度） <障害者支援課支援サービス係>

・対象

20 歳以上で日常生活において常時特別の介護を要する、身体又は精神に最重度の障害を有する方で、政令で定められた障害程度に該当し、かつ重複障害を有する方（所定の診断書により判定）。

ただし、施設に入所している方、病院に 3 か月を超えて続けて入院している方、本人などの所得が別表の制限額を超えている方を除く。

・支給手当額

月額 30,450 円（令和 8 年 4 月～）

・支給方法

申請のあった月の翌月分から、毎年 5 月、8 月、11 月、2 月の各月にそれぞれの月の前月分までを支給。

年度	3	4	5	6	7
受給者数	137	135	141	144	151

■ 障害児福祉手当（国の制度） <障害者支援課支援サービス係>

・対象

20 歳未満で日常生活において常時介護を要する、身体又は精神に重度の障害を有する方で、政令で定められた障害程度に該当する、おおむね身体障害者手帳 1 級（一部 2 級を含む）、愛の手帳 1 度（一部 2 度を含む）の方（所定の診断書により判定）。

ただし、施設に入所している方、公的年金を受給している方、扶養義務者等の所得が別表の制限額を超えている方を除く。

・支給手当額

月額 16,560 円（令和 8 年 4 月～）

・支給方法

申請のあった翌月分から、毎年 5 月、8 月、11 月、2 月の各月にそれぞれの月の前月分までを支給。

年度	3	4	5	6	7
受給者数	28	31	31	38	47

■ 経過的福祉手当（国の制度） <障害者支援課支援サービス係>

・対象

20 歳以上で、昭和 61 年 3 月 31 日まで福祉手当（国制度）を受給していた方で、同年 4 月 1 日以降障害基礎年金も、特別障害者手当も受給できない方。

ただし、次に該当する方は除く。

- ① 施設に入所している方。一度施設に入所すると、福祉手当の経過措置の対象外となる。なお、住所異動の場合は新住所地にて継続支給。

② 本人又は扶養義務者等の所得が別表の制限額を超えているとき

・支給手当額

月額 16,100 円（令和 7 年 4 月～）

・支給方法

毎年 5 月、8 月、11 月、2 月の各月に、それぞれの月の前月分までを支給。

年度	3	4	5	6	7
受給者数	1	1	1	1	1※

※令和 7 年 12 月対象者死亡。新規申請受付がないため令和 8 年度以降実施予定なし

■ 心身障害者扶養共済制度 ＜障害者支援課支援サービス係＞

心身障害者を扶養する保護者の方に万が一のこと（死亡・重度障害）があったとき、残された心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図ることを目的とした制度。

・対象

加入資格は、次のいずれかに該当する障害者の保護者で、都内に住所があり、65 歳未満の方。ただし、特別の疾病又は障害を有しない者。

- ① 知的障害者
- ② 身体障害者手帳 1～3 級
- ③ その他①、②と同程度の障害がある者（精神病、脳性マヒ、進行性筋委縮症、自閉症、血友病等）

・掛金

掛金は加入したときの保護者の年齢により 1 口 9,300 円～23,300 円となる。

年度初日の年齢が 65 歳に達し、かつ 20 年継続加入した以後の加入月から免除。

・給付内容

- ① 年金月額 20,000 円（1 口あたり）
- ② 弔慰金は、加入期間によって 50,000 円～250,000 円
- ③ 脱退一時金は、加入期間によって 75,000 円～250,000 円

年度	3	4	5	6	7
加入者数	20	23	23	27	27

■ 原子爆弾被爆者見舞金支給 ＜障害者支援課支援サービス係＞

原子爆弾被爆者の方に、見舞金（1 人につき年 10,000 円）を支給している。

・対象

区内に居住する被爆者（被爆者健康手帳の交付を受けていること）

（各年度末現在）

年度	3	4	5	6	7
受給者数	94	91	84	80	63

■ 重度心身障害者特別給付金 <障害者支援課支援サービス係>

国民年金制度上、障害基礎年金等を受けることができない特定の在日外国人に給付金を月額 30,000 円支給する事業である。令和 7 年度末現在、該当者なし。

介護

■ ホームヘルパー等の利用 <障害施策推進課障害福祉給付係>

障害者（児）に対し、身体介護や家事援助、通院の介助等のホームヘルプサービスを行い、障害者（児）の自立と社会参加を促進し、その福祉の向上を図ることを目的とする。

・ 居宅介護等支給決定者数

478 人（令和 8 年 2 月末現在）

・ 種類／対象

① 居宅介護

居宅での入浴、排泄、食事の介護や通院の介助等

対象：障害で支援区分 1 以上の方（障害児の場合、これに相当する心身の状態であれば対象）

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で、常に介護を必要とする方に、居宅での入浴、排泄、食事の介護や移動支援などを総合的に行う。

対象：障害支援区分 4 以上で、所定の項目に該当する方。知的障害者・精神障害者で重度訪問介護の利用を希望する方は、相談支援事業所のサービス等利用計画に行動援護の利用を決定し、その後のモニタリングの中で重度訪問介護への移行を決定する。

③ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護が必要である方に対し、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

対象：障害支援区分 3 以上で、所定の項目に該当する方（障害児の場合、これに相当する心身の状態であれば対象）

④ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有し、コミュニケーション支援を必要とする方に対し、外出時に同行し、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行う。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い方に居宅介護等複数のサービスを統括的に行う。

対象：障害支援区分 6 で所定の項目に該当する方

・費用負担

家計の負担能力に応じた応能負担。（所属世帯の課税状況等により、月ごとの上限額があり、1割負担の方が低い場合は1割負担となる。）

年度		身体介護	家事援助	通院等介 助（身体 介護有）	通院等介 助（身体 介護無）	行動援護	同行援護	重度訪問 介護	重度障害者 包括支援
3	延べ人数	1,619	1,863	568	213	12	332	345	0
	延べ時間	39,911	17,414	5,176	1,048	606	6,954	124,339	0
4	延べ人数	1,641	2,045	573	256	12	346	334	0
	延べ時間	39,471	18,089	4,970	1,190	598	6,971	121,976	0
5	延べ人数	1,581	2,138	571	276	12	374	373	0
	延べ時間	37,144	18,365	4,694	1,528	624	7,998	144,451	0
6	延べ人数	1,515	2,219	577	243	12	423	412	0
	延べ時間	34,623	19,068	4,735	1,433	588	8,355	170,481	0
7	延べ人数	1,485	2,202	634	195	13	423	382	0
	延べ時間	32,770	18,524	4,891	2,593	586	9,906	154,587	0

※各年度当年3月から翌年2月までの利用実績

■ 障害児通所支援 ＜障害施策推進課障害福祉給付係＞

・種類／対象

① 児童発達支援

通所施設において、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援またはこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療（肢体不自由のある児童に対して行われるものに限る）を行う。

対象：療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童

② （旧）医療型児童発達支援（令和5年度まで）

医療型児童発達支援センターや医療機関で児童発達支援及び医療的な治療を行う。

対象：肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練、医学的支援が必要であると認められた児童

③ 放課後等デイサービス

放課後又は休業日に通所施設において生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進を行う。

対象：学校（幼稚園を除く）に就学しており、授業の終了後や休業日に支援が必要と認められた18歳までの児童

④ 保育所等訪問支援

保育所等での障害児以外の児童との集団生活への適応のために当該施設を訪問し、専門的な支援を行う。

対象：保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児で、専門的な支援や助言が必要と認められた児童

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援を行う。

対象：重度の障害の状態またはこれに準ずるものとして児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である障害児

・費用負担

家計の負担能力に応じた応能負担。（所属世帯の課税状況等により、月ごとの上限額があり、1割負担の方が低い場合は1割負担となる。）

年度		児童発達支援	(旧)医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
3	決定者数	377	2	388	35	3
	延べ人数	3,957	19	4,298	162	25
	延べ日数	22,866	63	38,547	321	64
4	決定者数	425	2	395	61	2
	延べ人数	4,422	23	4,481	386	16
	延べ日数	25,941	116	39,722	837	42
5	決定者数	466	3	428	84	0
	延べ人数	4,832	28	4,771	599	2
	延べ日数	28,964	105	41,985	1,333	5
6	決定者数	492		466	102	0
	延べ人数	5,006		5,174	717	0
	延べ日数	29,970		43,234	1,749	0
7	決定者数	486		517	114	0
	延べ人数	5,025		5,720	896	0
	延べ日数	32,269		47,432	1,825	0

※実績は、各年度当年3月から翌年2月までの利用実績

※決定者数は、各年度3月末時点の決定者数

■ 重度脳性麻痺者介護事業 <障害施策推進課障害福祉給付係>

重度の脳性麻痺者に対して、対象者本人の家族を介護人として、その介護に対して助成する。

・対象

区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級を有する重度の脳性麻痺者で、独立して屋外活動をすることが困難な方。

ただし、介護保険及び障害者総合支援法におけるサービスの支給決定（短期入所を除く）を受けている方は対象外。

・助成回数

月 12 回

・介護内容

障害者の屋外への手引き、同行、その他必要な用務

(各年度末現在)

年度	3	4	5	6	7
介護者数	0	0	0	1	0
介護延べ回数	0	0	0	108	0

■ 手話通訳者の派遣 ＜障害者支援課身体障害者相談係＞

聴覚障害者等が、意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣する。費用は無料。

・対象 区内に居住する聴覚障害者

(各年度末現在)

年度		3	4	5	6	7
目黒区登録手話通訳者	実利用者数	18	21	19	19	19
	派遣延べ件数	113	79	95	174	172
東京手話通訳等 派遣センター	手話 通訳	実利用者数	3	3	8	4
		派遣延べ件数	8	5	35	25
	要約 筆記	実利用者数	3	1	2	1
		派遣延べ件数	16	12	3	10

■ 心身障害者（児）緊急一時施設保護事業及びショートステイ ＜障害者支援課知的障害・発達障害相談係＞

一時的な理由により日常生活を営むことが困難な状況にある心身障害者（児）を、一定期間施設に保護する。

・対象

区内に居住する心身障害者（児）、65 歳未満の方で、愛の手帳交付者 1～4 度まで対象。ただし、次の方は除く。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で医療機関などに入院が必要な方
- ② 専門医療機関での医療を受ける必要があると認められる方
- ③ 医学的管理下において保護する必要のある方

・保護要件

緊急保護は、介護にあたっている家族が傷病、出産、事故又は近親者等の冠婚葬祭、病気見舞いのため一時的に介護を行うことができない場合に区内施設に保護する。ショートステイは介護に当たっている家族の休養、他の家族の介護、自宅の改修工事、その他都合により利用できる。

・介護内容

目黒区心身障害者センターあいアイ館、東が丘障害福祉施設、のぞみ寮、たんぼぼの家において、宿泊を伴う施設利用を通じて日常生活の必要な介護を行う。（施設より通学・通所もできる。）介護期間は、原則として1回7日以内。ただし、特に認められたときは30日まで保護する。

・費用負担

食事代の実費。障害者総合支援法の短期入所施設は所得に応じて費用負担有。

年度	3	4	5	6	7
延べ利用者数	399	421	446	433	423
延べ利用日数	1,391	1,374	1,403	1,272	1,404

■ 心身障害者（児）緊急時等見守り事業 ＜障害施策推進課障害福祉給付係＞

心身障害者（児）が家族の疾病などにより、緊急かつ一時的に日常生活を営むことが困難となった場合に、あらかじめ届出をした指定介護人や、障害福祉サービス事業所のヘルパーが、居宅で見守りを行うことにより、その障害者（児）の福祉の増進を図る。目黒区社会福祉協議会への委託事業として実施している。

・対象

医療的ケアを要しない65歳未満の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1度から3度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症のいずれかに該当する方

・利用できる場面

① 次の理由で介護者が不在になる場合

- ・ 障害者（児）の三親等以内の親族の葬祭もしくは病氣見舞いのため外出する場合
- ・ 介護者又は同居の家族の疾病等により病院等を受診するため外出する場合
- ・ 官公署等への相談、手続き又は同居の家族の学校行事等出席のため外出する場合

② 医療的ケアを要しない重症心身障害者（児）＊の介護者の在宅レスパイトを実施する場合。（＊「大島の分類」により障害者支援課で判断）

・利用方法

利用登録及び利用申込等の手続きを目黒区社会福祉協議会の障害福祉サービスセンターで行ったうえで、見守りが必要なときに利用できる（年度ごとに手続きが必要）。指定介護人に見守りを依頼する場合には、利用者自身で指定介護人を探す必要がある。

・助成内容

1時間につき1,000円の助成（年間30～50時間）

年度	3	4	5	6	7
登録者数	12	8	8	8	5
延べ利用時間数	182	209	177	191	137

■ 目黒区短期入所施設事業（ミドルステイを含む） ＜障害者支援課知的障害・発達障害相談係＞

身体障害者及び知的障害者の介護にあたっている家族の長期間の疾病等の理由により、家庭生活をおくることが困難になったとき、また身体障害者及び知的障害者の自立訓練を図るため一定期間施設での生活を経験することが必要なとき、施設に入所し本人及び家族の安定と福祉の向上を図る制度。

・対象

- ① 18歳以上の知的障害者で、愛の手帳をもっているか、知的障害と診断された方
- ② 身体障害者手帳1級又は2級程度を交付された方
- ③ 伝染病疾患がなく、医学的管理を必要としない方

・事業内容

- ① 知的障害者施設 わかばの家（東京都国立市） 定員1名
瑞学園（西多摩郡瑞穂町） 定員1名
※令和6年3月末で事業委託契約が終了
愛幸（八王子市） 定員1名
- ② 身体障害者施設 あけぼのホーム（群馬県渋川市） 定員1名
※入所期間は1ヵ月以内

・費用負担

食費等の実費が必要。生活保護受給世帯の方は、半額を区が補助する。

年度	3	4	5	6	7
延べ利用件数	4	6	7	10	4
延べ利用日数	487	618	276	421	219

■ 移動支援事業 ＜障害施策推進課障害福祉給付係＞

屋外での移動が困難な障害者(児)について、必要な外出のための支援を行うことにより、地域での自立した生活及び社会参加を促進する。

・移動支援支給決定者数

630人（令和8年3月末現在）

・対象

視覚障害、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者

・対象となる外出

社会参加上、必要不可欠な外出（官公署や金融機関の外出など）、余暇活動等の社会参加のための外出、保護者の就労、疾病などで学校への送迎が困難な場合における義務教育及び高校生までの通学介助

・費用負担

家計の負担能力に応じた応能負担。（所属世帯の課税状況等により、月ごとの上限額があり、1割負担の方が低い場合は1割負担となる。）

年度	延べ利用者数	延べ利用時間
3	3,599	61,439
4	4,103	67,254
5	4,256	67,908
6	4,173	67,234
7	4,254	67,025

※令和5年度以降は当年3月から翌年2月までの利用実績を集計

■ 民間通所施設利用時間外活動支援事業 ＜障害施策推進課障害福祉給付係＞

指定障害福祉サービスを提供する通所施設の利用時間外(おおむね午後4時から午後6時まで)に民間通所施設内での介護及び見守り等を行い、障害者の日中における活動の場を確保する。(令和7年4月開始)

年度	7
実施施設数	2
延べ利用回数	726

■ 高次脳機能障害者支援促進事業 ＜障害者支援課身体障害者相談係＞

高次脳機能障害者、その家族等に対する相談やグループ活動等を通じ、自立や就労、サービス利用などの支援を、NPO法人いきいき福祉ネットワークセンターに委託して実施。また、医療機関や福祉機関、就労支援等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障害者に対する理解の促進や普及啓発活動も行なっている。

年度	3	4	5	6	7
延べ相談件数	2,050	1,934	1,736	1,974	2,029

■ 在宅レスパイト・就労等支援事業 ＜障害者支援課身体障害者相談係＞

在宅で、医療的ケアが必要な重症心身障害児者のご自宅に、区と契約した訪問看護ステーションから、看護師を派遣することにより、一定時間同居家族によるケアを代替し、家族の休息や就労及び就労活動の支援を図る。利用は1回あたり2時間から4時間までの30分単位、年間288時間(令和7年度改正)までを上限とする。

年度	登録者数	実利用者数	延べ件数
3	48	29	332
4	49	32	357
5	51	35	685
6	43	29	652
7	43	24	904

■ 重症心身障害児通所支援事業 <障害者支援課身体障害者相談係>

令和 2 年 7 月に重症心身障害児通所支援事業所あいりいずを開設し、重症心身障害児及び医療的ケアを伴う重症心身障害児を対象に児童発達支援及び放課後等デイサービスの障害福祉サービスを実施している。事業は一般社団法人はびなすに委託して実施。

年度	児童発達支援		放課後等デイサービス	
	年度末登録者数	延べ利用日数	年度末登録者数	延べ利用日数
3	4	46	15	647
4	5	85	15	601
5	3	125	14	687
6	3	104	15	755
7	4	114	15	826

■ 精神障害者退院相談支援事業 <障害者支援課精神障害福祉・難病係>

令和 3 年 4 月に精神障害者退院相談支援事業を開始。精神科病院に 6 か月以上入院し、病状が安定している精神障害者及びその家族に対して、面談や関係機関との連携、入居施設の同行見学等により、地域移行支援・地域定着支援のサービス利用申請をするまでの相談支援を実施している。事業は NPO 法人ハートフル翔に委託して実施。

(各年度末現在)

年度	相談者数	延べ相談件数
3	8	107
4	8	118
5	9	167
6	8	171
7	9	136

医療

■ 自立支援医療 <障害者支援課身体障害者相談係>

身体障害者の障害を軽減または、回復するための手術等を指定医療機関で受診する場合、医療費の自己負担を原則 1 割負担にするための支給を行う。

・対象

18 歳以上で当該医療により軽減または回復する障害が記載された身体障害者手帳を所持しているもの。自己負担額は原則 1 割だが、受給者の加入する医療保険単位の「世帯」の所得状況によって月額上限額が定められる場合がある。なお、この「世帯」の所得状況（区民税所得割額）が一定額以上の場合は支給の対象とならない。（ただし、重度かつ継続の対象となる疾病は対象）

(各年度末現在)

年度	重度かつ継続※	その他	計
3	261	0	261
4	266	3	269
5	274	0	274
6	286	4	290
7	298	4	302

※重度かつ継続の対象となるものは

- ① 疾病、症状等から対象となるもの：腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害
- ② 疾病等に関わらず高額な費用負担が継続することから対象者となるもの：医療保険の多数該当のもの

■ 療養介護医療 <障害者支援課身体障害者相談係>

平成 24 年 4 月 1 日の障害者自立支援法と児童福祉法の改正により、18 歳以上の重症心身障害者の施設入所支援は療養介護として実施することになり、医療費の支給も東京都から区に移管された。

年度	3	4	5	6	7
支給件数	27	26	25	22	22

■ 心身障害者（児）医療費の助成 <障害者支援課支援サービス係>

心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に資するとともに、心身障害者の福祉の増進を図る。

・対象

区内に居住する身体障害者手帳 2 級（内部障害者は 3 級）以上の方、精神障害者保健福祉手帳 1 級または愛の手帳 2 度以上の方。

ただし、65 歳以上ではじめて手帳を取得した方、生活保護を受けている方、公費により医療費が賄われている施設に入所している方、本人などの所得が限度額を超えている方等を除く。

・助成範囲

保険証を使って医療機関で診療や投薬を受けた際の医療費について、一部負担を除いた額を助成。住民税非課税の方は、入院時の食事療養費及び生活療養費のみ負担。

※一部負担は 1 割（上限：入院 57,600 円/月、外来等 18,000 円/月）

・助成方法

「心身障害者医療費受給者証」を健康保険被保険者証と一緒に取扱い医療機関に提示し、一部負担分を支払う。その他の医療機関では、保険の自己負担分を支払って領収書などを受け取り、後に障害者支援課の窓口で払戻しの申請をする。

(各年度末現在)

年度	3	4	5	6	7
医療証交付者数	1,388	1,365	1,374	1,333	1,335
現金給付助成件数	1,072	1,099	1,195	1,098	1,020
現金給付助成金額(円)	11,392,325	9,902,071	11,627,835	10,892,741	8,733,155

■ 在宅難病患者医療機器貸与 <障害者支援課精神障害福祉・難病係>

在宅で療養生活を営む難病患者に対し、吸入器及び吸引器を貸与する東京都の事業である。

・対象

次の要件にすべてあてはまる方

- ① 特殊疾病（3月末現在 376 疾病が対象）に罹患した患者であること
- ② 当該特殊疾病を主たる原因として、吸入器及び吸引器を必要としている在宅療養患者であること
- ③ 主治医が吸入器及び吸引器の使用について同意していること

在宅難病患者医療機器貸与者数

年度	4月1日 現在貸与者数	新規貸与者数	返却者数	3月31日 現在貸与者数
3	1	0	0	1
4	1	0	0	1
5	1	0	0	1
6	1	0	0	1
7	1	0	1	0

医療機器貸与台数

(令和7年度)

3機種別台数	吸入器		1
	吸引器	中度	1
		重度	0

施設

■ 身体障害者福祉住宅 <障害施策推進課障害施設係>

住宅に困窮する身体障害者（18歳以上 65歳未満、身体障害者手帳4級以上）に対し、住宅を提供している。

- ・田道ハイム 住宅戸数…単身用 4戸、世帯用 1戸

※収入に応じて使用料金の負担がある。

■ 区立施設 <障害施策推進課障害施設係・すくすくのびのび園>

(1) 目黒区児童発達支援センターすくすくのびのび園

児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び障害児相談支援事業を行う。

児童発達支援事業「すくすくのびのび園」

児童発達支援事業	対象：区内在住で心身の発達に遅れが出ている、または遅れが予想される幼児（概ね1歳から就学前）で、保護者またはそれに代わる大人と通園できる児童 内容：児童の心身の発達状況に応じて、集団療育あるいは個別療育を早期に行う。
保育所等訪問支援事業	対象：保育所等を利用している障害児 内容：保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、障害のない児童との集団生活への適応のための専門的支援を行う。

障害児相談支援事業「ひまわり」

基本相談支援	対象：乳幼児から18歳までの発達に心配や偏りの見られる児童・障害を持つ児童及びその保護者・家族・関係者 内容：発達に関する相談と必要な場合は専門相談や発達検査を行う。
	広場事業：区内在住の幼児と保護者対象 児童発達支援事業以外の場で療育的な設定で短時間遊ぶ活動。
障害児相談支援	対象・内容 ・障害児支援利用援助 区内在住の乳幼児から18歳までの児童で障害児通所支援の申請にあたり、支給決定前に障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者との調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。 ・継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者との連絡調整を行う。

実績

(各年度末現在)

年度			3	4	5	6	7
児童発達 支援事業	在籍数(人)		165	185	186	180	169
	延利用者数 (人) (集団療育・個別療育含む)		5, 710	5, 633	5, 434	5, 242	4, 886
保育所等 訪問支援 事業	登録者数 (人)		8	11	9	7	8
	延利用者数 (人)		46	112	57	54	28
基本相談	面接 相談	幼児 (件)	271	299	426	418	356
		小学生以上 (件)	88	83	187	208	189
	電話 相談	幼児 (件)	41	18	25	32	53
		小学生以上 (件)	36	17	23	30	79
	合計		436	417	661	688	677
	広場 事業	登録者数 (人)	60	62	25	32	14
		延利用者数 (人)	212	293	100	135	65
サービス 等利用計 画作成	幼児 (件)		95	70	61	34	15
	小学生以上 (件)		266	304	291	308	207
	合計		361	374	352	342	222

（２）区立通所施設等

身体障害者と知的障害者のための区立施設として、生活介護・就労継続支援Ｂ型の障害福祉サービス事業所を運営している。これらの施設は、障害のために一般の事業所に就労することが困難な方に、日中の活動の場を提供し、日常生活支援、作業支援及び社会生活支援を行い、障害者の自立と生活意欲の助長を図ることを目的としている。また、令和２年度から、通所事業終了後における活動の場を確保し、障害者世帯の就労支援を目的として利用時間外活動支援事業を行っている。

・心身障害者センターあいアイ館

地域における心身障害者の在宅生活を支える拠点として、生活介護、短期入所（２床）、地域活動支援センター（機能訓練、デイサービス）、相談サービス、入浴サービス、配食サービスなど各種サービスを提供するとともに、会議室等で地域での交流ふれあいができる施設。

（令和７年度）

事業名		延べ利用者数
障害者活動訓練事業	機能訓練Ａコース週３日	520
	機能訓練Ｂコース週２日	316
	デイサービスＡコース週３日	1,651
	デイサービスＢコース週２日	664
短期入所		796
相談		241

・下目黒福祉工房

就労継続支援Ｂ型事業及び利用時間外活動支援事業を行う。主な作業は名刺やはがき等の印刷、刺繍作品の製作、菓子製造販売、その他請負作業など。

・かみよん工房

就労継続支援Ｂ型事業を行う。主な作業は請負作業、パン製造販売、清掃、植栽管理。

・大橋えのき園

生活介護事業及び利用時間外活動支援事業を行う。主な作業は紙すき、ガラス製品、食品（パスタソース、ピクルス、カレー）製造、リサイクル活動。

・目黒本町福祉工房

生活介護事業、就労継続支援Ｂ型事業及び利用時間外活動支援事業を行う。主な作業はシルクスクリーン印刷、ショコラ、絵はがき、カレンダー、土鈴、清掃・請負作業など。

・東が丘障害福祉施設

生活介護事業を行う東が丘福祉工房、福祉ホーム（都型重度身体障害者グループホーム）及び短期入所事業を行う東が丘あじさいホームを運営する施設。

① 東が丘福祉工房

生活介護（主な作業は革製品・ビーズ製品の製作）

② 東が丘あじさいホーム

- ・福祉ホーム（定員 7 人） 利用者数 6 人（令和 7 年度末現在）
- ・短期入所（2 床）

（令和 7 年度末現在）

施設名	事業名 (サービスの種類)	定員	利用者	運営
心身障害者センター あいアイ館	生活介護	21	12	指定管理(社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団)
大橋えのき園	生活介護	57	35	〃
	利用時間外活動支援	10	0	
かみよん工房	就労継続支援B型	40	27	〃
下目黒福祉工房	就労継続支援B型	40	36	〃
	利用時間外活動支援	10	3	
目黒本町福祉工房	生活介護	30	24	指定管理(社会福祉法人 いたるセンター)
	就労継続支援B型	50	41	
	利用時間外活動支援	10	4	
東が丘障害福祉施設	生活介護	40	34	指定管理(社会福祉法人 東京援護協会)

・のぞみ寮

共同生活援助事業（知的障害者グループホーム）及び短期入所事業を行う。

- ・共同生活援助（定員 6 人） 利用者数 6 人（令和 7 年度末現在）
- ・短期入所（1 床）

■ 民間施設 ＜障害施策推進課障害施設係＞

社会福祉法人等が行う心身障害者通所施設運営事業等に対して経費の一部を補助し、公民格差の是正を図り、民間施設の充実を目指している。

補助対象施設

（令和 7 年度末現在）

種別	名称
障害者通所施設	あかねの会目黒就労支援室、おおぞら、しいの実社、しいの実社学芸大学スマイルプラザ、フードコミュニティ目黒、あゆみ園、ワークイン翔、SUN、プレス、いきいきせかんど、めぐろ、こぶしえん
共同生活援助	ねむの木寮、グループホーム萩、柿の木坂ホーム、ひもんやホーム、かみよんホーム、窓月寮、グループホームわかば、大岡山ホーム、沙羅の家、沙羅の家向原、沙羅の家大岡山、沙羅の家清水A・B・C、FC目黒ハウス、あい・えーる緑が丘、未来の郷下目黒、サンハウスめぐろ、柿の木坂グリーンハウス、ローランズハウス
地域活動支援センター	地域活動支援センターセサミ（みきの会）、地域活動支援センターふれんず（たまごの会）

障害者福祉施設の就労 <障害施策推進課障害施設係>

■ 障害福祉施設等受注仲介事業

区内の障害福祉施設（区立・民間）の情報発信、PRを行い、企業から施設への作業受注や自主生産品販売等の仲介事業を実施。

・主な事業内容

- ① 受注作業の受注調整等
- ② 自主生産品の販路拡大
- ③ 障害福祉施設の PR

■ 福祉の店「Sun Marché さんまるしえ」、「COHANAーコハナー」

区内障害福祉施設の自主生産品を販売する店舗。「Sun Marché」の運営は社会福祉法人いたるセンター（指定管理者）が、「COHANA」の運営は社会福祉法人東京援護協会（委託）が行う。購入したパンやお菓子をその場で食べられるイートインを設置。自主生産品の売り上げは区内障害福祉施設利用者の工賃となる。

その他の事業

■ 目黒区障害者自立支援協議会 <障害施策推進課計画推進係>

障害者総合支援法に基づき、目黒区内の障害者関係団体・事業所や学識経験者、行政等が連携し、区内の障害者問題の把握と解決方法を模索する等を目的に目黒区が設置した協議会である。協議会は下部に、①相談支援部会、②子ども部会、③一般就労連絡会、④施設就労連絡会、⑤意思疎通支援連絡会、⑥高齢化・グループホーム対策連絡会、⑦防災連絡会の7つの専門部会・連絡会がある。

・令和7年度実績

- ・協議会本会議開催回数 年間3回
- ・課題検討会議 次期障害者計画策定に向けた検討のため未開催

■ 医療的ケア児支援関係機関協議会 <障害者支援課身体障害者相談係>

医療的ケアを要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉等の各関連機関との連絡調整を行うための体制を整備することを目的に目黒区が平成30年度から設置した協議会である。

協議会は、学識経験者、医療的ケア児の家族及び障害者団体関係者等の20名程度の委員で構成される。

令和7年度は、運営準備及び情報収集等検討に時間を要したため、協議会は開催されていない。

■ 差別解消に向けた取り組み <障害施策推進課計画推進係>

職員一人ひとりが、「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の内容を十分理解し、適切な対応を図ることを目的とした研修や、区民向け講演会を実施する。

また、地域全体で差別解消に向けた取り組みを行うため、目黒区障害者差別解消支援地域協議会を年2回開催し、地域における相談事例の共有や啓発等を行っている。

(令和7年度)

内容	実施方法	実施日	テーマ	受講者
職員研修	動画配信	令和7年10月14日から11月29日	「手話を必要とするかたの理解を深め、適切なコミュニケーションを心掛けよう」	受講者計1,945名、受講率53.7% ・全職員（再任用職員、会計年度任用職員を含む。）
区民講演会	対面	令和7年12月6日	「感じてみよう”見えることば”」	参加97名（区民・事業所職員ほか）

■ 障害者就労支援事業 <障害施策推進課計画推進係>

事業は特定非営利活動法人目黒障害者就労支援センターに委託し実施している。

一般就労を希望する障害のある方を対象に、就労に向けた相談支援及び就労後の定着支援を実施する。また、一般就労に必要な能力の取得に向け、当センター内での事務作業、心身障害者センターにおける清掃の他、職業訓練の場として「グリーンカフェ西郷山」を運営し、接客・バックヤード等の作業訓練を行う。

■ 障害者支援推進事業委託 <障害施策推進課計画推進係>

心身障害者（児）の社会参加の拡充と自立生活の向上を図るため、各種支援推進事業を区内心身障害者団体（5団体）に委託している。事業の範囲は、①相談事業②啓発事業③訓練事業④研修事業としている。

団体名	目黒区障害児者の生活を向上させる会
	目黒区手をつなぐ親の会
	家族会 きざはし
	目黒区聴覚障害者協会
	目黒区失語症友の会 椎の木の家

■ めぐろふれあいフェスティバル～障害者週間記念事業～ <障害施策推進課計画推進係>

障害者週間（12月3日～9日）を記念して、区長表彰や区内障害福祉施設等の活動紹介などを行い、障害福祉についての啓発を広く区民へ行っている。

場所	内容（令和7年度）
中目黒GTプラザホール	式典 区長表彰（自立生活者及び自立生活精励者名）
	障害者差別解消区民講演会
タワー前広場及びGTプラザ広場	区内障害福祉施設、障害者団体等の自主生産品の販売と活動紹介の展示
	東京音楽大学によるパフォーマンス（金管五重奏）、聴覚障害者による大道芸
	聴覚障害者のかたが運営する店舗による食品・雑貨の販売、似顔絵・占いブース出店のほか、手話に関する展示を行った。

■ 青年・成人期の余暇活動支援事業 <障害施策推進課計画推進係>

18歳～65歳までの青年・成人期の障害者が地域での余暇活動を充実できるよう、余暇活動支援事業を行う法人へ補助金を交付している。

（各年度末現在）

年度	3	4	5	6	7
補助金交付件数	2	1	1	1	1
補助金交付額（円）	326,877	722,018	184,257	994,415	945,590

■ 目黒区重症心身障害児自発的活動支援事業 <障害施策推進課計画推進係>

医療的ケアが必要な重症心身障害児同士の交流の場や、親同士の交流活動を自発的にしている団体（家族会）を支援する。

（各年度末現在）

年度	3	4	5	6	7
補助金交付件数	1	1	1	1	1
補助金交付額（円）	307,039	383,193	598,632	868,097	762,949

■ 基幹相談支援センター事業 <障害施策推進課計画推進係>

令和 3 年 4 月から、民間事業者へ委託し事業を実施している。地域の障害分野における相談支援の中核的な機関として、地域の相談支援体制の機能強化と専門性の高い支援体制の構築を図るため、相談支援事業所の後方支援及び地域の相談機関等との連携強化の取組を実施している。

内容	年度	3	4	5	6	7
関係機関への相談支援等対応		130	53	106	107	105
区内相談支援事業所等への研修の開催		1	2	3	3	4
運営会議の開催		3	4	3	3	2
事例検討会の開催		—	2	2	1	1
グループスーパービジョンの開催		—	—	—	1	2

■ 発達障害支援事業 <障害施策推進課計画推進係・障害者支援課知的障害・発達障害相談係>

年度	相談件数			当事者支援 ・家族支援		講演会		支援者向け 学習会		発達サポーター 育星講座	
	延べ 件数	内訳		回数	参加 者数	回数	参加 者数	回数	参加 者数	回数	参加 者数
		新規	継続								
3	640	87	553	23	70	3	143	3	63	6	256
4	805	112	693	33	109	2	132	3	56	6	255
5	941	102	839	42	196	2	110	3	57	12	503
6	910	65	845	46	158	2	127	3	34	12	617
7	863	86	777	48	119	2	153	3	32	12	687

※育星講座参加者数は 3・4 年度は基礎 a、5 年度は基礎 a, b、6 年度は基礎 a, c、7 年度は a, b

4 生活保護・生活困窮者自立支援制度

生活保護

■ 生活保護法 <生活福祉課管理係・相談援護係>

・保護の趣旨

生活保護は、社会保障制度の根底に位置する公的扶助の制度で、憲法の理念に従い、生存権の保障を実現するために昭和 25 年に創設された制度である。

生活保護は、要保護者の困窮の程度に応じて行われ、それは、単に応急的救済といったものではなく、国の直接の責任のもとに、生活に困窮した国民の最低生活を維持することを目的に金銭・現物給付によって行われる。同時にまた、生活保護が単なる経済的側面からの最低生活の保障に終わることなく、保護受給者の自立を助長するために実施されるものである。

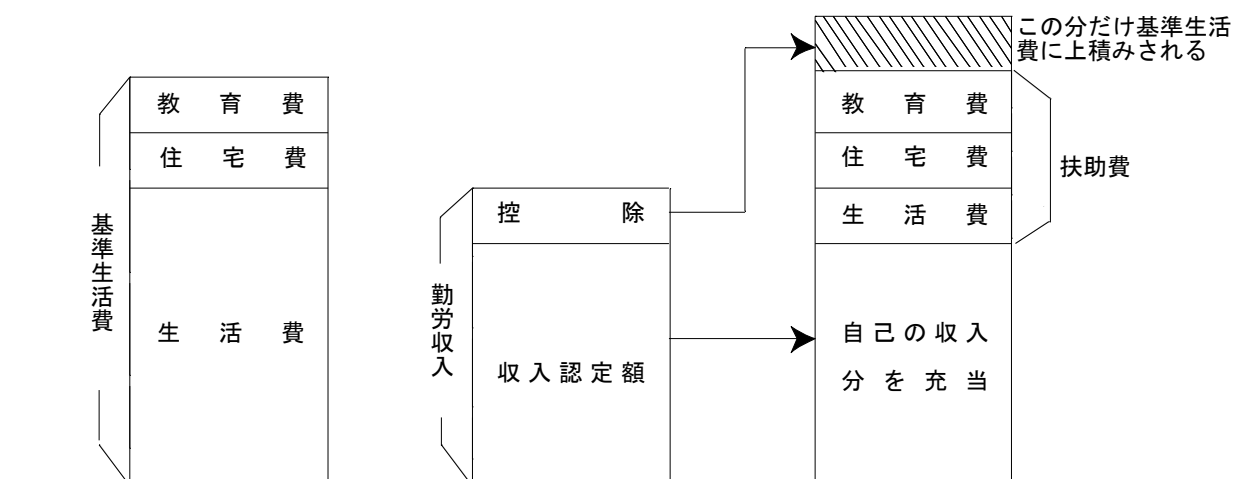
・保護の種類

保護には、次の 8 種類の扶助があつて、要保護者の必要に応じて単給又は 2 つ以上を併給することができ、医療扶助、介護扶助を除いては原則として金銭給付で行われる。

- ① 生活扶助 衣食その他日常生活に必要な費用、介護保険料
- ② 住宅扶助 家賃、地代、家屋の補修その他住居の維持のために必要な費用
- ③ 教育扶助 教科書、学用品、教材費、給食費その他義務教育に必要な費用
- ④ 医療扶助 傷病の治療、看護、移送に必要な費用
- ⑤ 介護扶助 介護保険給付の自己負担分の費用
- ⑥ 出産扶助 出産のために必要な費用
- ⑦ 生業扶助 生業に必要な資金、資材及び技能修得に必要な費用、高等学校就学に必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用

・保護費の決め方

保護は、厚生労働大臣が定める基準によって要保護家庭の最低生活費と、その家庭の総収入（物品は金銭に換算）とを対比して、不足する場合に行われる。従ってその世帯の人員、世帯員の年齢、健康状態等によって最低生活費が異なる一方、勤労収入や年金、他からの援助等収入も異なるため、その世帯が受ける扶助額も収入も一様ではない。働いて得た収入がある世帯の場合の例をあげると次のようになる。



・保護費の推移

生活保護水準は国民の消費水準に比べ妥当な水準に達したとして、昭和 59 年より格差縮小方式（国の生活水準と保護水準との格差縮小を図る方式）から水準均衡方式（国の生活水準に合わせて保護水準を決める）へと変更された。

基準額の推移（3人世帯 33歳男性、29歳女性、4歳子ども）（1級地－1）

	実施年月日	基準額（円）	対前回比（％）
第78次	令和5年4月1日	156,990	100
第79次	令和5年10月1日	163,090	103.8
令和6年度	令和6年4月1日	163,090	100.0
令和7年度	令和7年10月1日	163,590	100.3

※令和 6 年 4 月 1 日より、第〇〇次改定から〇年度改定に変更された。

■ 保護の現況 <生活福祉課管理係>

・被保護世帯数

(各年度月平均)

年度	世帯			人員	保護率‰	扶助別世帯数							
		開始	廃止			生活	住宅	教育	医療	介護	出産	生業	葬祭
3	2,397	232	266	2,709	9.5	2,061	2,099	32	2,218	604	0	16	4
4	2,356	253	292	2,651	9.4	2,054	2,092	34	2,201	599	0	17	3
5	2,330	235	265	2,603	9.1	2,036	2,072	29	2,194	614	0	15	3
6	2,323	264	242	2,593	9.0	2,009	2,055	27	2,192	611	0	14	2
7	2,328	244	265	2,594	9.1	2,012	2,063	27	2,209	646	0	18	2

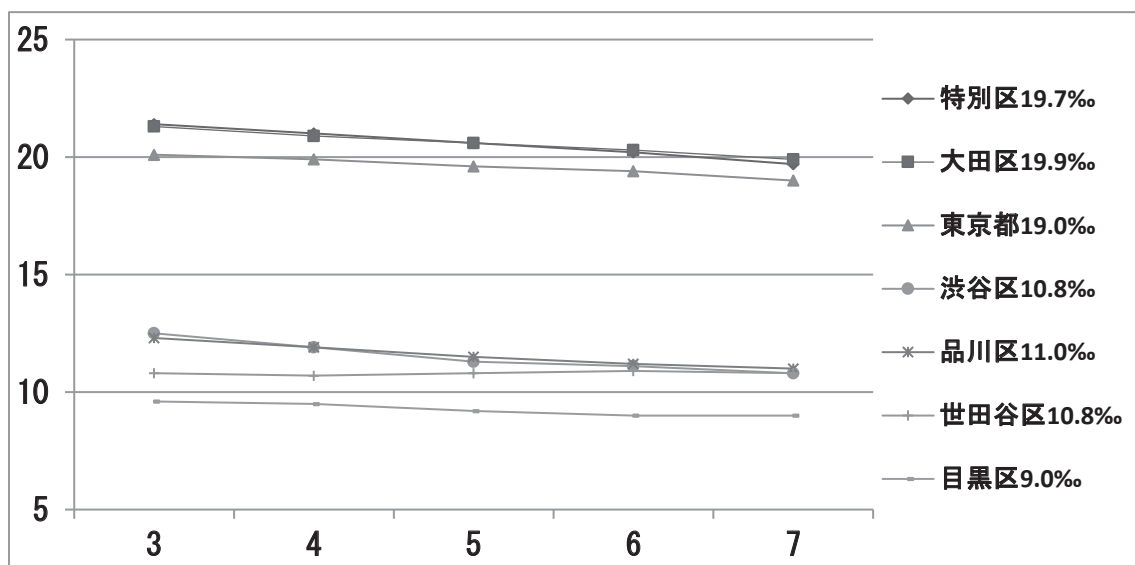
※停止中の世帯を除く

※開始、廃止の件数は年間の総数

※保護率は、被保護人員／人口（東京都の人口（推計）（毎年10月1日）東京都総務局）×1,000により算出（東京都福祉局 福祉局月報 2025.10）

・保護率の推移と近隣区との比較

(‰)

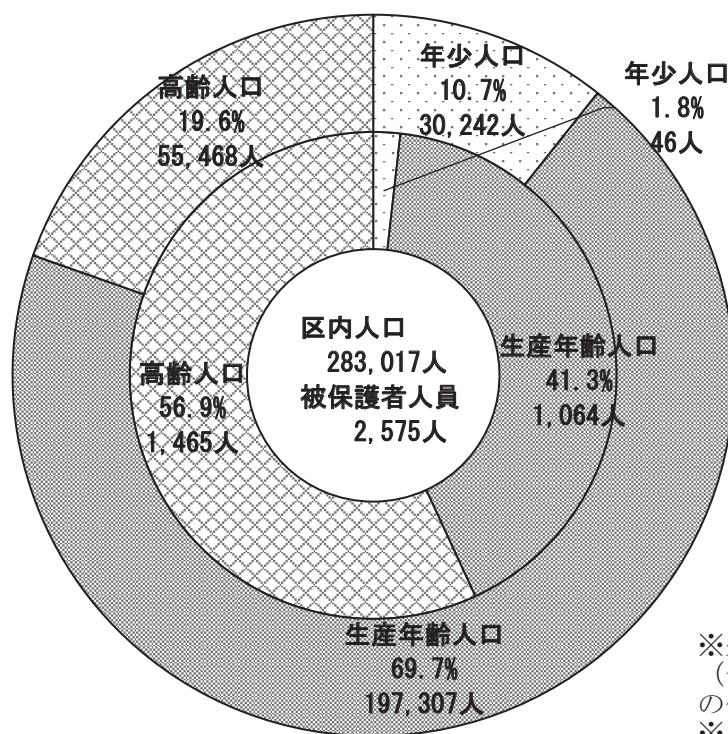


(年度)

※保護率 (‰) = 被保護人員／人口 × 1,000 (各年4月現在 福祉局業務統計月報4月号)

・年齢各層からみた比率（区内人口対区内被保護人員）

年少：0歳～14歳
生産年齢：15歳～64歳
高齢：65歳以上



※外円は、区内人口の比率
（令和7年8月1日現在の住民基本台帳）
※内円は、被保護人員の比率
（令和7年7月31日現在の被保護者調査年次調査結果より）

・被保護世帯の世帯構成人員の年度別推移

（各年4月1日現在）

年度	世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	被保護人員
3	2,404	2,140	222	36	3	3	0	0	2,719
4	2,370	2,116	215	33	4	1	1	0	2,672
5	2,332	2,103	196	28	3	1	1	0	2,602
6	2,302	2,081	187	27	4	1	1	1	2,563
7	2,309	2,091	189	20	6	1	2	0	2,570

・世帯類型別保護世帯の状況

(各年度月平均)

年度	世帯数	高齢世帯		傷病・障害者世帯		母子世帯		その他世帯	
3	2,397	1,417	59.1%	602	25.1%	42	1.8%	336	14.0%
4	2,356	1,378	58.5%	596	25.3%	36	1.5%	346	14.7%
5	2,330	1,364	58.5%	580	24.9%	34	1.5%	351	15.1%
6	2,320	1,348	58.1%	569	24.5%	29	1.2%	374	16.1%
7	2,328	1,320	56.7%	606	26.0%	33	1.4%	370	15.9%

※停止中の世帯を除く

・生活保護費等支出実績

(単位：円)

年度		5		6		7	
			構成比		構成比		構成比
居宅保護	生活扶助	1,566,194,814	27.27%	1,551,739,666	26.53%	1,552,645,225	26.31%
	住宅扶助	1,266,823,883	22.06%	1,261,982,104	21.57%	1,248,219,787	21.15%
	教育扶助	3,538,839	0.06%	2,406,269	0.04%	2,651,042	0.04%
	医療扶助	2,726,888,465	47.49%	2,841,201,531	48.57%	2,872,767,559	48.67%
	介護扶助	130,551,759	2.27%	135,463,544	2.32%	153,667,228	2.60%
	出産扶助	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	生業扶助	3,057,730	0.05%	2,245,521	0.04%	3,448,844	0.06%
	葬祭扶助	12,808,730	0.22%	13,703,534	0.23%	16,250,493	0.28%
	小計	5,709,864,220	99.43%	5,808,742,169	99.31%	5,849,650,178	99.11%
施設保護	生活扶助	6,640,533	0.12%	7,299,666	0.12%	9,873,690	0.17%
	事務費	24,575,742	0.43%	32,161,492	0.55%	40,569,326	0.69%
	小計	31,216,275	0.54%	39,461,158	0.67%	50,443,016	0.85%
就労自立給付金		1,261,503	0.02%	970,253	0.02%	1,348,262	0.02%
進学準備給付金		200,000	0.003%	200,000	0.003%	500,000	0.008%
計		5,742,541,998	100.00%	5,849,373,580	100.00%	5,901,941,456	100.00%

※四捨五入処理により各項目の構成比が小計と一致しない場合がある。

■ 生活保護世帯に対する法外援護 <生活福祉課管理係・相談援護係・自立支援・審査係>

被保護世帯に対しては、生活保護法で最低生活費が保障されているが、被保護世帯の生活向上と自立更生への意欲を助長するため法外援護を実施している。

年度		3	4	5	6	7
被保護者自立促進事業	就労支援	12	11	13	12	12
	社会参加活動支援	0	0	0	2	1
	地域生活移行支援	203	166	222	225	191
	健康増進支援	23	16	9	5	6
	次世代育成支援	68	65	87	75	32
健全育成費	小・中学生3,300円	40	40	34	31	30
入浴券	大人 84枚	402	370	306	255	208
修学旅行支度金	小学生 4,300円	0	0	0	0	0
	中学生 8,500円	5	3	6	5	4
校外宿泊支度金	小・中学生2,000円	12	11	9	2	2
児童・生徒に対する学童服等	学童服 11,400円	32	33	30	24	22
	運動衣 4,100円	32	33	30	24	22
出産祝品	7,500円相当	1	0	1	2	0
緊急援護給付金		91	81	86	96	83

※単位は人数（被保護者自立促進事業は件数）

■ 生活相談 <生活福祉課相談援護係>

病気やけがで収入が減ったり、先行きの生活に不安を抱える人の相談に応じ、生活保護制度をはじめとする福祉施策の活用や手続きの説明・助言を行っている。相談は、月～金曜日。

年度	3	4	5	6	7
件数	1,657	1,410	1,418	1,750	1,784

■ 生活困窮者自立支援制度 <福祉総合課くらしの相談係>

（１）制度の趣旨

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至っていない生活困窮者を早期に支援し、経済的自立だけでなく、日常生活や社会生活の自立なども促す「第２のセーフティネット」としての役割を果たすために、平成 27 年に創設された制度である。

生活困窮者は仕事の問題だけでなく、心身や生活環境の問題など様々な悩みを抱えており、これらの問題に自立相談支援機関「めぐろ くらしの相談窓口」がワンストップで対応し、その人の状況に寄り添った支援を行っている。

(2) 支援事業の概要

生活困窮者自立支援制度には必須事業と合わせて地域の実情に応じて実施する任意事業を含めて支援を行っている。

	事業名	事業内容
必須事業	自立相談支援事業	包括的な相談支援
	住居確保給付金の支給	就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付
任意事業	就労準備支援事業	就労に向けた日常・社会的自立のための訓練
	家計改善支援事業	家計再建に向けたきめ細かな相談・支援 生活支援と一体的に実施する住宅確保支援
	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への養育相談を実施

(3) 相談・支援実績

	事業名	年度	3	4	5	6	7
必須事業	自立相談支援事業	相談延べ件数	9,536	6,298	4,751	4,843	4,547
	住居確保給付金の支給	新規決定件数	156	98	35	26	22
任意事業	就労準備支援事業	支援延べ件数	178	274	325	326	463
	家計改善支援事業	支援延べ件数	976	910	963	654	641
	住宅確保支援事業	支援延べ件数	—	384	514	404	252
	子どもの学習・生活支援事業	実施回数	101	100	101	100	100
		延べ参加者数	1,694	1,815	2,057	1,975	1,823

※住宅確保支援事業は令和4年度から開始

(4) 住まいの相談支援実績

令和4年度より、住まいの相談員を配置し、生活相談と一体的な住まいに関する相談支援を行っている。

年度	4	5	6	7
新規相談	134	117	146	151
相談延べ件数	353	365	466	641

5 その他の事業

貸付・給付相談

■ 応急福祉資金の貸付け <生活福祉課相談援護係>

災害、病気、入学などで緊急に資金が必要で、調達が困難な区民に対し、無利子で資金を貸付けている。

・貸付対象

- ① 区内に3か月以上引き続き居住していること
- ② 独立の生計を営んでいる世帯の世帯主であること
- ③ 世帯収入が基準以下であり、償還が確実であること

・貸付限度額・貸付期間

原則として1世帯200,000円、貸付期間は40か月以内

年度	3	4	5	6	7
貸付件数	66	67	35	29	22
貸付金額(円)	9,950,000	11,070,000	5,810,000	4,709,000	3,420,000

■ 受験生チャレンジ支援貸付相談 <福祉総合課くらしの相談係>

中学3年生・高校3年生やこれに準ずる者の学習塾・通信講座等の受講費用および高校・大学受験等の受験料を無利子で貸し付けることにより、一定所得以下の世帯の子どもへの支援を行う、東京都の制度である。区の窓口では、東京都への経由事務を行っている。

年度	借入申込書区窓口経由件数	
	学習塾等受講料	受験料
3	33	39
4	66	67
5	74	80
6	63	72
7	74	89

■ 旧軍人・軍属・戦没者遺家族等に対する援護 <生活福祉課相談援護係>

旧軍人・軍属とその遺家族に対しては恩給法に基づく給付や戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金や遺族年金などの給付、また特別弔慰金、特別給付金関係法により戦没者等の遺家族の方々などに対して国庫債券の支給が行われている。区ではこれらのうち恩給・年金等については適宜失権の手続きを説明し、第12回特別弔慰金については申請受付と国債交付を一部行った。また、これらの国債を担保とする貸付や買上償還の手続きを必要に応じて案内している。

■ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け <生活福祉課相談援護係>

大規模な自然災害により災害救助法が適用された区市町村の被災者を救済するための制度である。

・災害弔慰金及び災害障害見舞金

自然災害により災害救助法が適用された区市町村において、区民が死亡した場合にその遺族に対し災害弔慰金を支給し、また区民が負傷したり病気になったりして治ったときに精神や身体に障害がある場合に災害障害見舞金を支給する。

弔慰金の支給額は、死亡者が主として生計を維持していた場合は 500 万円、その他の場合は 250 万円、見舞金の支給額は、障害者となった者が主として生計を維持していた場合は 250 万円、その他の場合は 125 万円である。

年度	3	4	5	6	7
災害障害見舞金（件）	0	0	0	0	0
災害弔慰金（件）	0	0	0	1	0

・実績 令和 6 年度 1 件 250 万円

・災害援護資金

当該区市町村を含む都道府県の区域内で災害救助法による救助が行われた災害で、一定期間の療養が必要な負傷をした世帯主や、家財・住居の損壊等の被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、被害の程度に応じて最高 350 万円までの範囲で災害援護資金を貸付ける。ただし、被害を受けた世帯の年間所得が 620 万円未満（3人世帯の場合）であることなどの条件がある。

東日本大震災による被災については、特別立法に基づき条例を改正して、貸付利率、据置期間、償還期間、免除要件、貸付を受けられる期間の貸付要件を緩和した。

■ 水害援護資金の貸付け <生活福祉課相談援護係>

災害救助法の適用がない暴風雨又は集中豪雨による河川のいつ水等で、家財・住居の損壊等の被害を受けた世帯主に対し、100 万円を限度に資金を貸付けるものである。

・対象

- ① 水害により被害を受けた当時目黒区の区域内に住所を有していたこと
- ② 家財についての被害金額がその家財の価値のおおむね 3 分の 1 以上である損害を受けた世帯又は住居が半壊・全壊・滅失又は流失した世帯であること
- ③ 世帯の年間所得が基準以下であること
- ④ 償還が確実と認められること

・償還期間等

10 年（据置期間 3 年間を含む）

・利率

保証人有 無利子／保証人无 年 1.5%（ただし措置期間無利子）

■ 水害見舞金等の支給 ＜健康福祉計画課要配慮者支援係＞

暴風雨又は集中豪雨による河川のいつ水等で、家屋が全壊・半壊・流失・浸水した世帯及び事業所に対し、被害の程度により、10,000円～50,000円の見舞金を支給するほか、死亡した時は、その遺族等に対して100,000円の弔慰金を支給する。

年度	3	4	5	6	7
水害見舞金（件）	0	0	0	10	362
弔慰金（件）	0	0	0	0	0

※7年度の見舞金件数については、8年度予算で支出した4件分（4月り災証明書発行分を含む）。

■ 行旅死亡人等の取扱い ＜生活福祉課相談援護係＞

身元が不明、又は明らかであっても引取人がいない死亡人が区内ででた場合、区で遺体を引き取り葬儀を行うとともに、氏名の不明のものについては、官報等に掲載し親族を捜す。また、医療費の支払いができない行旅病人に対し、医療費を負担する。これは、行旅病人及び行旅死亡人取扱法又は墓地埋葬等に関する法律に基づいて行っている。

年度	3	4	5	6	7
行旅死亡人取扱法又は墓地埋葬等取扱件数	21	21	23	19	21
行旅病人取扱件数	0	0	0	0	0

■ 中国残留邦人等に対する支援給付等 ＜生活福祉課自立支援・審査係＞

中国残留邦人等の置かれている「特別な事情」に配慮して、世帯の収入が一定の基準に満たない世帯に対し生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付等の各種の給付を行うものとして創設された。平成20年4月1日から開始され、平成22年度からは、中国残留邦人等が地域の一員として安心して生活ができるよう、地域で実施する日本語交流事業や自立支援通訳等派遣事業及び地域生活支援プログラム事業が実施されている。

・実績 6世帯8人（令和8年3月31日現在）

■ 内職相談 ＜高齢福祉課いきがい支援係＞

内職相談では、内職に関する相談、あっせん、求人開拓等を行っている。

区は求職者の相談を受け、その方に合った仕事があれば、内職相談登録をしたうえで当該事業所を紹介する。その後は、条件が折り合えば、当事者同士で契約を行う。

年度	求職相談件数	登録者数	求人件数	求人者数	紹介人数
3	55	12	60	60	27
4	35	18	62	62	36
5	42	10	86	86	23
6	49	21	87	87	44
7	46	25	120	120	24

6 関係団体

目黒区社会福祉協議会

目黒区社会福祉協議会は、昭和 27 年に民間の社会福祉活動を強化するため発足し、昭和 38 年に社会福祉法人として認可を受けた。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関との連携を図るほか、具体的な福祉サービスの企画、実施などを行い、地域福祉活動推進の中心的役割を果たしている。

会員数 (各年度末現在)

年度	3	4	5	6	7
個人会員 (人)	811	797	757	747	703
団体会員 (団体)	202	206	206	204	196
賛助会員 (人)	25	29	26	25	24
計	1,038	1,032	989	976	923

■ ボランティア・区民活動センターの運営

ボランティア・区民活動センターでは、ボランティアをしたい方、援助を必要としている方の相談に応じるとともに、ボランティア情報検索サイトを活用し、利便性の向上に努めている。登録ボランティアに対しては、施設入所者との交流・行事の手伝い、音楽や園芸などの趣味や特技を生かした活動、使用済み切手の収集・整理、リサイクル品の作成などのボランティア活動を紹介し、需要と供給の調整（コーディネート）を行っている。

ボランティア登録者数 (各年度末現在)

年度	男性		女性		計	
3	111	(20.7)	424	(79.3)	535	(100.0)
4	147	(21.9)	523	(78.1)	670	(100.0)
5	172	(21.6)	625	(78.4)	797	(100.0)
6	98	(20.9)	371	(79.1)	469	(100.0)
7	107	(19.5)	443	(80.5)	550	(100.0)

※ () 内は男女別構成比 (%)

■ 在宅福祉サービスセンターの運営

住民の自発的参加に基づき、地域の協力会員が日常生活に援助が必要な利用会員に福祉サービスを提供している。センターを通じて謝礼金として協力会員に支払われる。

(利用会員登録年会費 500 円。ただし、困りごとお助けサービスは年会費なし)

- ・家事援助サービス（掃除・洗濯・買物・食事作り・話し相手など）1 時間 900 円
- ・介護援助サービス（通院・外出などの介助）1 時間 1,100 円
- ・すっきりさせ隊（窓拭き・ベランダ掃除・荷物整理）1 時間 1,100 円
- ・困りごとお助けサービス（電球交換・軽易な家具の移動など身の周りの簡易作業）30 分 500 円

協力会員登録者数

(各年度末現在)

年度	男性		女性		合計	
3	34	(22.4)	118	(77.6)	152	(100.0)
4	37	(21.8)	133	(78.2)	170	(100.0)
5	34	(19.3)	142	(80.7)	176	(100.0)
6	38	(19.9)	153	(80.1)	191	(100.0)
7	28	(24.8)	85	(75.2)	113	(100.0)

※ () 内は男女別構成比 (%)

利用会員対象者別登録状況

(各年度末現在)

年度	対象者別	高齢者	心身障害者(児)	計
3		119	8	127
4		148	8	156
5		146	13	159
6		134	6	140
7		138	6	144

令和7年度年間サービス内容別延べ回数

家事援助サービス	
掃除・洗濯	1,712
買い物・食事づくり	518
話し相手	403
その他	249
介護援助サービス	
排泄・入浴・食事	10
通院・外出	466
その他	42
すっきりさせ隊	
窓拭き・ベランダ清掃等	163

令和7年度困りごとお助けサービス利用件数

相談件数		56
活動実績		33
内容 (延べ)	蛍光灯や電球の取替え	4
	簡易な荷物・家具の移動	4
	単発の家事代行	5
	その他	23

■ ハンディキャブの運行事業

公共の交通機関を利用して外出することが困難な身体障害者や高齢者に対して、車いすごと乗れる自動車を運転協力員が中心となって運行している。

年度	3	4	5	6	7
登録者数	28	28	29	30	37
運行回数	501	479	362	341	389

■ 車いす貸出事業

緊急・一時的に車いすを必要とする歩行困難な高齢者・身体障害者に車いすの貸出をしている。

年度	3	4	5	6	7
取扱件数	120	166	193	139	130

■ 福祉機器リサイクル事業

介護用ベッドやポータブルトイレ、シャワーチェアなどの福祉機器が不要になった方のリサイクル情報を登録し、必要としている方に福祉機器を斡旋している。

年度	3	4	5	6	7
登録件数	22	32	28	10	17
斡旋件数	18	34	21	3	8

■ ボランティア保険、行事保険加入手続き

ボランティアの活動における事故、ボランティア団体等が主催する行事中の参加者の事故に備えてボランティア保険及び行事保険の加入手続きを行った。

ボランティア保険取扱件数

年度	3	4	5	6	7
加入者数	1,949	3,794	2,941	2,627	2,063

行事保険取扱件数

年度	3	4	5	6	7
加入者数	224	372	543	677	721

■ 権利擁護センター「めぐろ」

(1) 相談事業

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、成年後見制度、相続や遺言などに関する一般相談や専門家（弁護士3名・司法書士1名）による専門相談を行っている。

一般相談

年度		3	4	5	6	7
権利擁護	日常生活自立支援事業	1,676	1,355	2,084	1,817	1,747
	身体障害者等福祉サービス利用援助事業	40	78	116	61	58
	事務管理	8	0	1	8	1
成年後見等(専門相談の受付分含む)	成年後見制度(法定・任意)	511	574	740	759	784
	遺言作成	20	35	49	29	31
	財産相続	14	12	20	33	5
	権利侵害	1	2	5	7	1
	法人後見・監督	377	341	279	290	207
	見守り・財産管理委任契約	9	7	4	6	11
苦情相談		101	123	136	93	89
その他		20	24	51	31	58
計		2,777	2,551	3,485	3,134	2,992

専門相談

年度	3	4	5	6	7
相談人数	77	74	70	72	49
相談件数 (相談内容が複数のときは複数カウント)	87	84	80	78	57

(2) 日常生活自立支援事業・身体障害者等福祉サービス利用支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない方や加齢、身体障害などで支援が必要な方などが安心して地域生活を送ることができるように、福祉サービスの利用援助や日常金銭管理サービスを行う。

日常生活自立支援事業

年度	3	4	5	6	7
新規契約件数	14	16	12	19	7
解約件数	13	15	14	8	13
年度末契約数	40	41	39	50	44

身体障害者等福祉サービス利用支援事業

年度	3	4	5	6	7
新規契約件数	2	1	1	0	0
解約件数	0	0	1	0	0
年度末契約数	3	4	4	4	4

（３）成年後見制度利用支援事業

専門家で構成される「めぐろ成年後見ネットワーク」による親族後見人等へのサポート、後見人等候補者の紹介、法人（目黒区社会福祉協議会）後見の受任を行うことにより、法定後見や任意後見等の成年後見制度を円滑に安心して利用できるよう支援している。

令和７年度は、後見人候補者等を４９件（団体を含む）紹介し、法人後見の新規受任を２件行った。また、市民後見人名簿登録者を対象とする養成講習を行い、令和７年度末で名簿登録者は、５３人となっている。

・法定後見人の受任

親族や専門家に後見人等を依頼することが困難な区民に対して、平成１８年度から法定後見人を目黒区社会福祉協議会が受任している。

年度	３	４	５	６	７
件数（累計）	４２	４６	４８	５１	５３

・報酬助成

生活保護等の理由で成年後見制度の利用に当たり報酬を負担することが困難である方に対し、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に後見人報酬費用の助成を行っている。

年度	３	４	５	６	７
件数	１０	１２	７	８	１４

（４）エンディングサポート事業

ひとり暮らしの高齢者の方などがエンディング（終活）に関する不安を解消し、安心して生活が送れるように、講演会及び相談会を開催した。

年度	３	４	５	６	７
講演会参加人数	２２	３２	８１	８４	１０３

■ 地域福祉の普及啓発

区民の方々に地域福祉について理解していただくため、地域福祉の普及啓発を図っている。令和７年度は、「めぐろ社協だより」（年４回、各号６９，９００部）をはじめ、事業別の広報紙を発行した。また、めぐろ地域福祉のつどいの開催や、目黒区商工まつり（１１月）等各種イベントへの参加を通し、社協事業やボランティア・区民活動のＰＲを行った。

目黒区シルバー人材センター

目黒区シルバー人材センターは、働く意欲を持っている健康な高齢者のために、地域社会に密着した公益事業に関わりながら、その知識・経験及び希望に添った臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係わる就業を提供する団体である。仕事はシルバー人材センターが請け負い、仕事を希望する人はシルバー人材センターの会員となる必要がある。

・対象

おおむね 60 歳以上の健康な区民で、臨時的、短期的な仕事を希望する方（年会費 2,000 円）

・会員数

（各年度末現在）

年度	3	4	5	6	7
人数	1,187	1,173	1,169	1,144	1,131

・実績

（各年度末現在）

職群	5			6			7		
	受注件数	延日人員	（千円） 契約金	受注件数	延日人員	（千円） 契約金	受注件数	延日人員	（千円） 契約金
管理的職業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専門的技術的職業	109	1,571	7,659	124	1,599	8,123	146	1412	7487
事務的職業	188	14,689	77,478	174	13,210	96,273	140	13,058	97,665
販売の職業	2	74	119	2	67	117	2	63	113
サービスの職業	1,324	53,035	193,146	1,206	40,700	141,171	1,377	38,937	132,927
保安の職業	23	1,321	4,022	25	1,691	8,456	24	1,492	3,879
農林漁業の職業	1,750	5,395	62,196	1,939	5,830	68,027	1,892	5,636	74,276
生産工程の職業	170	2,624	8,487	154	2,515	8,716	152	2,686	9,499
輸送・機械運転の職業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設・採掘の職業	53	141	1,128	89	98	544	77	210	905
運搬・清掃・包装等の職業	1,446	52,264	212,418	1,183	53,640	216,090	1,146	49,081	209,714
計	5,065	131,114	566,654	4,896	119,350	547,517	4,956	112,575	536,469

第 3 章 健康推進部

1 衛生統計

人口動態統計 <健康推進課健康づくり係>

■ 人口動態統計

わが国の人口動態調査は、統計法による基幹統計として実施されている。この調査は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により、市区町村長に届出された出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の各届出書から、人口動態調査令に基づいて各調査票を作成している。

人口動態統計は、この調査票をもとに、人口の動態事象を統計的に把握したもので、保健衛生行政を行っていく上で、重要な基礎資料としての役割をはたしている。

人口動態実数 (令和 7 年 12 月確定値(国調査票情報より))

年次	出生	低体重児 (再掲)	死亡	乳児死亡 (再掲)	新生児死亡 (再掲)	周産期死亡	22 週以 降の 死産	早期 新生 児死 亡	死産	自然 死産	人口 死産	婚姻	離婚	自然 増加
2	2,290	182	2,026	5	3	5	3	2	40	21	19	2,117	459	264
3	2,096	195	2,203	2	1	5	4	1	46	21	25	1,880	446	-107
4	2,129	202	2,469	3	0	5	5	0	41	16	25	2,124	445	-340
5	1,949	183	2,243	1	0	2	2	0	33	13	20	1,983	475	-294
6	1,961	156	2,291	4	2	5	4	1	43	16	27	2,208	445	-330

・ 死亡統計

死亡原因の年次推移をみると、過去 3 年間の死因の 12 位まではほとんど同じである。また、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患のいわゆる三大生活習慣病は、その合計が全体の死亡原因の約 45.7%を占めている。

年次別主要死因

(令和 7 年 12 月確定値(国調査票情報より))

順位	4			5			6		
	死因	人数	構成比	死因	人数	構成比	死因	人数	構成比
1	悪性新生物	618	25.0%	悪性新生物	596	26.6%	悪性新生物	586	25.6%
2	心疾患	379	15.4%	老衰	333	14.8%	老衰	334	14.6%
3	老衰	341	13.8%	心疾患	321	14.3%	心疾患	313	13.7%
4	脳血管疾患	147	6.0%	脳血管疾患	116	5.2%	脳血管疾患	125	5.5%
5	肺炎	76	3.1%	肺炎	90	4.0%	肺炎	98	4.3%
6	不慮の事故	58	2.3%	不慮の事故	62	2.8%	不慮の事故	62	2.7%
7	自殺	47	1.9%	大動脈瘤及び解離	30	1.3%	腎不全	46	2.0%
8	腎不全	39	1.6%	自殺	26	1.2%	新型コロナウイルス感染症※	45	2.0%
9	大動脈瘤及び解離	36	1.5%	肝疾患	26	1.2%	大動脈瘤及び解離	39	1.7%
10	糖尿病	30	1.2%	腎不全	24	1.1%	自殺	34	1.5%
11	肝疾患	26	1.1%	慢性閉塞性肺疾患	20	0.9%	肝疾患	30	1.3%
12	慢性閉塞性肺疾患	25	1.0%	糖尿病	16	0.7%	糖尿病	24	1.0%
—	その他	647	26.1%	その他	583	25.9%	その他	555	24.1%
—	計	2,469	100.0%	計	2,243	100.0%	計	2,291	100.0%

※「統計法第 28 条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件の一部を改正する件」(令和 6 年 5 月 15 日総務省告示第 164 号)により「死因順位に用いる分類項目」が変更されたことに伴い、本資料においても新型コロナウイルス感染症などを追加した。

その他の統計

■ 国民生活基礎調査（基幹統計） <健康推進課健康づくり係>

(1) 目的

国民の保健、医療、年金、福祉、所得等、国民生活の基礎的事項を調査して、厚生行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。昭和 61 年を初年度として 3 年毎に大規模に、中間年には世帯の基本的事項及び所得について調査を実施。

(2) 期日

6 月 5 日

(3) 調査対象

中町二丁目 48 番 7、上目黒五丁目 28 番 11-101~515、青葉台一丁目 9 番、目黒本町二丁目 17 番 20、原町一丁目 21 番、原町一丁目 13 番

■ 社会保障・人口問題基本調査／出生動向基本調査 <健康推進課健康づくり係>

(1) 目的

第17回出生動向調査は、大きく変化しつつある結婚ならびに夫婦の子どもの産み方の動向を見極めるとともに、その関連要因と変化メカニズムを究明することが目的である。

(2) 期日

6月30日

(3) 調査対象

上目黒五丁目28番11-101～515、青葉台一丁目9番、目黒本町二丁目17番20、原町一丁目21番

■ 国民健康・栄養調査（一般統計） <健康推進課健康づくり係>

(1) 目的

健康増進法に基づき実施するものであり、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進を総合的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 期日

11月

(3) 調査対象

目黒本町二丁目17番20世帯、青葉台一丁目9番25世帯

■ 患者調査（基幹統計） <生活衛生課医薬係>

(1) 目的

医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。3年毎に実施。

(2) 期日

国が指定した期間

(3) 調査対象

令和7年度は未実施

■ 医療施設調査（基幹統計） <生活衛生課医薬係>

(1) 目的

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 期日

・ 静態調査 10月1日

・ 動態調査 毎月末（調査対象となる届出の受理をした時）

(3) 調査対象

・ 静態調査 令和7年度は未実施（3年毎に実施）

・ 動態調査 診療所 45 歯科診療所 32

■ 受療行動調査（一般統計） ＜生活衛生課医薬係＞

医療施設を利用する患者について受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。3年毎に実施。令和7年度は未実施。

2 保健衛生

医務 ＜生活衛生課医薬係＞

■ 医務

(1) 医療施設数

(各年12月31日現在)

年度	病院	診療所	歯科診療所	助産所	歯科技工所	施術所		出張施術業務	衛生検査所	計
						あん摩・はり・きゅう	柔道整復			
3	9	340(6)	288	18	38	403	149	353	0	1,598
4	9	347(6)	285	18	39	415	152	362	1	1,628
5	9	353(6)	284	20	39	415	156	370	0	1,646
6	10	349(6)	288	20	38	425	162	380	0	1,672
7	10	359(6)	290	22	37	427	163	382	0	1,690

※ () 内は再掲で、有床診療所又は入所施設数を有する助産所の数。

(2) 病床数

(各年9月30日現在)

年度	病院				診療所
	精神病床	一般病床	療養病床	計	
3	48	2,005	119	2,172	34
4	48	2,005	119	2,172	35
5	0	2,005	119	2,124	35
6	0	2,048	119	2,167	35
7	0	2,048	119	2,167	35

(3) 医療従事者届出取扱件数

医療従事者は、医師法等に基づいて2年ごとの12月31日現在における氏名、住所、従事場所等の事項を届出することになっている。

(令和7年12月31日現在)

医師	歯科医師	薬剤師	区内就業			計
			歯科衛生士	歯科技工士	保健師、助産師、看護師、准看護師	
863	363	752	298	124	2,663	5,063

(4) 医療施設関係の許可・登録申請、届出処理及び監視件数

	許可・登録申請			届出				監視 件数
	開設	使用	その他	開設・ 実施	変更	休廃止・ 再開・死亡	X線 関係	
診療所	13	0	4	27	72	23	33	49
歯科診療所	11	0	5	18	43	15	71	55
巡回健診				243				0
巡回診療				0				0
助産所 (出張含む)	0	0	0	2	0	0		0
歯科技工所				1	1	2		1
施術所 (出張含む)				37	167	32		27
衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0	0
計	24	0	9	328	283	72	104	132

■ 救急医療機関申出書取扱件数

救急医療機関認定の手続きについて医療機関から申出書を受理後、実地調査等を行い、その結果に関する調査書を目黒消防署に送付している。令和7年度は更新6件、変更2件であった。

■ 人工妊娠中絶、不妊手術

医師から届出の送付を受け、結果を取りまとめて東京都に報告している。

年度	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳以上	計
3	3	30	32	26	40(1)	35(1)	3	1	170
4	2	21	34	29	43	28	3	0	160
5	2	23	41	48	41	37	0	0	192
6	3	18	46	44	31	27	3	0	172
7	1	32	53	51	58	32	5	0	232

※ () 内は不妊手術数

■ 医療、医薬品等に関する苦情・相談件数

	内訳	件数	計
苦情	医療行為や医療内容に関すること	41	133
	医療従事者の対応	35	
	その他	57	
相談（提言・問い合わせを含む）	健康や病気に関すること	112	261
	医療機関の紹介、案内	36	
	その他	113	

薬事衛生 <生活衛生課医薬係>

■ 施設数、許可・登録・免許申請、届出及び監視指導

業種	施設数	許可・登録等		変更等			休止 再開 廃止	監視 件数
		新規	更新	変更	書換 交付	再交付		
薬局	159	10	13	646	0	0	11	102
薬局医薬品製造販売業	7	0	0	0	0	0	0	0
薬局医薬品製造業	7	0	0	0	0	0	0	0
店舗販売業	54	3	2	46	0	0	3	14
高度管理医療機器 販売業	186	15	11	50	0	0	7	81
高度管理医療機器 貸与業	127	8	11	0	0	0	0	57
管理医療機器販売業	838	43		13			12	31
管理医療機器貸与業	248	3		0			0	51
麻薬小売業者	139	7	59	54			6	94
毒物劇物一般販売業	60	1	7	2	1	0	5	12
毒物劇物農業用品目 販売業	0	0	0	0	0	0	0	0
毒物劇物特定品目 販売業	2	0	0	0	0	0	0	0
毒物劇物業務上取扱者	2	0		0			0	1
非届出業務上取扱者	67	0					0	0
計	1,896	90	103	811	1	0	44	443

■ 薬事年間監視事業

年2回、都区合同で医薬品等一斉監視指導を実施し、薬事監視要領に基づく薬事監視を行うとともに医薬品等の収去検査を行い、不良品・不正表示品の発見及び発生防止に努めている。令和7年度に収去した2検体は、いずれも適合であった。

濫用や過剰摂取（OD）のおそれのある医薬品販売の実態調査に努め、店舗販売業7軒に夜間一斉監視を行ったところ、不適施設はなかった。

他に管理医療機器販売業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者については、期間を定め監視指導を実施している。毒物劇物業務上取扱者の電気めっき事業所に立入検査し、廃水1検体についてシアン含有量を検査したところ、基準違反はなかった。

■ 薬局、医薬品販売業における資格者の勤務状況調査に基づく調査指導

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により薬局、医薬品販売業では、薬剤師又は登録販売者による管理と医薬品適正使用のための情報提供が義務付けられている。資格者の勤務状況調査を、年間を通して行った。

■ 家庭用品の試買検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律で規制されている家庭用品について試買検査を合計18検体26項目実施し、基準違反はなかった。

休日診療・地域医療 <健康推進課健康づくり係>

■ 休日・休日準夜・土曜準夜診療事業

一般の診療所が休診している日曜・祝休日・年末年始及び土曜日における急病患者に対して診療を行うための事業で、目黒区医師会に委託している。（令和 7 年度の連休は 5 月 3 日～5 月 6 日、年末年始は 12 月 29 日～1 月 4 日）

診療科目は内科・小児科を主とし、休日は固定式休日診療所 2 か所（鷹番・中目黒）で午前 9 時～午前 12 時、午後 1 時～午後 5 時、休日準夜及び土曜準夜は固定式 1 か所（鷹番）で午後 5 時～午後 10 時で実施している。ただし年末年始のみ中目黒も準夜実施した。

令和 7 年度は、八雲で 11 月から翌年 2 月までの期間のみ、日曜・祝休日・年末年始の診療を午前 9 時～午前 12 時、午後 1 時～午後 5 時で実施した。

区分		休日			休日準夜			土曜準夜		
年度		日数	件数	1 日平均	日数	件数	1 日平均	日数	件数	1 日平均
3		73	825	11.3	73	176	2.4	51	147	2.9
4	中目黒									
	鷹番	73	743	10.2	73	220	3.0	50	191	3.8
	八雲	66	242	3.7						
5	中目黒	74	1,403	19.0	7	68	9.7			
	鷹番	74	2,015	27.2	74	821	11.1	50	543	10.9
	八雲	28	841	30.0						
6	中目黒	73	1,300	17.8	7	90	12.9			
	鷹番	73	2,181	29.9	73	757	10.4	49	413	8.4
	八雲	27	730	27.0						
7	中目黒	73	1,112	15.2	7	33	4.7			
	鷹番	73	1,778	24.4	73	735	10.1	50	430	8.6
	八雲	27	720	26.7						

■ 休日・休日準夜・土曜準夜調剤事業

固定式休日診療所で処方せんによる診療を行っているため、目黒区薬剤師会に委託して休日調剤薬局を開設し、休日・休日準夜及び土曜準夜の調剤にあたっている。（休日は鷹番と中目黒の 2 か所。休日準夜及び土曜準夜は鷹番 1 か所。ただし年末年始のみ中目黒も準夜実施。）

令和 7 年度は、八雲で 11 月から翌年 2 月までの期間のみ、日曜・祝休日・年末年始の調剤を午前 9 時～午後 5 時で実施した。

区分		休日			休日準夜			土曜準夜		
年度		日数	件数	1日平均	日数	件数	1日平均	日数	件数	1日平均
3		73	916	12.5	73	236	3.2	51	227	4.5
4	中目黒									
	鷹 番	73	896	12.3	73	267	3.7	50	280	5.6
	八 雲	66	215	3.3						
5	中目黒	74	1,279	17.3	7	72	10.3			
	鷹 番	74	2,008	27.1	74	865	11.7	50	581	11.6
	八 雲	28	775	27.7						
6	中目黒	73	1,192	16.3	7	128	18.3			
	鷹 番	73	2,182	29.9	73	876	12.0	49	519	10.6
	八 雲	27	690	25.6						
7	中目黒	73	1,021	14.0	7	30	4.3			
	鷹 番	73	1,745	23.9	73	741	10.2	50	517	10.3
	八 雲	27	662	24.5						

■ 休日歯科応急診療事業

目黒区歯科医師会に委託して、輪番式（1か所）で実施している。（5月3日～5日の連休及び12月29日～1月4日の年末年始は、2か所で実施）

区分	休日		
年度	日数	件数	1日平均
3	73	208	2.8
4	73	196	2.7
5	74	188	2.5
6	73	257	3.5
7	73	275	3.8

■ 平日夜間小児初期救急診療事業

令和元年度より東邦大学医療センター大橋病院へ委託しており、令和7年度からは、月・火曜日をロコクリニック中目黒（医師会会員診療所）、水・木曜日を東邦大学医療センター大橋病院、金曜日を総合病院厚生中央病院に委託している。

令和7年度は、平日の午後7時から午後10時までの時間帯に、満15歳以下の外来の初期救急患者を対象として実施した。実施日数は242日、利用件数は498件であった。

■ 休日診療テレフォンセンター

・業務内容

休日・休日準夜の診療事業を、目黒区医師会に委託して3か所で実施している。テレフォンセンターでは診療所の場所、診察日、診療時間等を電話により区民に案内している。

・実施日・時間

- ① 日曜、祝休日、5月連休、年末年始：午前9時から午後10時
- ② 土曜日：午後5時から午後10時

区分	3	4	5	6	7
休日診療実施中の問い合わせ受付数	2,370	2,225	5,079	3,622	3,289
準夜診療実施中の問い合わせ受付数	358	992	1,754	1,391	1,320

環境衛生 <生活衛生課環境衛生係>

■ 住まいの衛生

(1) 水道施設の届出及び監視指導状況 (令和7年度)

	施設数	届出	廃止	監視件数
前年度末総数	3,359 (3)	2	21	12 (2)
総数	3,336 (3)	5	28	15 (2)
上水道	0	0	0	0
簡易水道	0	0	0	0
専用水道	4 (3)	0	0	3 (2)
簡易専用水道	346	4	9	10
小規模貯水槽水道	2,986	1	19	2

※ () 内数値は国の設置する専用水道の数で内数

※国の設置する専用水道施設に対しては、立入検査の権限はないが施設の協力をもとに調査を行っている。

(2) 簡易専用水道の受検状況

年度	対象施設数	受検施設数	受検率 (%)
3	338	265	78.4
4	322	262	81.4
5	317	267	84.2
6	315	273	86.7
7	308	246	79.9

(3) 建築物の衛生に関する事前協議

年度	主たる用途			計
	共同住宅	事務所	その他	
3	37	1	12	50
4	35	1	16	52
5	50	1	7	58
6	48	2	7	57
7	23	2	6	31

(4) 特定建築物の届出及び検査状況（理化学）

（令和7年度）

	施設数	届出	廃止	検査施設数（延べ）	不適合施設数（延べ）	項目別不適数								図面審査施設数
						温度	相対湿度	二酸化炭素	一酸化炭素	浮遊粉じん	気流	残留塩素	ホルムアルデ	
前年度末 総数	105	1	0	12	10	0	7	4	0	0	0	1	0	2
総数	106	1	0											1
延べ面積 3,000～ 10,000 m ²	68	0	0	12	10	1	4	5	0	0	0	2	0	1
延べ面積 10,000 m ² を超える	38	1	0											0

※延べ面積が 10,000 m²を超える特定建築物の検査については東京都が実施している。

※検査基準値（理化学）：建築物における衛生的環境の確保に関する法律の建築物環境衛生管理基準による。

(5) 居住環境相談及び苦情件数

区民生活の拠点である住宅やビルに係わるさまざまな衛生問題に対し、区民からの申し出に応じて、それぞれの状況に即した対応をしている。

年度	飲料水	室内の空気	ダニ・カビ	におい	その他	計
3	38	6	1	7	167	219
4	39	9	1	7	142	198
5	41	7	7	3	259	317
6	47	3	3	6	493	552
7	40	2	6	3	475	526

※その他に含まれる相談内容としては、殺虫剤、消毒（新型コロナ含む）、建物の衛生管理等。

(6) 普及啓発・特殊調査

レジオネラ症の防止に係る現場調査及び指導

年度	対象施設	施設数
3	病院	1
4	該当施設なし	0
5	該当施設なし	0
6	該当施設なし	0
7	該当施設なし	0

■ 環境衛生営業施設

(1) 許可等及び監視指導状況

		施設数	許可等件数		監視延べ件数
			確認・許可	廃止	
3年度計		1,538	104	71	223
4年度計		1,563	93	68	278
5年度計		1,617	110	56	246
6年度計		1,670	97	44	275
7年度計		1,750	119	39	268
理容所		144	4	3	3
美容所		1,099	84	26	104
クリーニング所		202	0	2	3
コインランドリー		71	1	2	6
公衆浴場	普通	8	0	1	8
	その他	32	3	2	18
コインシャワー		3	0	0	0
旅館業	旅館・ホテル	85	26	3	87
	簡易宿所	4	0	0	3
	下宿	0	0	0	0
興行場	常設	14	0	0	11
	仮設	0	0	0	0
プール	許可	18	0	0	19
	届出	32	0	0	5
温泉利用施設		1	0	0	1
墓地等	墓地	31	1	0	0
	納骨堂	6	0	0	0
	火葬場	0	0	0	0

※監視延べ件数には、許可等の事前調査を含む

※ () 内は変更許可件数

(2) 施設の理化学検査結果の適否件数

監視指導等において、関係法令に規定された理化学検査を実施し、衛生水準の向上を図った。

		検査延べ施設数	不適件数	主な検査内容
3 年度計		69	11	
4 年度計		96	21	
5 年度計		90	11	
6 年度計		111	13	
7 年度計		116	13	
理容所		0	0	室内空気
美容所		0	0	
クリーニング所	ドライ施設	0	0	室内空気、排水（溶剤濃度）
	リネンサプライ	0	0	貸おしぼりの消毒状況
公衆浴場	普通	9	3	浴槽水の水質
	その他	13	3	浴槽水の水質、サウナ室空気
興行場		14	0	室内空気
旅館業		55	0	室内空気、浴槽水の水質
プール		25	7	プール水の水質

(3) 住宅宿泊事業（令和 7 年度）

目黒区の届出状況

届出件数	52
廃業件数	23

届出内訳

家主居住型	29
家主不在型	23
合計	52

用途地域別件数

第一種低層住居専用地域	24
第一種中高層住居専用地域	4
第二種中高層住居専用地域	1
第一種住居地域	7
第二種住居地域	1
準住居地域	0
近隣商業地域	5
商業地域	2
準工業地域	8
合計	52

(4) 苦情及び相談件数

年度	理・美容所	クリーニング所	公衆浴場	旅館	興行場	墓地	温泉	プール	住宅宿泊事業	計
3	241	36	81	55	4	13	0	16	30	476
4	269	48	65	110	5	16	0	10	37	560
5	323	20	61	226	1	16	0	24	126	797
6	300	28	48	342	6	12	0	17	180	933
7	256	24	58	426	5	11	0	13	137	930

衛生害虫・ねずみの駆除に関する相談指導 <生活衛生課環境衛生係>

■ 衛生害虫駆除対策

毎年4月から10月まで、区内全域の道路脇雨水マス等（約36,000箇所）に年間5回薬剤の投入を行い、蚊など衛生害虫の発生を予防している（業者委託）。また、区有施設からの蚊の発生を防ぐため、区有施設の管理者に薬剤の配布と投入依頼を行っている。

※薬剤：昆虫成長制御剤（成分名：ピリプロキシフェンまたはジフルベンズロン）

■ 講習会

衛生害虫発生防止等の普及啓発のために、区民向け講習会として、例年、衛生害虫等講習会、ねずみ対策講習会を実施している。

（令和7年度）

開催日	会場	講習会名	参加人数	講師
5月22日	目黒区総合庁舎	身の回りのダニ	57	一般財団法人日本環境衛生センター 橋本知幸氏
10月31日	目黒区総合庁舎	ねずみ対策講習会	40	目黒区保健所生活衛生課職員

■ 相談

年度	蚊	ハエ	ネズミ	ゴキブリ	ダニ	毒蛾（毛虫）	植物害虫	アリ	シロアリ	ハチ	ノミ	ユスリカ	その他	計
3	9	5	220	5	5	18	6	6	12	339	4	1	136	766
4	5	3	240	8	5	8	8	12	12	429	3	3	127	863
5	10	2	219	1	6	2	4	14	11	348	0	2	95	714
6	5	5	257	6	7	4	2	14	7	348	0	1	82	738
7	4	5	267	6	16	1	3	3	5	210	3	2	122	647

■ 殺そ剤・ねずみ用わなの配布

ねずみ駆除指導の一環として、殺そ剤及び粘着式のねずみ用わなをサンプル配布している。令和7年度は殺そ剤38袋、粘着式のねずみ用わな46枚を配布した。殺そ剤の配布は、11月～3月のみ。

■ スズメバチの巣の駆除

令和2年度から日常生活を過ごすうえで支障（刺咬被害を受ける可能性等）がある場所（私有地内）に作られたスズメバチ活動期の巣の駆除を委託により実施している。

年度	駆除件数
3	55
4	94
5	66
6	97
7	89

食品衛生・食品衛生指導

■ 消費者及び事業者向け普及啓発事業 <生活衛生課食品衛生係・食品衛生指導係>

(1) 講座開催等

(令和7年度)

事業の種類	開催回数等	テーマ等	参加者数
シンポジウム	1回※	災害時の食品衛生	76
食品衛生講習会	2回	食中毒予防等	27
懸垂幕掲示	3回※	食中毒予防等	
横断幕掲示	1回(区内3ヶ所)※	食品衛生月間	
パネル展示等	2回※	食中毒予防	

※目黒区食品衛生協会との共催事業

(2) 食の安全に関する相談

年度	件数
3年度計	13,243
4年度計	12,375
5年度計	11,782
6年度計	10,662
7年度計	10,113
営業許可	5,767
表示	201
規格・基準	45
食中毒	111
残留農薬	0
輸入食品	6
添加物	7
新規開発食品	0
食用可・不可に関する疑義	8
マスコミ報道に関する事項	0
その他	3,968

※「表示」には健康増進法第65条第1項に規定する誇大表示の禁止に係る相談を含む

(3) 普及啓発資料の作成

(令和7年度)

種類	資料の名称	作成数
冊子	食品衛生管理ファイル	1,000

■ 食品衛生年間監視事業 <生活衛生課食品衛生指導係>

1年間を5期に分け、各期に重点監視事業を設定し、より効果的な監視事業が適時行えるよう業種別一斉監視事業を展開している。

特に、食品による事故が多発する夏期及び食品の大量流通期である歳末には一斉監視事業を、また、違反・不良食品等が発見された際には、流通を未然に防止するための緊急監視事業を、東京都と協力して行っている。

■ 食品衛生関係施設・許可届出及び監視指導 <生活衛生課食品衛生指導係>

令和3年6月1日の改正食品衛生法施行により、営業許可業種の再編が行われた。経過措置期間が設けられているため、改正前・後それぞれの法に基づく営業を分けて計上する。

(1) 改正前食品衛生法第52条に規定する営業

業種別		施設数	許可件数		廃業数	監視件数
			新規	更新		
3年度計		4,496	160	110	1,830	2,167
4年度計		3,622	0	0	874	1,986
5年度計		2,703	0	0	919	1,977
6年度計		1,896	0	0	807	1,492
7年度計		1,157	0	0	739	1,061
飲食店営業		898	0	0	608	1,012
(再掲)	旅館・ホテル	1	0	0	0	0
	バー・キャバレー	26	0	0	20	37
	一般飲食店	677	0	0	473	853
	民生食堂	0	0	0	0	0
	すし屋	25	0	0	14	42
	そば屋	16	0	0	10	0
	仕出し屋	10	0	0	8	8
	弁当屋	19	0	0	19	14
	そうざい店	36	0	0	18	2
	コンビニエンスストア等	0	0	0	0	0
	移動	0	0	0	0	0
	臨時	12	0	0	6	0
	許可ある集団給食	74	0	0	15	56
	自動車	2	0	0	23	0
	自動販売機	0	0	0	2	0
	天ぷら船	0	0	0	0	0
	屋形船	0	0	0	0	0
喫茶店営業		19	0	0	31	2
(再掲)	店舗	18	0	0	18	2
	自動販売機	1	0	0	12	0
	自動車	0	0	0	1	0

業種別		施設数	許可件数		廃業数	監視件数
			新規	更新		
菓子製造業		129	0	0	65	14
(再掲)	パン製造業	37	0	0	16	3
	生菓子製造業	37	0	0	18	9
	その他の菓子製造業	53	0	0	26	2
	移動	0	0	0	0	0
	臨時	0	0	0	0	0
	自動車	2	0	0	5	0
あん類製造業		0	0	0	0	0
アイスクリーム製造業		8	0	0	4	0
乳処理業		0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0
乳製品製造業		2	0	0	0	2
集乳業		0	0	0	0	0
乳類販売業		0	0	0	0	0
(再掲)	専業	0	0	0	0	0
	ショーケース売り	0	0	0	0	0
	自動販売機	0	0	0	0	0
	自動車	0	0	0	0	0
食肉処理業		3	0	0	2	0
食肉販売業		27	0	0	6	0
(再掲)	一般	27	0	0	6	0
	包装	0	0	0	0	0
	自動販売機	0	0	0	0	0
	自動車	0	0	0	0	0
食肉製品製造業		1	0	0	0	0
魚介類販売業		17	0	0	5	23
(再掲)	一般	17	0	0	5	23
	包装	0	0	0	0	0
	自動車	0	0	0	0	0
魚介類競り売り業		0	0	0	0	0
魚肉練り製品製造業		1	0	0	0	0
食品の冷凍・冷蔵業		0	0	0	2	0
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		1	0	0	0	1
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0	0
冰雪製造業		0	0	0	0	0
冰雪販売業		0	0	0	0	0
食用油脂製造業		0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0
みそ製造業		0	0	0	0	0

業種別	施設数	許可件数		廃業数	監視件数
		新規	更新		
しょうゆ製造業	0	0	0	0	0
ソース類製造業	0	0	0	0	0
酒類製造業	2	0	0	0	0
豆腐製造業	1	0	0	1	2
納豆製造業	0	0	0	0	0
麺類製造業	2	0	0	2	0
そうざい製造業	44	0	0	11	2
かん詰又はびん詰食品製造業	0	0	0	1	0
添加物製造業	2	0	0	1	3

※「新規」・「廃業」には業態変更による増減も含む

※廃業数には、食品衛生法改正に伴い許可から届出に移行した施設を含む

(2) 改正後食品衛生法第 55 条に規定する営業

業種別		施設数	許可件数		廃業数	監視件数
			新規	更新		
3 年度計		792	796	0	4	1,045
4 年度計		1,707	964	0	49	1,803
5 年度計		2,546	923	0	84	3,028
6 年度計		3,309	868	0	105	3,140
7 年度計		3,969	788	0	128	3,619
飲食店営業		3,464	701	0	101	3,411
(再掲)	一般飲食店	3,141	649	0	96	3,296
	集団給食	80	20	0	4	46
	自動車	116	23	0	0	28
	簡易	47	0	0	0	29
	移動	1	0	0	0	0
	臨時	79	9	0	1	12
	天ぷら船	0	0	0	0	0
	屋形船	0	0	0	0	0
調理機能を有する自動販売機		9	1	0	2	1
食肉販売業		38	6	0	1	7
魚介類販売業		31	5	0	1	42
魚介類競り売り営業		0	0	0	0	0
集乳業		0	0	0	0	0
乳処理業		0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0
食肉処理業		5	1	0	0	1
(再掲)	一般	5	1	0	0	1
	自動車	0	0	0	0	0

業種別	施設数	許可件数		廃業数	監視件数
		新規	更新		
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
菓子製造業	296	50	0	11	104
アイスクリーム類製造業	11	3	0	1	4
乳製品製造業	2	0	0	0	1
清涼飲料水製造業	1	0	0	0	2
食肉製品製造業	3	0	0	0	2
水産製品製造業	1	0	0	0	0
氷雪製造業	0	0	0	0	0
液卵製造業	1	0	0	0	1
食用油脂製造業	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	0	0	0	1	0
酒類製造業	1	1	0	0	3
豆腐製造業	3	1	0	1	5
納豆製造業	0	0	0	0	0
麺類製造業	7	2	0	0	4
そうざい製造業	85	15	0	8	29
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	2	0	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0
漬物製造業	1	0	0	1	0
密封包装食品製造業	3	1	0	0	1
食品の小分け業	5	1	0	0	1
添加物製造業	0	0	0	0	0

(3) 改正後食品衛生法第 57 条に規定する営業等

業種別		施設数	届出 件数	廃業数	監視 件数
3 年度計		1,347	1,790	443	252
4 年度計		1,463	304	189	125
5 年度計		1,644	274	93	119
6 年度計		1,778	259	125	148
7 年度計		1,912	249	114	154
営業届出業種 (再掲)	旧許可業種であった営業	452	37	43	4
	魚介類販売業 (包装)	25	1	5	0
	食肉販売業 (包装)	46	2	6	0
	乳類販売業	190	2	14	4
	氷雪販売業	3	1	0	0
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	188	31	18	0

業種別			施設数	届出 件数	廃業数	監視 件数
営業届出業種	販売業		1,101	163	61	66
	(再掲)	弁当販売業	42	7	2	0
		野菜果物販売業	94	10	3	4
		米穀類販売業	18	4	2	3
		通信販売・訪問販売	12	1	0	0
		コンビニエンスストア	140	10	6	1
		百貨店、総合スーパー	46	4	2	41
		自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・ 屋内設置)及び営業許可の対象とな る自動販売機を除く。)	99	18	8	0
		その他食料・飲料販売業	650	109	38	17
		製造・加工業		202	38	3
	(再掲)	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が 定められた添加物の製造を除く。)	0	0	0	0
		いわゆる健康食品の製造・加工業	4	2	0	0
		コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	87	18	0	0
		農産保存食料品製造・加工業	0	0	0	0
		調味料製造・加工業	50	10	2	3
		糖類製造・加工業	0	0	0	0
		精穀・製粉業	13	0	0	0
		製茶業	25	4	1	0
		海藻製造・加工業	1	0	0	0
		卵選別包装業	0	0	0	0
		その他食料品製造・加工業	22	4	0	0
	上記以外のもの		157	11	7	81
	(再掲)	行商	11	1	0	0
		集団給食施設	142	9	7	81
		器具容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る。)	0	0	0	0
		露店、仮設店舗等における飲食の提 供うち、営業とみなされないもの	0	0	0	0
		その他	4	1	0	0
公衆衛生に与える影響が少ない営業			0	0	0	0

※旧許可業種であった営業の届出件数には、食品衛生法改正に伴い許可から届出に移行した引継ぎ施設(みなし届出)を含む

(4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する許可業種

業種別	年度	施設数	新規許可件数	廃止数	監視件数
認定小規模食鳥処理業	3	5	0	0	0
	4	5	0	0	0
	5	5	0	0	3
	6	6	1	0	2
	7	6	0	0	1

※認定小規模食鳥処理業とは、食鳥処理羽数が年間 30 万羽以下の処理業

(5) 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業

年度	施設数	新規	廃止	認証数	監視件数
3	52	2	1	61	95
4	50	2	4	58	86
5	50	0	0	58	99
6	44	3	9	51	97
7	43	6	7	47	119

(6) 臨時出店届

「目黒区行事における臨時営業等の取扱要綱」に基づき、住民団体等が関与する公共目的を有する行事において食品を調理提供し、又は販売する際、許可を要しない臨時出店者に届出を求めている。窓口で食品の取扱い等について指導を行い、食品衛生の確保を図っている。

年度	区民まつり	学園祭	地域団体行事	計
3	0	8	37	45
4	31	178	224	433
5	85	410	770	1,265
6	67	423	781	1,271
7	63	146	1,028	1,237

(7) 食品衛生法施行細則第 17 条に規定する営業等

(令和 7 年度)

営業の種類		営業所数	報告件数	廃止数	監視件数
生食用食肉 取扱施設	飲食店営業	17	4	2	18

■ 食品等の検査 <生活衛生課食品衛生指導係>

(1) 表示検査

食品表示に対する消費者の関心が高まるなか、国・都等関係機関との連携を図り、表示の監視指導を実施し、不適正表示食品の排除に努めている。

年度	検査品目数	不適正表示
3	5,362	0
4	3,782	7
5	2,520	1
6	1,924	3
7	2,319	3

(2) 収去検査

(令和7年度)

食品等の分類	項目 総検体数	細菌検査			化学検査		
		項目数	適	不良	項目数	適法	否
魚介類	0	0	0	0	0	0	0
すし種・さしみ	16(3)	242(54)	242(54)	0	0	0	0
その他の魚介類加工品	2	11	11	0	6	6	0
冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0
生食用食肉	0	0	0	0	0	0	0
液卵	1	11	11	0	0	0	0
その他の肉・卵類	5	17	17	0	8	8	0
牛乳・加工乳・その他の乳	0	0	0	0	0	0	0
乳製品・乳類加工品	1	2	2	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	3	0	0	0	45	45	0
野菜・果物及びその加工品	15(10)	0	0	0	306(184)	306(184)	0
洋生菓子	10	99	99	0	29	29	0
和生菓子	6	66	66	0	0	0	0
その他の菓子・菓子材料	10(7)	11	11	0	151(112)	151(112)	0
清涼飲料水	7(1)	1	1	0	136(24)	136(24)	0
酒清飲料・氷雪・水	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・びん詰	0	0	0	0	0	0	0
調味料	2	0	0	0	51	51	0
加熱済そうざい	1	0	0	0	25	25	0
未加熱そうざい	8	88	88	0	0	0	0
そうざい半製品	0	0	0	0	0	0	0
弁当類	4	44	44	0	0	0	0
調理パン	5	55	55	0	0	0	0
ゆでめん類	0	0	0	0	0	0	0
豆腐	3	36	36	0	0	0	0

項目 食品等の分類	総検体数	細菌検査			化学検査		
		項目数	適	不良	項目数	適法	否
その他の食品	0	0	0	0	0	0	0
食品添加物	0	0	0	0	0	0	0
器具類	0	0	0	0	0	0	0
計	99(21)	683(54)	683(54)	0	757(320)	757(320)	0

※（）内は輸入食品再掲

※細菌検査

- ・検査内容：細菌数、大腸菌群、大腸菌、腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌等
- ・判断基準：夏期・歳末の都区一斉収去検査成績に基づく措置基準、成分規格等

※化学検査

- ・検査内容：着色料、保存料、甘味料、漂白剤、酸化防止剤、発色剤等
- ・判断基準：食品衛生法に基づく添加物使用基準、成分規格等
食品表示法に基づく表示基準等

（３）東京都健康安全研究センター広域監視部の検査状況（目黒区内）

年間を通じて大規模製造業・食品流通拠点・食品の輸入業者など大量若しくは広域に流通する食品の検査は、東京都と協力して実施している。

（令和７年度）

	検査項目									判定	
	細菌	化学 (添加物等)	真菌	放射能 (スクリーニング検査)	放射能 (確定検査)	アレルギー物質	残留性物質 (農薬・動物性医薬品等)	遺伝子組換え	計	適	否
検査項目数	98	243	8	15	15	5	1,303	10	1,697	1,697	0

（４）食中毒検査（苦情を含む）

年度	検体数				計
	食品	ふき取り	ふん便	その他	
3	12	40	106	29	187
4	26	66	146	21	259
5	8	47	99	39	193
6	38	90	193	41	362
7	20	114	162	16	312

■ 食中毒 ＜生活衛生課食品衛生指導係＞

(1) 食中毒調査

食中毒発生時に原因食品・原因施設等の調査を実施し、事故の拡大・再発防止に努めている。

(令和7年度)

発生日	喫食者数	患者数	原因食品	病因物質
5月27日	2	2	令和7年5月25日に調理提供した料理 (加熱不十分な鶏肉を含む)	カンピロバクター
11月26日	1	1	令和7年11月25日に調理提供した寿司	アニサキス
2月14日	38	34	令和8年2月13日から 令和8年2月15日に調理提供した料理	ノロウイルス
3月25日	56	40	令和8年3月25日に調理提供した料理	ウェルシュ菌

(2) 食中毒関連調査

他の自治体で調理・製造・販売された食品等で食中毒を起こした目黒区内居住者に対して、疫学調査・検便等の調査を行っている。

年度	調査件数	被調査者数	患者数
3	24	47	17
4	25	31	24
5	61	75	66
6	72	85	75
7	38	34	31

■ 違反・違反の疑い又は不良食品等の調査状況 ＜生活衛生課食品衛生指導係＞

(令和7年度)

違反条項	通知	調査	備考
食品衛生法第6条	0	0	有害物質・異物混入等
同 第12条違反	0	0	法定外添加物使用
同 第13条違反	0	8	添加物使用不適
同 第18条違反	0	0	容器類基準不適
同 第51条違反	0	0	施設基準不適合
不良食品等	2	0	指導基準不適合等
食品表示法第5条	1	9	表示基準不適合
計	3	17	

※通知：本区で発見し、区外に通知したもの

※調査：区外からの通知により、本区で調査したもの

■ 違反食品に対する指導 <生活衛生課食品衛生指導係>

違反食品に対する措置は、不利益処分によるもののほか、違反食品の迅速で確実な排除が可能な場合、措置について指示書を交付し廃棄等を指示している。また、指導の状況をホームページで公表している。

■ 自主回収の指導状況 <生活衛生課食品衛生指導係>

令和 3 年 6 月 1 日より、食品衛生法及び食品表示法に基づき、区内の食品関係事業者が食品の自主回収を実施した際、食品関係事業者への指導並びに国等関係機関への報告を実施し、健康への悪影響の未然防止・迅速な回収の促進に努めている。

年度	総数	自主回収の理由					
		食品衛生法に違反	食品衛生法に違反するおそれ	その他(食品衛生法)	食品表示法に違反	食品表示法に違反するおそれ	その他(食品表示法)
3	5	1	2	0	2	1	0
4	12	0	4	0	6	0	2
5	14	1	5	0	7	0	1
6	10	1	4	0	2	1	2
7	10	0	4	0	6	0	0

■ 不利益処分 <健康推進課健康づくり係>

食品衛生関係の不利益処分は、食品衛生法等に違反した営業者に対して行っており、営業許可の取消又は営業の禁止、停止、違反品の廃棄等がある。

令和 3 年 5 月 31 日以前に営業許可を取得した施設にあつては、食品衛生法（令和 3 年 6 月 1 日最終改正）第 60 条ではなく、改正前の食品衛生法第 55 条を適用。

（令和 7 年度）

処分 年月日	原因及び 違反食品等	処分理由	処分内容	適用条項
R7. 6. 13	不明 (調理提供した料理)	食中毒の発生 (カンピロバクター ジェジュニ)	営業停止命令	食品衛生法 第 6 条第 3 号 第 55 条第 1 項
R7. 12. 8	不明 (調理提供した寿司)	食中毒の発生 (アニサキス)	営業停止命令	食品衛生法 第 6 条第 3 号 第 55 条第 1 項
R8. 2. 25	不明 (調理提供した料理)	食中毒の発生 (ノロウイルス G II)	営業停止命令	食品衛生法 第 6 条第 3 号 第 60 条第 1 項

■ 食品衛生に関する苦情調査 ＜生活衛生課食品衛生指導係＞

年度	異物混入		腐敗・ 変敗等	カビ	有症	表示	施設	食品の 取扱	その他	計
	昆虫類	昆虫以外								
3	2	12	2	0	21	2	12	8	30	89
4	2	11	3	1	48	7	16	10	18	116
5	1	6	3	0	48	1	13	11	30	113
6	4	9	1	0	68	1	14	6	28	131
7	2	10	0	0	55	10	20	12	34	143

■ 食品関係営業者衛生講習会 ＜生活衛生課食品衛生指導係＞

食品関係営業者等に対し、衛生知識の普及・向上を図り、食中毒等の事故を防ぐために、講習会を実施している。

年度		食品関係 営業者	集団給食 施設関係者	消費者	計
3	回数	18	3	0	21
	人員	1,423	113	0	1,536
4	回数	24	1	3	28
	人員	2,212	157	109	2,748
5	回数	25	3	3	31
	人員	426	102	119	647
6	回数	25	4	7	36
	人員	701	168	292	1,161
7	回数	30	3	3	36
	人員	624	157	103	884

■ 免許申請等の事務取扱件数 ＜生活衛生課食品衛生指導係＞

(令和7年度)

	調理師免許	製菓衛生師免許	ふぐ取扱所認証
取扱件数	64	2	11

獣医衛生 <生活衛生課生活環境係>

■ 狂犬病予防

狂犬病の発生とそのまん延を防ぐ目的から、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射事務を行っている。（登録は犬の一生に1回、狂犬病予防注射は毎年1回）

年度	犬の登録数	鑑札交付数			注射済票		死亡又は 所有権放棄等
		登録	再交付	転入	交付	再交付	
3	11,965	1,265	103	344	8,641	34	790
4	12,275	1,156	66	469	8,743	38	851
5	12,102	1,045	65	459	9,003	27	1,197
6	12,099	1,112	38	473	9,105	18	1,065
7	12,097	1,112	44	493	9,261	24	1,086

※「再交付」は亡失、損傷によるもののみ。転入に伴い再交付した数は「転入」に含む。

■ 動物の愛護及び管理

動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例等により、こう傷事故の措置、動物の適正な飼い方についての普及啓発、苦情処理等の業務を行っている。

（１）こう傷事故状況

年度	被害者数	こう傷犬頭数					
		登録犬		未登録犬		不明犬	計
		注射済	未注射	注射済	未注射		
3	13	12	0	1	0	0	13
4	13	11	0	1	1	0	13
5	19	18	1	0	0	0	19
6	14	13	1	0	0	0	14
7	12	4	6	0	2	0	12

（２）苦情・相談処理

犬に関する苦情・相談件数

年度	放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	相談のみ	計
3	3	97	0	16	9	3	128
4	2	127	0	16	17	7	169
5	2	130	0	13	14	7	166
6	1	104	3	10	3	5	126
7	0	37	0	10	8	0	55

猫に関する苦情・相談件数

年度	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	相談のみ	計
3	16	1	1	25	12	55
4	10	1	0	21	15	47
5	16	1	1	17	15	50
6	21	1	2	15	10	49
7	16	0	2	14	13	45

カラスの苦情・相談処理

年度	苦情・相談	落下カラス捕獲	巣の撤去	計
3	48	2	3	53
4	46	7	1	54
5	24	0	0	24
6	23	2	0	25
7	42	0	2	44

■ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業

飼い主のいない猫の繁殖を抑え良好な生活環境を保持することを目的に、平成 20 年度から区内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の助成事業を実施している。

年度	助成頭数			助成額(円) メス
	メス	オス	計	
3	34	28	62	775,620
4	67	53	120	1,546,660
5	26	27	53	658,530
6	21	22	43	533,700
7	14	16	30	366,085

■ 目黒区地域における動物の相談支援体制整備事業

飼い主の死亡等で飼養継続困難な犬・猫や、飼い主のいない猫に起因する問題等に対応しているボランティアを助成することにより、地域において動物に係る問題を解決する仕組みを構築し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現のための支援事業を令和 5 年 11 月より開始した。

年度	ボランティア登録数		申請件数・助成額（円）					
	個人	団体	保護譲渡		譲渡会開催		相談支援	
5	9	4	19 件	1,015,000	10 件	240,000	0 件	0 円
6	13	5	31 件	1,535,000	28 件	655,000	0 件	0 円
7	22	6	30 件	2,081,000	24 件	523,000	0 件	0 円

■ 普及・啓発事業

- ① 平成 19 年度からしつけトレーナー等を講師として、「犬の飼い方セミナー」を行っている。令和 7 年度は令和 7 年 9 月 25 日（子犬編）と 28 日（シニア犬編）を対面形式により実施し、合計 43 名の参加があった。
- ② 飼い犬・猫や飼い主のいない猫に係るふん尿などの被害について、チラシ・啓発プレートなどの配布を行うとともに、電話や窓口による相談対応、適正飼養の指導・助言を行った。
- ③ 動物愛護週間（9 月 20 日～26 日）にあわせて、令和 7 年 9 月 20 日に、講習会『「保護犬」って??』を行い、保護犬を知ることから身近な動物の命の大切さ動物愛護について区民に訴える取組を行った。
区ホームページに Y o u T u b e リンクによる動画配信（東京都動物管理係作成 DVD、東京都獣医師会目黒支部獣医師による「動物愛護とペット相談コーナー」）を行った。
- ④ めぐる防災フェスタにおいて、ペットとわたしの防災ハンドブック（飼い主向け）を配布し、ペット防災に関する普及啓発を行った。

健康づくり・「健康めぐろ 21」の推進

■ 健康大学 <健康推進課健康づくり係>

「健康めぐろ 21」の推進事業の一環として、総合的な体験学習に基づき生活習慣病を予防し、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるようにすることを目的としている。

年度 内容	3			4			5			6			7		
	回	受講者数	延べ人数	回	受講者数	延べ人数	回	受講者数	延べ人数	回	受講者数	延べ人数	回	受講者数	延べ人数
教養講座	3		37	6		109	6		146	6		366	6		513

■ 禁煙外来治療費助成金交付事業 <健康推進課公害保健係>

受動喫煙防止対策を推進するとともに、健康めぐろ 21 の大目標の一つである「生活習慣の改善」を推進するため、禁煙外来治療を受ける区民に対して当該費用の一部を助成することにより、区民の禁煙を支援し、もって区民の健康の維持及び増進を図ることを目的としている。

・対象

登録申請時において目黒区内に住所を有する満 20 歳以上で、過去に本事業による助成金の交付を受けたことがない者

・定員

50 人（申込順）

・助成内容

禁煙外来に係る費用の自己負担額（上限 1 万円。自己負担額が 1 万円未満の場合は、当該自己負担額）

項目 \ 年度	3	4	5	6	7
登録申請人数	79	59	108	131	130
交付申請人数	22	11	22	17	28
助成金額（円）	208,800	103,300	207,000	168,000	265,040

■ がん患者ウィッグ購入等費用助成事業（令和 8 年 4 月 1 日からアピアランスケア用品購入等費用助成事業に変更） ＜健康推進課健康づくり係＞

がん治療に伴う外見の変化を補うための頭部補整具及び胸部補整具の購入又はレンタルに要する経費の全部又は一部を助成することにより、がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、もって就労継続等の社会生活を支援することを目的としている。令和 6 年 5 月に事業開始。

・対象

申請日時点で次の全てに該当する者①目黒区内に住所を有する者、②がんと診断され治療中又は過去に治療を行った者、③がんの治療による脱毛や乳房の切除等により、補整具等を必要とする者、④同一の助成を、目黒区又は他区市町村で 2 回以上受けていない者

・助成内容

申請 1 回につき、助成対象品 1 品当たり上限 10 万円（購入またはレンタルに要する費用の実費で消費税を含む）。生涯につき 2 回まで。

・交付申請人数及び助成金額

年度	6	7
交付件数	290 件	218 件
助成金額	21,331,632 円	17,949,889 円

■ 健康づくり健診 ＜保健予防課保健管理係＞

16 歳～39 歳までの区内在住者を対象に、健康づくりの動機づけを目的として年 12 回、保健所で行っている。この健診では、区民に自分の検査数値や体の状態を知ってもらうことにより、生活習慣病を中心とした疾病の早期発見・予防に自ら心がけるよう働きかけている。

・健診項目

身長・体重、検尿、問診・血圧測定、血液検査（貧血・脂質・肝機能・腎機能・血糖）

・受診状況

年度	受診者数	総合判定			
		正常範囲	要指導	要医療	その他
3	355	51	257	6	41

年度	受診者数	総合判定					
		異常なし	現在、心配なし	要経過観察	要再検査	要精密検査	要医療
4	359	78	122	84	0	75	0
5	422	82	134	113	1	90	2
6	424	76	133	111	1	100	3

年度	受診者数	総合判定					
		異常なし	軽度変化	要経過観察	要二次検査	要治療継続	判定不能
7	398	61	87	169	78	3	0

※令和4年度及び令和7年度から総合判定方法が変更になった。

■ 健康づくり地域支援事業（令和7年度） ＜健康推進課健康づくり係＞

区民の健康づくり支援のために普及・啓発、相談を行っている。

・めぐろスポーツまつり

血管年齢測定、健康相談、脂質異常症予防に関するパネル展示と健康クイズ、ウォーキングマップ等の資料配布と、栄養講話を実施した。

・厚生中央病院地域健康フェスティバル

令和7年度は、病院側の判断で中止となった。

・フレイル予防フェア

民間と他課との協力により、フレイル予防フェアを開催し「低栄養を防ぐ生活と食事の話」、血管年齢測定、オーラルフレイルや介護予防事業の展示説明を行い、年2回の開催で延べ98人の参加があった。

■ 受動喫煙防止対策 ＜健康推進課健康づくり係＞

（1）飲食店対策

令和2年4月1日に「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行され、飲食店においても原則屋内禁煙となった。

飲食店には禁煙等の標識掲示が定められており、標識の送付を希望する飲食店に対して禁煙等の標識を送付することで、掲示の徹底を図っている。

（2）喫煙可能室設置施設届出

一定の要件や技術的基準を満たし喫煙可能室を設置した飲食店の届出を受理している。

年度	3	4	5	6	7
受理件数	12	3	0	0	1

（３）普及啓発活動

５月３１日の世界禁煙デーに合わせて、総合庁舎西口ロビーでパネル展を行い、禁煙支援・COPD（慢性閉塞性肺疾患）・受動喫煙対策のポスター掲示やリーフレットを配布するなどし、周知啓発を行っている。区内の禁煙外来医療機関や体育館等に、禁煙外来治療費一部助成のご案内やポスターを送付し、禁煙支援を行っている。

■ 健康づくり協力店事業（食育推進） ＜健康推進課健康づくり係＞

区民が外食する際に、健康に配慮したメニューが選択できるよう、食環境づくりの一環として実施している事業である。区内飲食店等を対象に登録を募り、栄養成分表示や栄養情報提供ができるよう、指導・支援を行っている。

（令和７年度）

	相談 支援 件数	登録 店舗 数	内訳							
			一般 飲食店	そば店	すし店	弁当・ 惣菜店	パン製 造販売 店	菓子製 造販売 店	特定給 食施設	その他
店舗数	0	34	11	11	5	3	0	0	3	1

・食育通信

区民に対し健康づくりと食育の啓発を図るため、平成２４年度から食育通信を作成・発行し、お店のテーブルやメニューに挟むなどしてお客様に見ていただけるようにしている。

年度	回数	店舗数	配布部数
３	３	延113	538
４	２	延 74	352
５	３	延 105	519
６	３	延 104	517
７	３	延 99	468

■ 食育推進事業 ＜健康推進課健康づくり係＞

・パネル展示による普及啓発活動

区民の健康づくりと食育の推進のために総合庁舎南口展示スペースで常設パネルを展示。６月の食育月間では朝食の献立例を和食と洋食の展示を行い、朝食のメリットや栄養バランスのポイントについての資料配布により普及・啓発を行った。また、９月の健康増進普及月間に合わせて、西口展示スペース（令和７年９月８日～９月１２日）にて「食事（野菜・果物）をおいしく、バランスよく食べよう」をテーマに「減塩」、「野菜 350g と果物 200g のとり方」等のパネルとフードモデルを展示、食生活改善普及運動を実施した。

・食育レシピ本「家庭で味わう保育園給食のすすめ」の普及啓発

家庭における食育の推進と、子どもから高齢者に至るまでの健康づくりを目的とした食育レシピを、令和7年11月より主食、主菜、副菜等のカテゴリーに改編し区公式ウェブサイトに掲載した。また、イベントや展示会にて二次元コードを印刷した食育レシピのチラシを配布し普及啓発を継続した。

・健康づくりレシピの普及啓発

健康づくりにつながるような食育に関するリーフレットを作成し、民間と他課との協力により一つに分かりやすいコンテンツに改編し、イベントでの配布や、区公式ウェブサイトを活用した普及啓発を行った。

母子保健

令和4年6月の児童福祉法の改正により、各区市町村は、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うための「こども家庭センター」の設置に努めることになった。

目黒区では、令和7年度から児童福祉機能を担っている子ども家庭支援センターと母子保健機能を担っている地域保健課が今まで以上に連携・協力して、妊娠期から子育て期における一体的かつ切れ目ない支援を行うため、「こども家庭センター」としての機能を果たすため体制を整えた。

地域保健課では妊産婦及び乳幼児の健康の維持・増進を図り、心身とも健全な児童を育成するため、健康診査・保健指導及び健康教育等を実施している。

■ 妊娠の届出と妊娠期・新生児期の助成事業 <地域保健課地域保健サービス係>

(1) 妊娠届出状況

年度	3	4	5	6	7
届出件数	2,618	2,425	2,400	2,385	2,369

(2) 妊婦健康診査

妊娠の届出をした妊婦に対して、妊産婦死亡率の低下や妊娠中の母体と胎児の健康を守るため、医療機関に委託して健康診査を実施している（一人当たりの実施回数14回）。

年度	受診票 交付数	結果通知 受理数	異常 なし	有所見 者数	保健所への連絡事項内訳(延べ数)			
					訪問指導 を要する	治療 指導	要精密	その他
3	36,652	26,469	25,460	1,009	8	10,101	20	16,340
4	33,950	25,859	24,925	934	13	9,380	22	16,444
5	33,600	25,254	24,374	880	13	9,607	27	15,607
6	33,390	25,037	24,242	795	12	11,241	13	13,771
7	33,166	25,332	24,594	738	21	10,853	19	14,439

※東京都国民健康保険団体連合会作成の妊婦健康診査実施状況票より抜粋

(3) 妊婦超音波検査

年度	受診票 受理数	総合判定結果内訳 (実数)		保健所への連絡事項内訳 (延べ数)			
		異常なし	その他	訪問指導 を要する	治療指導	要精密	その他
3	2,079	2,054	25	3	895	2	1,179
4	2,043	2,018	25	1	767	3	1,272
5	5,568	5,515	53	2	2,284	2	3,280
6	7,749	7,702	47	11	3,599	1	4,138
7	7,654	7,604	50	4	3,514	1	4,135

※東京都国民健康保険団体連合会作成の妊婦健康診査実施状況票より抜粋

(4) 妊婦子宮頸がん検診

年度	受診票 受理数	総合判定結果内訳 (実数)		保健所への連絡事項内訳 (延べ数)			
		異常なし	その他	訪問指導 を要する	治療指導	要精密	その他
3	2,172	2,115	57	0	781	21	1,370
4	2,029	1,962	67	1	706	20	1,302
5	2,050	2,014	36	0	748	12	1,290
6	2,033	1,986	47	1	955	15	1,062
7	2,061	2,024	37	2	859	13	1,187

(5) B型肝炎母子間感染防止対策

B型肝炎母子間感染を予防することにより、新たなキャリア(HBs 抗原持続陽性者)の発生を防ぎ、将来B型肝炎の撲滅を図ることを目的として実施している。

年度	HBs 抗原	
	検査数	陽性数
3	2,403	0
4	2,246	0
5	2,212	0
6	2,206	0
7	2,214	0

(6) 里帰り等妊婦健康診査費助成

里帰り等で妊婦健康診査受診票が使えない都外医療機関等で受診した妊婦健康診査及び妊婦超音波検査費用の一定額を助成する事業を平成 20 年度から開始した。また、平成 28 年度から子宮頸がん検診費用を、平成 31 年度から新生児聴覚検査費用の一定額の助成を追加した。

年度	申請者数	(内) 新生児聴覚検査
3	525	349
4	486	331
5	415	274
6	453	300
7	418	276

(7) 多胎妊婦に対する妊婦健康診査費用助成

多胎妊娠に伴い、妊婦健康診査受診券 14 回分の回数を超えて自費で受診した健診費用について、健診 1 回につき 5,070 円以内、かつ妊婦 1 人につき 5 回を限度として一定額を助成する事業を令和 3 年 9 月 1 日から開始した。令和 5 年度より健診 1 回につき、5,090 円以内の助成となった。

年度	申請者数	助成対象延べ回数
3	1	2
4	3	3
5	3	10
6	1	3
7	5	6

(8) 保健指導票

経済的理由により保健指導を受けることが困難な妊産婦、乳幼児等に対し、必要な保健指導を受けられる機会を与えることを目的として実施している。

年度		申請者実数	発行枚数
3	合計	4	19
4	合計	3	17
5	合計	11	53
6	合計	18	80
7	合計	25	65
	妊婦	15	55
	産婦	5	5
	乳児	5	5
	新生児聴覚	0	0

(9) 初回産科受診費用助成

令和5年度より、低所得世帯に属する妊婦に対し、産科の初回受診時の妊娠判定に係る費用について、1回の妊娠判定につき10,000円を限度として助成する事業を開始した。

年度	申請者数
5	2
6	5
7	8

(10) 新生児聴覚検査

年度	受診票受理数
3	1,527
4	1,527
5	1,520
6	1,531
7	1,570

■ 伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施

(1) 出産・子育て応援事業（ゆりかご・めぐろ）＜地域保健課保健相談係＞

妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えるために平成29年4月より、ゆりかご相談員（助産師、保健師、看護師）が面接を実施している。継続的に相談や支援が必要な妊婦には「支援プラン」を作成。令和6年9月からは、支援プランを「サポートプラン」と改め、様式を変更。見守りや継続支援ができるよう、子育て関係機関と連携したり、乳幼児健診や相談事業を活用しながら、支援体制の充実を図っている。面接を実施した妊婦には、育児パッケージ（育児用品カタログギフト）と国の妊婦のための支援給付を案内している。令和2年度からは希望者にオンライン面接を開始した。

年度	面接数
3	1,885（うちオンライン面接88）
4	1,941（うちオンライン面接86）
5	2,156（うちオンライン面接134）
6	2,194（うちオンライン面接160）
7	2,394（うちオンライン面接171）

(2) 妊婦のための支援給付 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

令和7年度より、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施している。目黒区では、「妊婦のための支援給付」として妊娠時と出産後の2回に分けて妊婦支援給付金をそれぞれ5万円支給している。

なお、流産・死産・人工妊娠中絶等を経験されたかた、お子様を亡くされたかたも申請が可能である。

年度	支給人数		
	妊娠時	出産後	流産等
7	2, 252	1, 639	241

(3) 妊娠 8 か月アンケート ＜地域保健課保健相談係＞

令和 5 年 9 月から妊娠 8 か月頃の妊婦にアンケートを送付。面接を希望する妊婦並びに回答内容や状況から支援が必要と判断した妊婦を対象に、面接及び電話相談を実施している。

年度	アンケート郵送数	回答者数	支援を実施した人数
5	856	322	75
6	1, 878	739	141
7	1, 909	839	123

(4) 新生児誕生祝金 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

令和 5 年度より、子どもの出産に係る経済的負担の軽減を図り、安心して出産・子育てができるよう、生まれた日に目黒区に住民登録があり、目黒区へ出生通知票を提出した世帯に対し、新生児 1 人につき 2 万円の支給を開始した。

年度	支給件数
5	1, 832
6	1, 872
7	2, 014

(5) 妊産婦・新生児訪問指導 ＜地域保健課保健相談係＞

新生児や妊産婦に対して、保健師あるいは委託による保健師・助産師が訪問指導を行っている。

年度	妊産婦訪問指導		新生児訪問指導		未熟児訪問指導	
	実人数	延べ人員	実人数	延べ人員	実人数	延べ人員
3	1, 727	1, 786	1, 685	1, 707	22	28
4	1, 701	1, 813	1, 699	1, 733	20	23
5	1, 851	1, 932	1, 812	1, 832	21	25
6	2, 039	2, 087	2, 000	2, 025	24	24
7	2, 060	2, 130	2, 011	2, 030	14	15

(6) 産後ケア事業 <地域保健課地域保健サービス係>

出産後に家族等から十分な育児や家事等の支援を受けられない母親に対し、心身のケア、育児の支援その他母子の健康維持及び増進に必要な支援を行い、産後の母親の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的として実施している。

産後ケア事業（訪問型）は、平成 31 年 4 月から開業助産師に委託して実施。産後 1 年未満の母子を対象とし、利用回数は乳児 1 名の場合は 2 回まで、多胎児の場合は 3 回までとしている。

産後ケア事業（宿泊型）は、令和 2 年 1 月から厚生中央病院に、令和 2 年 4 月から育良クリニックに、令和 5 年 9 月から愛育産後ケア子育てステーションに、令和 6 年 4 月から日本赤十字社医療センターに委託して実施。令和 5 年 8 月からは最大 7 日（6 泊 7 日）の利用が可能となり、対象期間は施設により異なる。

産後ケア事業（通所「集団」型）は、令和 3 年 4 月から産後 5 か月未満の母子を対象として開始。令和 5 年 4 月から産後 6 か月未満の母子を対象を広げ、こども家庭センターを会場に月 1 回 8 組を上限として、東京都助産師会世田谷目黒地区分会に委託して実施。

産後ケア事業（通所「個別」型）は、令和 7 年 2 月から厚生中央病院や日本赤十字社医療センターに委託して実施。1 度の出産につき 2 回まで利用でき、1 回の利用時間や対象期間は施設により異なる。

年度	利用者数（母親延べ人数）			
	訪問型	宿泊型	通所型「集団」型※	通所「個別」型
3	181	168	52	
4	207	137	85	
5	268	588	104	
6	280(223)	1,004(723)	124(124)	13(11)
7	319(254)	1,070(745)	74(74)	196(135)

※令和 6、7 年度の（）内は実数。

(7) ファーストバースデーサポート <地域保健課地域保健サービス係>

令和 4 年度より、区として健診や訪問がない 1 歳の子どもがいる家庭を応援するため、1 歳の誕生日頃にアンケートを実施し、育児に役立つギフト（第 1 子：1 万円相当、第 2 子：2 万円相当、第 3 子以降：3 万円相当）を支給するとともに、家庭状況の把握や相談支援、子育て支援情報の提供を行った。令和 6 年度からは封入・発送作業を委託化し、支給方法を電子クーポンに変更して金額の増額（第 1 子：6 万円相当、第 2 子：7 万円相当、第 3 子～：8 万円相当）を行った。令和 7 年度からは、都内転居を理由に、転入前の都内自治体でバースデーサポートを受けられなかった家庭に対しても、電子クーポン支給を行っている。

年度	ギフト支給状況		
	第1子	第2子	第3子～
4	1,171	674	152
5	1,102	665	157
6	1,014	578	171
7	1,048 (79)	598 (30)	138 (7)

※ () 内は転入者再掲

(8) 多胎児家庭支援事業（さくらんぼ・めぐろ） ＜地域保健課地域保健サービス係＞
令和4年度より、身体的・精神的負担及び外出時の困難さを抱える多胎児家庭を支援するため、乳幼児健診や予防接種、多胎児懇談会等に参加する際の移動経費補助を開始した。

0歳～2歳の多胎児家庭を対象として保健師等の専門職が面接や訪問による状況把握や相談支援を行い、面接を行った世帯に対し、タクシー移動などに利用できる「こども商品券（24,000円分）」を交付した。

年度	面接実施件数		
	0歳	1歳	2歳
4	20	15	10
5	33	19	15
6	24	24	20
7	31	12	20

■ 出産準備教室 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

はじめて出産を迎える妊婦を対象に、妊娠・出産・育児等について必要な知識や育児手技の習得と妊婦同士の交流のため、「ハローベビークラス・サロン」を実施し、また、「パパママの育児教室」として、妊婦とパートナーを対象に、必要な知識や育児手技を学ぶための講義と交流を実施してきた。令和3年度にはハローベビークラスをパパママの育児教室に統合し、「パパママの育児教室」として実施。令和5年度からは、対象をはじめて出産を迎える家族とし、名称を「出産準備教室」と改めて実施している。

年度	開催回数	受講者延べ数
3	56	579
4	72	1,050
5	130	1,473
6	108	1,462
7	105	1,508

■ 多胎プレファミリー講座 <地域保健課地域保健サービス係>

令和 5 年度から関東多胎ネットに委託してオンラインにて実施している。多胎児を妊娠中の妊婦とその家族を対象とし、専門家による講義、多胎児育児経験者の先輩パパママによる多胎児育児体験談、グループワークを行っている。

年度	開催回数	受講者延べ数
5	4	18
6	2	6
7	2	7

■ 母親の会 <地域保健課保健相談係>

育児支援対策として、乳幼児健診に合わせて保護者にアンケート調査を実施し、フォローが必要なケースについては個別相談指導及びグループワークを月 1 回実施している。

年度	開催回数	母親延べ人数
3	24	68
4	24	52
5	24	57
6	23	70
7	12	55

■ はじめての子育ての集い <地域保健課保健相談係>

生後 2 か月半～5 か月半の第 1 子と保護者が集まり、交流を深め、情報交換をすることにより、育児不安の軽減を図っている。

年度	開催回数	参加親子延べ人数
3	20	247
4	34	595
5	30	545
6	24	581
7	24	499

■ 多胎児懇談会 <地域保健課地域保健サービス係>

多胎児とその家族、多胎児を妊娠中の妊婦とその家族が集まり、交流や情報交換を目的とした懇談会を平成 11 年度から実施している。令和 5 年度からは関東多胎ネットへの委託を開始し、多胎児の対象を生後 2 か月から 3 歳までとして行っていた。令和 6 年度からは対象を広げ、就学前までの参加を可能とした。令和 7 年度は年 4 回予定のところ、申し込みが 0 件であったため 9 月開催を 1 回中止とした。

年度	開催回数	参加者延べ数	
		多胎児家族	多胎妊娠家族
3	4	20	17
4	4	24	12
5	4	35	4
6	5	30	5
7	3	13	9

■ 乳児健康診査 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

（１）４か月児健康診査

発育・発達状態や疾患の有無等について健康診査を行い、また、その保護者に保健指導を行っている。平成２年９月から平成２６年度までは、アレルギーに関するアンケート調査を実施していた。平成１７年度からは、４か月児健診を２日制から１日制に変更し、母の育児不安アンケート調査も開始し、実施している。

４か月児健康診査

年度	対象数	受診数	受診率 (%)	異常なし	有所見者数	有所見率 (%)	精密健診 発行数
3	2,192	1,959	89.4	1,411	548	28.0	24
4	2,144	1,979	92.3	1,471	508	25.7	36
5	2,047	1,834	89.6	1,334	500	27.3	29
6	2,040	1,893	92.8	1,374	666	35.2	29
7	2,059	1,882	91.4	1,277	605	32.1	23

４か月児健診有所見内訳（延べ数）

年度	発育	皮膚	頭頸	顔面・ 口腔	眼	耳鼻 咽喉	胸部・ 腹部	鼠径 外陰 部	背部	四肢	発達・ 神経	その他	計
3	96	363	32	16	9	11	58	29	39	30	94	589	1,366
4	76	343	9	11	12	7	27	40	17	23	82	638	1,285
5	62	340	3	8	9	6	47	9	16	22	72	411	733
6	91	505	100	17	14	16	54	46	27	42	130	572	1,614
7	78	450	80	6	20	15	49	35	20	20	133	604	1,510

※その他には、平成２８年１１月から実施の「健やか親子２１アンケート」による所見有を含む

（２）乳児健康診査（６か月児及び９か月児）

乳児健康診査の一層の徹底を図るため、４か月児健康診査のほか、６か月児及び９か月児の乳児に対して受診票を発行し、医療機関に委託して健康診査を実施している。

年度	発行枚数		転入者 発行枚数	受理数	保健所への連絡事項（延べ数）			
					当院で行う	保健所で行う	他機関 管理中	その他
3	6か月	2,192	26	1,951	229	1	21	1
	9か月	2,192	56	1,901	164	8	17	0
4	6か月	2,144	67	1,914	147	5	22	0
	9か月	2,144	92	1,851	118	1	19	3
5	6か月	2,047	65	1,814	169	6	13	1
	9か月	2,047	96	1,849	138	4	8	0
6	6か月	2,040	53	1,824	149	9	15	2
	9か月	2,040	95	1,601	91	6	17	4
7	6か月	2,059	30	1,796	170	2	11	0
	9か月	2,059	56	1,735	128	5	14	3

■ 1歳6か月児健康診査 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

発育状況の一般診査と精神発達面の診査を、医師会に委託している。また、専門医療機関に委託し、精密健康診査を実施している。

1歳6か月児健康診査受診状況

年度	通知発送数	受診者数	受診率 (%)	有所見	
				問題あり	疑い
3	2,184	1,871	85.7	69	44
4	1,989	1,827	91.9	76	56
5	1,996	1,785	89.4	78	55
6	1,823	1,666	91.4	69	56
7	1,869	1,742	93.2	67	86

1歳6か月児健康診査有所見内訳（延べ数）

年度	形態異常	大泉門閉鎖なし	皮膚の異常	呼吸音の異常	心音の異常	腹部の異常			及び運動機能 神経学的所見		眼の異常				聴覚の異常		精神発達の遅れ	言語発達の遅れ	その他の異常	計
						臍・そけいヘルニア	腫りゆう	停留こう丸			視力障害		斜視							
									異常	境界					あり	疑				
3	1	46	40	4	9	0	0	12	1	7	1	6	2	3	0	4	6	53	6	201
4	1	44	32	6	8	0	1	7	2	11	3	1	1	5	0	0	8	56	5	191
5	9	73	38	3	8	1	0	7	2	8	0	6	0	7	0	0	4	33	7	215
6	5	52	47	4	7	2	0	11	4	10	1	2	2	5	0	1	7	43	2	211
7	3	46	38	4	11	1	0	4	6	10	1	7	2	3	0	5	5	30	8	184

※所見の症状により、1人で2区分以上の計上もある

1 歳 6 か月児健康診査の指導区分（延べ数）

年度	既医療	要観察	要医療 (精神)	要医療 (身体)	要医療 (精神・身体)	要精密	計
3	18	87	1	9	3	11	126
4	26	87	1	2	1	9	126
5	28	90	0	7	6	8	140
6	27	91	0	16	0	13	148
7	30	96	3	5	1	18	153

1 歳 6 か月児心理相談内訳（延べ数）

年度	受診者数	終了	要経過観察	要精密
4	73	45	28	0
5	33	19	14	0
6	63	30	29	0
7	72	57	15	0

■ 3 歳児健康診査 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

身体発育、運動・精神発達、視力・聴力などについて健康診査を行い、また、その保護者に保健指導や心理相談を行っている。また、令和 5 年 2 月から子どもの弱視（矯正しても通常の視力が得られない状態。）を早期発見し適切な治療につなげるため、従来の視力検査に加え、専用の屈折検査機器（スポットビジョンスクリーナー）による視覚検査を新たに導入した。

実施状況

年度	対象数	受診者数	受診率 (%)	異常なし	有所見者 数	有所見率 (%)	精検発行 数
3	2,286	1,950	85.3	1,475	475	24.4	37
4	2,099	1,751	83.4	1,363	388	22.2	46
5	2,046	1,811	88.5	1,337	474	26.2	90
6	2,009	1,739	86.6	1,478	531	30.5	86
7	1,869	1,674	89.6	1,082	592	35.4	75

3 歳児健康診査有所見内訳（延べ数）（令和 7 年度）

区分	発育	皮膚	顔面・口腔頭頸部	眼	耳鼻咽喉	腹部・胸部	外陰部鼠径	四肢背部	運動	精神	言語	日常習慣	異常その他	尿蛋白陽性（再掲）	計
件数	69	173	13	150	59	101	50	21	13	88	122	313	566	8	1,746

3 歳児心理相談内訳（延べ数）

（令和 7 年度）

区分	問題なし	精神発達の問題	言葉の問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他	計
要精密	0	14	19	1	18	4	2	5	3	16	1	83
要継続	0	0	4	5	17	7	7	10	6	1	1	58
助言のみ	27	20	41	40	99	16	15	36	31	13	7	345
特になし	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
計	28	34	64	47	134	27	24	51	40	30	9	488

■ 4～5 歳児健康診査 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

身体・精神発達面の健康診査及び保護者の育児に関する状況把握を行い、幼児の健全な育成を図るために実施している。平成 26 年度までは申込制で行っていたが、平成 27 年度からは対象者全員に健診票を送る方法に変更した。

実施状況

年度	対象数	受診者数	受診率(%)	有所見者数	有所見率(%)
3	2,322	1,456	62.7	150	10.3
4	2,198	1,409	64.1	181	12.8
5	2,235	1,430	64.0	184	12.9
6	2,082	1,391	66.8	195	14.0
7	2,003	1,402	70.0	217	15.5

4～5 歳児健康診査有所見内訳

（令和 7 年度）

有所見人数	延数	皮膚	発育	眼	耳鼻咽喉	腹部・胸部	運動	言語	精神	日常習慣	その他異常	尿（蛋白・糖性・潜血）
217	293	11	3	85	2	14	12	24	27	0	17	98

■ 乳児アレルギー健康診査 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

乳幼児健康診査等事業の際に公害健康被害予防事業として、アレルギーについての一次スクリーニングを行っている。二次健康診査として専門医によるアレルギー相談を実施し、併せて気管支ぜんそく等発症予防のため保護者に適切な指導を行っている。

年度	4か月児健診受診者 (一次スクリーニング)	アレルギー 健診受診者 (二次健診)	診察結果				精密検査 受診者
			終了	要経過 観察	要指導	要精密 検査	
3	1,959	8	6	0	0	2	0
4	1,979	11	6	1	0	4	1
5	1,834	12	7	5	0	0	0
6	1,895	12	12	0	0	0	0
7	1,882	9	9	0	0	0	0

■ 健康相談（経過観察） ＜地域保健課地域保健サービス係＞

乳児健康診査、1歳6か月児歯科健診、3歳児健康診査、その他の健康診査の保健相談後の要経過観察児に対して専門医の診察及び相談を行っている。また、令和3年度より助産師による授乳相談を開始した。

(令和7年度)

受診数（延べ）		診察結果		再掲
		終了	要経過観察	要精密検査
内科	146	132	14	7
ことば	56	22	34	0
心理	48	33	15	4
授乳	67	61	6	0

※内科は、発育・発達健診を含む

■ 子どもの健康教室 ＜地域保健課保健相談係＞

2歳児歯科健診及び3歳児健診など幼児の各種事業や個別相談で把握した、ことばの発達、友達と遊べない、育児に自信が持てないなどの心配のある親子を対象にしている。集団遊びを通して、親と子のかかわり方を理解することを目的として開催し、個人相談・健康教育を実施している。

(令和7年度)

場所	回数	参加者延べ数
地域保健課	47	親195 子191

■ 妊産婦歯科健康診査 <地域保健課地域保健サービス係>

妊産婦を対象に歯科疾患の早期発見及び予防を図り、口腔衛生の向上に寄与することを目的として実施している。平成 16 年度までは妊娠 5 か月から 8 か月の妊婦を対象としていたが、平成 17 年度からは産後 7 か月から 12 か月の産婦も対象とした。平成 20 年度からは、出産後 12 か月までの産婦へと対象を広げた。また、これまで申込制だった受診票発行を平成 30 年度からは、「母と子の保健バッグ」へ同封し周知を図った。さらに対象者を産前の全ての期間に拡大した。

年度	受診者数
3	1,116
4	1,167
5	1,139
6	1,197
7	1,178

成人老人保健

■ 健康手帳の交付 <健康推進課成人保健係>

健康手帳は特定健康診査・保健指導の記録や各種がん検診の結果等を記載し、日常の健康管理のために活用するものである。区内に住所を有する 40 歳以上の方を対象に無料で配布している。

年度	3	4	5	6	7
交付数	234	81	45	47	64

■ 健康教育 <地域保健課地域保健サービス係>

・生活習慣病予防講座

生活習慣病の重症化予防のために、知識の普及を行っている。令和 7 年度は 3 回実施し、41 人の参加があった。

■ 特定健康診査・がん検診等 <健康推進課成人保健係>

(1) 特定健康診査

目黒区特定健康診査は、40 歳以上の目黒区国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者、40 歳以上の生活保護受給者等を対象に、メタボリックシンドローム及び生活習慣病（糖尿病・高血圧・高脂血症など）の早期発見と特定保健指導による生活習慣改善を行い、心筋梗塞や脳卒中を未然に防ぐことを目的として、目黒区医師会等に委託して実施している。

受診状況並びに健診結果

年度	受診者数	メタボ判定		代謝系（糖尿）		尿糖陽性・ 弱陽性 （再掲）
		基準該当	予備群	受診勧奨値	保健指導 判定値	
3	31,165	2,818	1,815	3,447	14,254	1,296
4	30,869	2,597	1,700	3,524	14,505	1,501
5	30,320	2,415	1,600	3,610	14,825	1,651
6	30,619	2,308	1,597	3,794	15,653	1,862
7	29,987	2,177	1,474	3,961	16,198	2,147
男	11,435	1,510	1,051	2,149	6,112	1,276
女	18,552	667	423	1,812	10,086	871

※代謝系受診勧奨値

空腹時血糖 126 以上又はヘモグロビン A1c6.5 以上又は尿糖 弱陽性（++）（+++）

※代謝系保健指導判定値

空腹時血糖 100～125 又はヘモグロビン A1c5.6～6.4 又は尿糖 弱陽性（+）

年度	腎機能（＝尿蛋白陽性）		尿潜血 陽性	貧血	
	受診勧奨値	保健指導判定値		受診勧奨値	保健指導判定値
3	686	1,737	4,626	2,525	9,723
4	657	1,807	4,226	2,557	9,960
5	671	1,707	3,973	2,570	9,663
6	664	1,710	3,979	2,628	9,893
7	611	1,883	3,972	2,008	11,765
男	345	855	891	960	4,949
女	266	1,028	3,081	1,048	6,816

※腎機能受診勧奨値 尿蛋白：陽性（++）（+++）

※腎機能保健指導判定値 尿蛋白：陽性（+）

※貧血受診勧奨値

血色素：【男】12.0 以下 【女】11.0 以下

※貧血保健指導判定値

赤血球：【男】435 以下若しくは 555 以上 【女】386 以下若しくは 492 以上又は

血色素：【男】13.1 以下若しくは 12.0 以上 【女】12.1 以下若しくは 11.0 以上又は

ヘマトクリット：【男】40.7 以下若しくは 50.1 以上 【女】35.1 以下若しくは 44.4 以上

年度	脂質		肝機能		肝機能（アルコール性） （再掲）	
	受診勧奨値	保健指導 判定値	受診勧奨値	保健指導 判定値	受診勧奨値	保健指導 判定値
3	3,970	7,789	1,954	6,507	1,213	2,859
4	3,755	7,535	1,798	6,233	1,157	2,737
5	3,242	7,250	1,710	6,059	1,092	2,708
6	2,800	6,543	1,764	5,905	1,112	2,662
7	2,440	5,826	1,632	5,883	1,039	2,559
男	870	2,532	1,027	3,080	714	1,478
女	1,570	3,294	605	2,803	325	1,081

※脂質受診勧奨値

中性脂肪 300 以上又はLDL コレステロール 140 以上又はHDL コレステロール 34 以下

※脂質保健指導判定値

中性脂肪 150～299 又はLDL コレステロール 120～139 又はHDL コレステロール 40 未満

※肝機能受診勧奨値

AST（GOT）若しくはALT（GPT）51 以上又はγ-GT101 以上

※肝機能保健指導判定値

AST（GOT）若しくはALT（GPT）31～50 又はγ-GT51～100

年度	心電図 所見あり	胸部X線 所見あり	血圧			
			降圧剤 使用者	降圧剤非使用者		
				軽症高血圧 収縮期（最高） 140～159又は 拡張期（最低） 90～99	中等高血圧 収縮期（最高） 160～179又は 拡張期（最低） 100～109	重症高血圧 収縮期（最高） 180以上又は 拡張期（最低） 110以上
3	10,638	8,409	4,461	1,549	392	95
4	10,518	8,257	4,224	1,586	371	86
5	10,170	8,056	3,916	1,544	367	77
6	10,561	8,121	3,600	1,872	396	87
7	10,444	8,041	3,494	1,764	366	88
男	4,648	3,027	1,745	807	181	54
女	5,796	5,014	1,749	957	185	34

※アルコール性肝機能受診勧奨値 γ-GT101 以上

※アルコール性肝機能保健指導判定値 γ-GT51～100

年度	タバコ	BMI（肥満度指数）		
	喫煙	やせ	標準	肥満
3	3,033	10,592	13,692	6,881
4	3,000	10,880	13,346	6,643
5	2,896	10,833	13,154	6,333
6	2,777	11,079	12,991	6,549
7	2,705	10,884	12,796	6,307
男	1,770	2,653	5,550	3,232
女	935	8,231	7,246	3,075

※BMI基準値

40～49 歳 やせ：18.4 以下 標準：18.5～24.9 肥満：25 以上

50～69 歳 やせ：19.9 以下 標準：20.0～24.9 肥満：25 以上

70 歳以上 やせ：21.4 以下 標準：21.5～24.9 肥満：25 以上

（２）胃がん検診

生活習慣病予防対策の一環として、胃がん及びその他消化器疾患の早期発見を図るため、50 歳以上の区民を対象に実施している。

・一次検診受診状況（医師会委託分）

50 歳以上の区民を対象として募集し、医師会に委託して実施している。

胃部エックス線検査

年度	受診者	検診結果			要精密検査調査結果				
		異常なし	要経過観察	要精密検査	受診者数	異常なし	胃がん	精査中	他の疾患
3	223	172	42	9	1	0	0	0	1
4	185	145	25	15	5	1	0	0	4
5	210	166	33	11	6	2	0	0	4
6	159	133	12	14	7	2	0	0	5
7	127	99	22	6	3	2	0	0	1
男	51	42	7	2	1	0	0	0	1
女	76	57	15	4	2	2	0	0	0

※検診結果欄に検査中断者を含んでいないため、検診結果内訳の和が受診者数と合致しない年度もある。

胃内視鏡検査

年度	受診者	検診結果				要精密検査調査結果					
		要精密検査非該当			要精密検査						
		異常なし	胃がん以外の病変	読影不能		受診者数	異常なし	胃がん	胃がん疑い	他の疾患	
3	3,912	150	3,373	4	385	380	4	16	0	360	
4	3,314	105	2,866	9	334	334	0	14	0	320	
5	4,105	121	3,575	8	401	401	1	10	0	390	
6	3,183	80	2,789	6	307	307	3	10	0	294	
7	3,438	48	3,117	13	260	257	1	4	0	252	
	男	1,405	19	1,256	9	121	120	0	2	0	118
	女	2,033	29	1,861	4	139	137	1	2	0	134

(3) 子宮がん（頸部がん・体部がん）検診

子宮がん（頸部がん・体部がん）の早期発見・予防のため、区内居住の20歳以上の女性を対象に、2年に1回実施している。

公募の他に、20歳以上の女性で、目黒区国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者または住民税が特別徴収されていない区民に対し、受診券を一斉に送付して受診の動機づけを行い実施している。

・頸部がん検診受診結果

年度	受診者数	検診結果				要精密検査結果調査					
		異常なし	要経過観察	要精密検査	判定不能	受診者数	異常なし	異形成	がん	がん疑い・未確定	その他
3	10,817	10,480	78	239	20	187	38	111	1	35	2
4	10,195	9,832	78	253	32	211	70	124	4	12	1
5	10,680	10,343	68	234	35	164	35	92	2	34	1
6	10,893	10,358	78	423	34	375	75	211	2	85	2
7	9,923	9,496	72	339	16	265	71	140	0	54	0

・体部がん検診受診結果

頸部がん検診受診者のうち、45歳以上で、体部がんが疑われる自覚症状に関する問診項目に該当し、医師が必要と認めた者を対象として実施している。

年度	受診者数	検診結果				要精密検査結果調査					
		異常なし	要経過観察	要精密検査	判定不能等	受診者数	異常なし	要経過観察	がん	がんの疑い	その他
3	869	800	6	20	43	14	10	2	0	1	1
4	814	753	3	25	33	19	14	1	2	1	1
5	902	828	3	16	55	8	7	0	1	0	0
6	935	880	1	16	38	13	4	1	2	0	6
7	842	786	0	16	40	15	11	2	1	0	1

※「転移性がん」は「その他」に区分

(4) 肺がん検診

肺がんの予防・早期発見・早期治療を図るため、区内医療機関に委託し 40 歳以上の区民を対象に実施している。(平成 30 年度までは特定健康診査または胸部 X 線を受診し、ハイリスクとなった者が対象)

年度	受診者数	検 診 結 果				要精密検査調査結果				
		異常なし	その他の疾患	要経過観察	要精密検査	受診者数	異常なし	肺がん	他のがん	その他
3	15,087	14,380	234	309	398	319	114	10	2	193
4	15,309	14,647	207	285	377	302	100	14	3	185
5	15,587	14,850	222	325	412	357	125	12	1	219
6	15,496	14,809	230	296	391	362	109	9	1	243
7	15,297	14,644	175	258	395	330	112	16	0	202
男	6,007	5,700	79	122	185	153	47	6	0	100
女	9,290	8,944	96	136	210	177	65	10	0	102

※「転移性がん」は「他のがん」に区分

※「その他の疾病」「がんの疑い」「肺結核」は「その他」に区分

(5) 乳がん検診

乳がんの早期発見・早期治療の促進を図ることを目的として区内・区外医療機関に委託し、区内居住の 40 歳以上の女性を対象に 2 年に 1 回実施している。

年度	一次検診			精密検査 (延べ)						
	受診者数	異常なし	要精密検査	受診者数	異常なし	乳がん	乳がんの疑い	慢性乳腺症	乳腺線維腺腫	その他
3	9,283	8,516	767	703	275	58	18	212	88	52
4	9,108	8,449	659	606	183	48	22	228	90	35
5	9,051	8,402	649	593	177	54	47	222	64	29
6	8,956	8,353	603	557	183	60	71	143	70	30
7	8,376	7,788	588	511	163	34	72	158	65	19

※「転移性がん」は「その他」に区分

※精密検査継続中の「未確定」の件数は「乳がんの疑い」に含む

(6) 大腸がん検診

食生活の欧米化に伴い、増加傾向にある大腸がんの早期発見を目的として、区内医療機関に委託し 40 歳以上の区民を対象に実施している。

年度	受診者数	検診結果		未回収等	要精密検査調査結果								
		異常なし	要精密検査		受診者数	異常なし	がん	がんの疑い	がん以外の疾患	腺腫	再検査	経過観察	
3	32,646	29,526	2,271	849	1,075	214	54	8	420	343	11	25	
4	32,007	29,033	2,064	910	956	172	34	8	290	436	13	3	
5	31,242	28,352	2,075	815	994	174	54	10	289	455	8	4	
6	31,419	28,406	2,106	907	1,035	160	68	6	383	408	5	5	
7	30,312	27,340	2,068	904	988	143	51	0	292	489	7	6	
	男	11,034	9,806	900	328	445	51	32	0	130	224	3	5
	女	19,278	17,534	1,168	576	543	92	19	0	162	265	4	1

(7) 胃がんリスク検査

胃がんリスク検査とは、血液検査で、血清ペプシノゲン、血清ヘリコバクター・ピロリ菌抗体を測定することにより胃がんの発生リスクを明らかにするものである。

40・45・50・55・60・65・70・74 歳の者で当該検診を未受診の区民を対象に実施している。

・受診結果

年度		検査結果					
		A 群	A 群 (陰性高値)	B 群	C 群	D 群	E 群
精密判定検査	ペプシノゲン検査	陰性	陰性	陰性	陽性	陽性	—
	ヘリコバクターピロリ	陰性	陰性高値	陽性	陽性	陰性	—
3		1,583	116	114	108	44	335
4		1,486	82	72	94	61	380
5		1,483	60	92	88	24	318
6		1,502	120	70	72	23	307
7		1,369	146	83	36	12	299
	男	490	51	42	8	4	124
	女	879	95	41	28	8	175

精密検査判定

判定結果	A 群	A 群 (陰性高値)	B 群	C 群	D 群
ペプシノゲン検査	陰性	陰性	陰性	陽性	陽性
ヘリコバクターピロリ	陰性 3 未満	陰性高値 3～10 未満	陽性 10 以上		陰性 10 未満

※E群（除菌群）

ピロリ菌の除菌を受けたかたは、胃がんリスク検査の結果にかかわらず、E群として区別する。

・精密検査結果

（延べ人数）

年度	（経過観察を含む） 異常なし	慢性胃炎	胃がん疑い	胃がん（早期）	胃がん（進行）	（胃・十二指腸） 潰瘍	悪性腫瘍	その他の 良性腫瘍	その他の 疾病	（不明を含む） 受診せず	合計
3	15	182	0	1	0	6	0	5	10	382	601
4	16	174	0	0	1	5	0	10	23	378	607
5	10	138	2	0	0	0	2	2	20	348	522
6	25	150	1	2	0	4	1	4	20	265	472
7	12	100	0	2	0	2	1	10	17	286	430
男	6	40	0	1	0	2	0	6	6	117	178
女	6	60	0	1	0	0	1	4	11	169	252

（８）肝炎ウイルス検診

40 歳以上で前年度以前未受診の区民、及び医師が必要と認めた要指導者等を対象に実施している。

・検診結果

年度	受診者数	C型肝炎ウイルス検査		B型肝炎ウイルス検査	
		陽性	陰性	陽性	陰性
3	3,744	7	3,737	18	3,723
4	3,333	2	3,331	18	3,315
5	3,274	4	3,267	15	3,254
6	3,206	8	3,197	11	3,195
7	2,963	3	2,958	11	2,950
男	1,212	1	1,210	7	1,203
女	1,751	2	1,748	4	1,747

※C型肝炎ウイルス検査の陽性は、HCV抗体検査結果が高力価、HCV-RNA検査結果が陽性のもの。受診者数に関しては、いずれか一方の検診しか受診していない人も計上している。

・精密検査

B型肝炎ウイルス

年度	肝炎発症なし (経過観察含む)	慢性肝炎	肝硬変	肝がん	その他の 疾 病 等	未把握 未受診	計
3	4	1	0	0	2	11	18
4	0	2	0	0	1	15	18
5	0	0	0	0	3	12	15
6	3	2	0	0	1	5	11
7	3	2	0	0	1	5	11
男	2	1	0	0	1	3	7
女	1	1	0	0	0	2	4

C型肝炎ウイルス

年度	肝炎発症なし (経過観察含む)	慢性肝炎	肝硬変	肝がん	その他の 疾病等	未把握 未受診	計
3	0	3	0	0	0	4	7
4	0	0	0	0	0	2	2
5	0	1	0	0	0	3	4
6	2	2	0	0	0	4	8
7	0	1	0	0	1	1	3
男	0	0	0	0	0	1	1
女	0	1	0	0	1	0	2

(9) 眼科検診

自覚症状がなく進行する緑内障の早期発見、生活習慣や加齢によって起こる眼科疾病を、早期に発見し進行を予防するために、40・45・50・55・60・65歳の区民を対象に、実施している。

年度	検診結果		
	受診者	異常なし	要精査
3	4,211	2,087	2,124
4	4,222	2,024	2,198
5	3,944	2,073	1,871
6	4,567	2,370	2,197
7	4,581	2,343	2,238
男	1,300	653	647
女	3,281	1,690	1,591

(10) 成人歯科健康診査

壮年期からの喪失歯の主な原因である歯周疾患の早期発見とその予防のために、35・40・42・45・47・50・55・60・65・70・76歳の区民を対象に歯科医師会に委託して実施している。令和7年度からは20・30・80歳を追加。

年度	受診者数	異常なし	要指導	要精密	要精密検査該当理由 (複数項目該当有り)				
					A	B	C	D	E
3	4,268	390	1,215	2,663	1,894	429	1,476	185	270
4	4,138	322	1,214	2,602	1,783	409	1,374	299	215
5	4,635	430	1,295	2,910	2,052	468	1,483	320	267
6	4,222	426	1,146	2,650	1,935	475	1,278	263	220
7	4,975	452	1,364	3,159	2,192	537	1,547	315	328
男	1,799	142	461	1,196	850	246	591	150	111
女	3,176	310	903	1,963	1,342	291	956	165	217

要精密検査該当理由

A	歯周ポケット4～5mm
B	歯周ポケット6mm以上
C	未処理歯あり
D	要補綴歯あり
E	その他所見

(11) 骨粗しょう症検診

令和5年度より、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防するために、40・45・50・55・60・65・70歳の区民（女性）を対象に、実施している。

年度	受診者数	異常なし	要指導	要精密	要精密検査調査結果			
					受診者数	異常なし	骨粗しょう症であった	骨粗しょう症以外であった
5	3,485	1,057	1,195	1,233	850	258	560	32
6	3,649	1,019	1,445	1,185	832	184	643	5
7	3,773	1,129	1,260	1,384	1,115	299	774	42

感染症対策

■ 感染症発生状況 <保健予防課感染症対策係>

感染症法第 12 条により、感染症の診断をした医師は発生届を最寄りの保健所に提出することが義務付けられている。発生届に基づき、患者及び関係者の所在地の保健所は、必要に応じて積極的疫学調査（感染症法第 15 条）などの防疫活動を実施する。

学校・施設等で 1 週間に 10 名以上の患者が発生した場合（麻しん、風しんの場合 2 名以上）、保健所への報告を求めている。報告に基づき、拡大防止のための積極的疫学調査（保健指導を含む）を実施している。

感染症発生状況

類型	疾病名	3 年度			4 年度			5 年度			6 年度			7 年度		
		発生届	調査依頼	就業制限	発生届	調査依頼	就業制限	発生届	調査依頼	就業制限	発生届	調査依頼	就業制限	発生届	調査依頼	就業制限
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二類	結核	42	37	9	19	12	6	47	14	6	64	21	4	49	32	12
	急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
*	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	26,414	1,697	26,414	43,048	0	43,048	304	0	304						
三類	コレラ	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	腸管出血性大腸菌感染症	7	3	7	7	7	9	8	2	8	7	3	5	7	4	7
	腸チフス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パラチフス	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
* 四類	E型肝炎	1	0		0	0		2	0		4	0		4	0	
	A型肝炎	2	0		0	0		1	0		0	0		1	0	
	エムボックス	0	0		0	0		0	0		0	0		0	1	
	デング熱	1	0		0	0		5	1		1	0		1	0	
	つつが虫病	0	0		0	0		0	0		1	0		0	0	
	レジオネラ	6	1		2	3		1	1		9	0		3	1	
* 五類 全数把握	アメーバ赤痢	1	0		0	0		1	0		4	0		4	0	
	ウイルス性肝炎（A・E型肝炎除く）	1	0		1	0		0	0		0	0		1	0	
	クリプトスポリジウム症	0	0		0	0		0	0		1	0		0	0	
	クロイツフェルト・ヤコブ	0	0		0	0		2	0		0	0		1	0	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	0		6	0		6	0		2	0		11	0	
	後天性免疫不全症候群（AIDS）	5	0		1	0		4	0		3	0		5	0	
	ジアルジア症	0	0		0	0		0	0		0	0		1	0	
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	0		0	0		1	0		0	0		1	0	
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0		0	0		0	0		1	0		0	0	

侵襲性肺炎球菌感染症	5	0		5	0		7	0		17	0		9	0
梅毒	29	0		29	0		23	0		34	0		32	0
播種性クリプトコックス症	2	0		1	0		1	0		1	0		0	0
百日咳	3	0		18	0		28	0		26	0		89	0
麻しん	0	0		0	0		0	0		0	3		3	35
急性脳炎	0	0		0	0		1	0		0	0		1	0
水痘（入院例に限る）	2	0		0	0		3	0		1	0		4	0
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	3	0		5	0		2	0		3	0		7	0

※新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の類型は「新型インフルエンザ等感染症」（令和5年5月8日以降は五類感染症）。令和4年9月26日以降、全数把握は終了。

※発生届は、区内医療機関から届出のあった件数（ただし、結核は医療機関の所在地に関わらず、患者が区内在住者の場合の届出件数。新型コロナウイルス感染症は医療機関の所在地に関わらず、医療機関から届出のあった時点で区内に所在する感染者数。）

※調査依頼とは、他の保健所に発生届があったもので、区内に患者・関係者・施設等が所在しており疫学調査を依頼された件数

※就業制限は、感染症法（18条）に基づき実施した件数

※四類・五類は発生があった疾病のみ掲載

集団発生事例

疾病名	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	主な発生施設
	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	
新型コロナウイルス感染症	34	160	42	19	23	医療機関、保育園、高齢者・障害者入所施設等
細菌性赤痢	0	0	0	0	0	
麻しん	0	0	0	0	0	
風しん	0	0	0	0	0	
感染性胃腸炎	22	26	26	13	20	保育園、高齢者・障害者入所施設等
インフルエンザ	0	44	80	33	115	保育園、高齢者・障害者入所施設等
水痘	0	0	1	1	2	保育園
溶連菌感染症	1	0	2	2	0	保育園
手足口病	7	11	5	34	1	保育園
ヘルパンギーナ	1	2	8	2	1	保育園
不明熱	5	0	1	1	0	保育園
流行性角結膜炎	0	0	1	0	1	保育園
伝染性紅斑	0	0	0	1	0	保育園

R S ウイルス	23	5	5	4	2	保育園
アデノウイルス	1	0	5	0	0	保育園
ヒトメタニューモ ウイルス	0	4	0	0	0	保育園
疥癬	0	0	0	0	2	高齢者入所施設

※集団発生とは、1施設で1週間に10名以上の患者が発生した場合（麻しん、風しんの場合2名以上）。ただし、重篤患者が発生した場合等は10名以下でも集団発生としている。

■ 定点医療機関 ＜保健予防課感染症対策係＞

感染症の発生状況を把握するため、感染症発生動向調査事業として、区内の指定医療機関から五類感染症の一部について発生状況の報告を受けている。

	指定医療機関数	延べ調査対象月
小児科定点（インフルエンザ・COVID-19含む）	5	12
内科定点（インフルエンザ・COVID-19）	3	12
眼科定点	1	12
疑似症定点	1	
計	10	

※疑似症：発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

■ 疫学調査のための検査 ＜保健予防課感染症対策係＞

感染症発生時に感染拡大を防止するため、積極的疫学調査の一環として検査を実施した。
(令和7年度)

検査対象	検査件数	検査機関
腸管出血性大腸菌感染症	161	東京都健康安全研究センター
細菌性赤痢	3	東京都健康安全研究センター
麻しん	10	東京都健康安全研究センター

■ インフルエンザ対策 ＜保健予防課感染症対策係＞

インフルエンザのまん延を防止するため、流行情報を発信し注意喚起するとともに、手洗いの励行、咳エチケット等、保健指導を実施している。また、インフルエンザ様疾患集団発生調査（社会福祉施設他の集団発生状況の把握）、インフルエンザ施設別調査（学級閉鎖の状況の把握）を実施している。

集団発生状況

施設名	3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度	
	施設数	学級閉鎖等	施設数	学級閉鎖等	施設数	学級閉鎖等	施設数	学級閉鎖等	施設数	学級閉鎖等
学童・児童館	0	0	3	0	6	0	2	0	4	0
保育所	0	0	27	0	40	0	13	0	63	0
幼稚園	0	0	6	6	2	11	3	3	11	19
小学校	0	0	6	6	15	99	8	24	20	106
中学校	0	0	2	2	10	38	4	8	8	31
高等学校	0	0	0	0	5	32	2	3	6	24
大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機関	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
高齢者入所施設等	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	44	14	80	180	33	38	115	180

■ 感染性胃腸炎対策 ＜保健予防課感染症対策係＞

学校、施設等での感染性胃腸炎の集団感染を防止するため、流行情報を発信し、注意喚起をするとともに、手洗いの励行、吐物・排泄物の適切な処理等保健指導を実施している。また、集団発生の早期報告を促し、早期の感染拡大防止に努めている。

集団発生状況

施設種別 \ 年度	3	4	5	6	7
保育所・幼稚園	22	22	18	9	13
学校	0	0	2	2	1
医療機関	0	0	0	0	1
高齢者入所施設等	0	4	3	2	5
計	22	26	23	13	20

■ 麻しん・風しん対策 ＜保健予防課感染症対策係＞

国は平成 20 年に策定された「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づき対策を強化し、平成 27 年 3 月 27 日、日本は麻しんの排除状態にあることが認定された。また、国は平成 26 年に策定された「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき対策を強化し、令和 7 年 9 月 26 日、日本は風しんの排除状態にあることが認定された。

目黒区においては、麻しん・風しん排除状態維持のため、発生時における積極的疫学調査、相談体制、定期予防接種の推奨、普及啓発等の充実を図る。

	3 年度			4 年度			5 年度			6 年度			7 年度		
	届出数	調査依頼数	集団発生施設数	届出数	調査依頼数	集団発生施設数	届出数	調査依頼数	集団発生施設数	届出数	調査依頼数	集団発生施設数	届出数	調査依頼数	集団発生施設数
麻しん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	35	0
風しん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※集団発生とは、麻しん、風しんは1施設で1週間に2名以上発生した場合

※調査依頼とは、他自治体に発生届が出されたが、患者・関係者が目黒区に在勤、在学しており調査が依頼された場合のことで、区はその施設での感染防止対策を行う。

■ エイズ・性感染症対策 ＜保健予防課感染症対策係＞

エイズ・性感染症予防のため、相談事業・検査を実施している。また、感染予防啓発と検査普及のため、総合庁舎等でのパネル展示等を行った。

（1）相談・検査件数

年度	相談		検査		
	電話	来所	H I V	梅毒	クラミジア
3	69	55	55 (0)	54 (1)	55 (2)
4	216	223	114 (1)	114 (1)	111 (3)
5	105	582	289 (2)	287 (3)	277 (15)
6	39	521	248 (1)	248 (3)	245 (9)
7	27	582	252 (0)	252 (4)	236 (7)

※（）内は陽性者数

※相談件数の来所数には、検査及び検査結果のため来所した数を含み、相談件数の電話数には、検査予約のため受信した数を含む。（令和5年5月から検査予約方法を電話からWEB予約へ変更）

（2）普及啓発事業

- ① HIV 検査普及週間（6月1日～7日）、東京都HIV検査・相談月間（6月1日～30日）
国のHIV検査普及週間と都のHIV検査・相談月間に合わせ、一般区民を対象に総合庁舎等においてパンフレットの配布、啓発用パネル・ポスターの展示。

- ② 世界エイズデー（12月1日）、東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）
世界エイズデーと都のエイズ予防月間に合わせ、総合庁舎等でのレッドリボン、パンフレットの配布、ポスターの展示、啓発用懸垂幕の掲示。
- ③ 東京医療保健大学の学園祭（令和7年9月27日・28日）・東京都主催のエイズフェス（令和7年11月29日）において、HIV啓発用ブースを設置し、啓発用ポスター等を展示した。

■ 肝炎検査 ＜保健予防課保健管理係＞

C型肝炎（HCV抗体検査）は平成13年5月から、B型肝炎（HBs抗原検査）は平成14年6月から検査を実施しており、平成26年度からは特定感染症検査等事業（ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業）として実施している。

令和3年度までは、健康づくり健診との同時受付をしていたが、令和4年度から受付方法を変更し、真に肝炎検査を希望する人を対象としたため、人数が減少した。

年度	B型・C型肝炎
3	247
4	14
5	26
6	30
7	23

■ 医療費の公費負担 ＜保健予防課感染症対策係＞

一・二類感染症は、感染させるおそれが著しいと認められる患者に対しては、他人への感染防止と、徹底的な治療による病状の軽減回復を図るため、特定感染症指定医療機関若しくは第一種・第二種感染症指定医療機関への入院を勧告し、適正な医療を受けられるようにするために、感染症診査協議会の診査に基づき、その医療費を公費負担する（法第37条）制度を実施している。令和2年2月1日新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定され本制度の対象となった。

なお、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日付けで、五類感染症へ類型が移行したため、入院勧告の対象外となったが、公費負担は令和6年3月31日までは一部継続となった。令和5年5月1日以降の法第37条に基づく請求については、東京都保健医療局が医療費を負担する取扱いとなった。

令和6年4月からは通常の保険診療となり、1割～3割の自己負担となっている。

入院勧告発令及び解除数（新型コロナウイルス感染症）

年度	年度内入院	年度内解除	年度末入院数
3	1,967	1,931	36
4	2,461	2,458	3
5	43	43	0
6			
7			

入院勧告者に対する医療費公費負担状況（法第 37 条新型コロナウイルス感染症）

年度	法第 37 条	
	申請	合格
3	1,967	1,967
4	2,461	2,461
5	43	43
6		
7		

結核予防 ＜保健予防課感染症対策係＞

■ 患者管理

保健所では、医師からの届出に基づき、所管区域内に居住する結核患者について結核登録票を備え、病状・治療状況等を記録している。これにより、必要な精密検査、訪問指導等を、患者及び患者家族に対して行っている。

新規登録患者数－活動性分類

（各年 12 月 31 日現在）

区分	結核り患率 （人口十万対）	総数	活動性結核						肺外結核活動性	（別掲）潜在性結核 感染症
			肺結核活動性							
			総数	登録時かく痰 塗抹陽性			登録時その他の 結核菌陽性	登録時菌陰性・ その他		
				総数	初回治療	再治療				
3	8.7	25	20	7	6	1	9	4	5	12
4	6.0	17	15	7	7	0	6	2	2	9
5	7.3	21	17	7	6	1	8	2	4	16
6	5.6	16	12	5	4	1	7	0	4	16
7	5.1	15	13	8	6	2	4	1	2	12

新規登録患者数－年齢階級別及び男女別

（令和 7 年）

	0～ 9 歳	10～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80～ 89 歳	90 歳 以上	総数
総数	0	0	1	2	3	1	3	1	2	2	15
男性	0	0	1	0	1	1	2	0	2	1	8
女性	0	0	0	2	2	0	1	1	0	1	7

結核登録者数－活動性分類

(各年 12 月 31 日現在)

区分	総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	(別掲)潜在性結核 感染症
		総数	肺結核活動性						肺外結核活動性			
			総数	登録時かく痰 塗抹陽性			登録時その他 結核菌陽性	登録時菌陰 性・その他				
				総数	初回治療	再治療						
3	58	16	13	3	2	1	5	5	3	31	11	11
4	50	12	9	3	3	0	4	2	3	26	12	8
5	52	17	16	5	5	0	9	2	1	22	13	10
6	48	11	8	4	3	1	4	0	3	27	10	10
7	46	10	9	6	4	2	3	0	1	18	18	14

活動性分類－受療状況別

(令和 7 年 12 月 31 日現在)

区分	総数	総数	活動性結核						肺外結核活動性	不活動性結核	活動性不明	(別掲) 潜在性結核 感染症	
			総数	肺結核活動性									
				登録時かく痰 塗抹陽性			登録時その他の 結核菌陽性	登録時菌陰性・ その他					
				総数	初回治療	再治療							
総数	総数	46	10	9	6	4	2	3	0	1	18	18	14
	入院中	6	6	6	5	3	2	1	0	0	0	0	0
	外来 治療中	5	4	3	1	1	0	2	0	1	0	1	4
	治療終了 経過観察	35	0	0	0	0	0	0	0	0	18	17	10

■ 結核健康診断

・患者家族健診・接触者健診

感染率の高い家族や同居者及び接触者の感染の早期発見を図るため、健診を行っている。

年度	受診実人員	X線 検査者数	喀痰 検査者数	ツベルクリン 反応検査者数	I G R A 検査者数	被発見者数
3	146(26)	42(17)	0	14	111(13)	12(3)
4	154(11)	45(6)	0	5	110(6)	8(1)
5	114(17)	44(2)	1	0	87(16)	8(1)
6	238(18)	163(9)	0	0	82(13)	9(4)
7	284(35)	195(11)	0	2	130(30)	13(2)

※対象者数は、活動性肺結核患者の家族及び家族以外の接触者で健診を要する者の数

※（）内は、患者家族健診数で内数

※受診実人員は延べ人数

・管理健診

結核登録者のうち、①要医療であるにもかかわらず現に治療を放置しているか、まだ治療を受けていない者、②医療を必要としないと認められてから約2年間の者、③その他適当な管理下におかれていない者等を対象に必要に応じて精密検査を行い、病状を的確に把握して、患者の管理に役立てるため実施している。

年度	受診実人員	X線 検査者数	喀痰 検査者数	ツベルクリン 反応検査者数	I G R A 検査者数	被発見者数
3	7	7	0	0	0	3
4	9	9	1	0	0	0
5	13	13	0	0	0	1
6	7	7	1	0	0	0
7	12	12	0	0	0	0

・日本語学校健診

「感染症法」における定期健康診断の対象外であり、健康診断を受ける機会のない区内日本語学校等所属の生徒、職員を対象に結核の早期発見のため健康診断を実施している。

年度	受診者数
3	0
4	0
5	82
6	48
7	48

■ 医療費の公費負担

結核は療養期間の長い感染症であり、その治療費等の経済的負担もかなり大きく治療の妨げとなっている。この負担を軽減し、適正な医療を受けられるようにするために、感染症診査協議会の診査に基づき、一般患者については、その医療費の一定割合を公費負担する（法第 37 条の 2）とともに、感染させるおそれが著しいと認められる患者に対しては、他人への感染防止と、治療による病状の軽減回復を図るため、結核病床等を有する病院への入院を勧告し、その医療費を公費負担する（法第 37 条）制度を実施している。

入院患者(法第 37 条)及び一般患者(法第 37 条の 2)に対する医療費公費負担状況

年度	法第37条			法第37条の2		
	申請	合格	不合格	申請	合格	不合格
3	21	21	0	47	46	1
4	23	22	1	30	29	1
5	17	17	0	50	50	0
6	6	6	0	51	50	1
7	31	31	0	41	40	1

入院勧告発令及び解除数

年度	前年度末入院数	年度内入院	年度内解除	年度末入院数
3	1	9	9	1
4	1	6	7	0
5	0	7	7	0
6	0	3	3	0
7	0	12	8	4

■ 結核指定医療機関の届出

(令和 7 年度)

	指定	変更	辞退
診療所	2	0	1
薬局	8	2	5
計	10	2	6

予防接種 ＜保健予防課予防接種係＞

■ 定期接種（A類疾病）

予防接種法により一定年齢期に予防接種を行っている。

A類疾病は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年3月19日から令和7年5月7日まで接種期間延長の措置がとられたため、接種者数が対象者を上回る場合、また、23区相互乗入れの処理状況によっては、実際の接種者数が増える場合がある。

（1）ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ感染症

ワクチンの 種類 年度		ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ				ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ			
		1期				1期			
		初回			追加	初回			追加
		1回	2回	3回		1回	2回	3回	
3	対象者数					2,167	2,167	2,167	2,167
	接種者数					2,048	2,077	2,038	2,063
	接種率					94.5	95.8	94.0	95.2
4	対象者数					2,110	2,110	2,110	2,110
	接種者数					2,056	2,015	1,994	1,841
	接種率					97.4	95.5	94.5	87.3
5	対象者数					1,848	1,848	1,848	1,848
	接種者数					2,044	2,042	2,022	1,862
	接種率					110.6	110.5	109.4	100.8
6	対象者数	1,990	1,990	1,990	1,990				
	接種者数	1,911	1,756	1,596	151	25	188	371	1,716
	接種率	96.0	88.2	80.2	7.6				
7	対象者数	2,068	2,068	2,068	2,068				
	接種者数	2,002	1,961	1,908	1,664	0	1	1	395
	接種率	96.8	94.8	92.2	80.4				

ワクチンの 種類 年度		ジフテリア・百日せき・破傷風				ジフテリア・破傷風
		1 期				2 期
		初回			追加	
		1 回	2 回	3 回		
3	対象者数					2,111
	接種者数	0	0	0	1	1,365
	接種率					64.7
4	対象者数					1,945
	接種者数	0	0	0	1	1,232
	接種率					63.3
5	対象者数					2,058
	接種者数	0	0	1	0	1,341
	接種率					65.2
6	対象者数					1,986
	接種者数	0	0	0	2	1,428
	接種率					71.9
7	対象者数					2,305
	接種者数	3	3	3	37	1,433
	接種率					62.1

ワクチンの 種類 年度		ヒブ				ポリオ			
		初回			追加	初回			追加
		1 回	2 回	3 回		1 回	2 回	3 回	
3	対象者数	2, 167	2, 167	2, 167	2, 167				
	接種者数	2, 072	2, 050	2, 073	1, 975	0	0	0	4
	接種率	95. 6	94. 6	95. 7	91. 1				
4	対象者数	2, 110	2, 110	2, 110	2, 110				
	接種者数	2, 048	2, 049	1, 978	1, 857	0	0	1	4
	接種率	97. 1	97. 1	93. 7	88. 0				
5	対象者数	1, 848	1, 848	1, 848	1, 848				
	接種者数	1, 877	1, 874	1, 849	1, 839	0	0	0	3
	接種率	101. 6	101. 4	100. 1	99. 5				
6	対象者数								
	接種者数	18	174	356	1, 522	0	0	0	2
	接種率								
7	対象者数								
	接種者数	1	1	1	97	2	2	2	40
	接種率								

※ポリオは平成 24 年 9 月 1 日より、これまでの生ワクチンの集団接種から、不活化ワクチンによる個別接種に変更となった。また、平成 24 年 11 月 1 日から、4 種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ)が定期予防接種に導入された。

※平成 25 年 4 月 1 日より、Hib (ヒブ) ワクチンが定期接種となった。また、令和 6 年 4 月 1 日より、5 種混合ワクチン (ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ・ヒブ) が定期接種として位置づけられたため、令和 6 年度以降の 4 種混合ワクチン・ヒブワクチン接種者は、令和 5 年度以前対象者の接種によるもの。

(2) 日本脳炎

年度		日本脳炎			
		1 期			2 期
		初回		追加	
		1 回	2 回		
3	対象者数	2, 050	2, 050	2, 050	2, 065
	接種者数	1, 820	1, 837	1, 039	983
	接種率	88. 8	89. 6	50. 7	47. 6
4	対象者数	2, 045	2, 045	2, 045	2, 132
	接種者数	2, 136	2, 057	2, 622	2, 242
	接種率	104. 4	100. 6	128. 2	105. 2
5	対象者数	1, 885	1, 885	1, 885	2, 249
	接種者数	1, 930	1, 892	1, 957	2, 090
	接種率	102. 4	100. 4	103. 8	92. 9
6	対象者数	1, 807	1, 807	1, 807	2, 076
	接種者数	1, 800	1, 797	1, 752	1, 897
	接種率	99. 6	99. 4	97. 0	91. 4
7	対象者数	1, 725	1, 725	1, 725	2, 128
	接種者数	1, 718	1, 696	1, 650	1, 749
	接種率	99. 5	98. 3	95. 6	82. 2

※日本脳炎は平成 17 年 5 月 30 日から積極的勧奨を中止していたが、平成 22 年 4 月より 1 期の積極的勧奨が再開された。平成 23 年 5 月には、積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逸した平成 7 年 6 月 1 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの子は 4 歳以上 20 歳未満で定期接種の不足分を接種可能とする法令改正が行なわれ、その後、平成 25 年 4 月からその対象を平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれのかたに広げる法令改正が行われた。また、平成 28 年 4 月から 2 期の積極的勧奨を再開した。

(3) 麻しん・風しん

年度	ワクチンの種類	麻しん 単抗原	風しん 単抗原	麻しん風しん混合	
				1 期	2 期
3	対象者数			2,069	2,180
	接種者数	0	0	1,946	1,903
	接種率			94.1	87.3
4	対象者数			1,984	2,180
	接種者数	0	0	1,901	1,856
	接種率			95.8	85.1
5	対象者数			1,931	2,107
	接種者数	0	0	1,875	1,894
	接種率			97.1	89.9
6	対象者数			1,812	2,029
	接種者数	0	0	1,725	1,758
	接種率			95.2	86.6
7	対象者数			1,818	2,028
	接種者数	0	0	1,841	1,725
	接種率			101.3	85.1

※令和6年度のMRワクチンの出荷停止等による供給不足の影響を受け、接種期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱い等について特段の配慮をするよう厚生労働省から示され、MRワクチン接種対象者の接種期間を令和9年3月31日まで延長した。

※令和7年度は、最新の接種者数、対象者数を計上しているため、厚生労働省や都が公表する数と異なる場合がある。

(4) 結核 (BCG)

年度		B C G
3	対象者数	2,049
	接種者数	2,007
	接種率	98.0
4	対象者数	2,019
	接種者数	1,962
	接種率	97.2
5	対象者数	1,909
	接種者数	1,885
	接種率	98.7
6	対象者数	1,923
	接種者数	1,878
	接種率	97.7
7	対象者数	1,930
	接種者数	1,904
	接種率	98.6

(5) 小児の肺炎球菌感染症

平成 25 年 4 月 1 日から、小児用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となった。対象者は生後 2 か月から 5 歳未満の子で、最大 4 回まで。

当初は沈降 7 価肺炎球菌結合型ワクチン (PCV7) を使用していたが、新たに沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン (PCV15) が令和 7 年 4 月より定期予防接種として位置付けられ、令和 6 年 10 月より沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン (PCV20) が定期接種として位置づけられた。

年度		小児用肺炎球菌			
		1 回	2 回	3 回	追加
3	対象者数	2,167	2,167	2,167	2,167
	接種者数	2,070	2,053	2,078	1,979
	接種率	95.5	94.7	95.9	91.3
4	対象者数	2,110	2,110	2,110	2,110
	接種者数	2,061	2,055	2,021	1,878
	接種率	97.7	97.4	95.8	89.0
5	対象者数	1,848	1,848	1,848	1,848
	接種者数	1,835	1,874	1,802	1,838
	接種率	99.3	101.4	97.5	99.5
6	対象者数	1,990	1,990	1,990	1,990
	接種者数	1,926	1,934	1,955	1,710
	接種率	96.8	97.2	98.2	85.9
7	対象者数	2,068	2,068	2,068	2,068
	接種者数	2,002	1,956	1,910	1,827
	接種率	96.8	94.5	92.3	88.3

(6) 水痘（水ぼうそう）

水痘（水ぼうそう）予防接種は、平成 26 年 10 月 1 日から定期予防接種となった。対象者は、生後 12 か月から 36 か月に至るまでで 2 回接種。

年度		水痘	
		1 回	2 回
3	対象者数	2,069	
	接種者数	1,955	1,977
	接種率	94.5	95.6
4	対象者数	1,986	
	接種者数	1,894	1,755
	接種率	95.4	88.4
5	対象者数	1,908	
	接種者数	1,837	1,788
	接種率	96.3	93.7
6	対象者数	1,911	
	接種者数	1,726	1,591
	接種率	90.3	83.2
7	対象者数	1,919	
	接種者数	1,839	1,667
	接種率	95.8	86.8

(7) B 型肝炎

B 型肝炎予防接種は、平成 28 年 10 月 1 日から定期予防接種となった。対象者は、生後 2 か月から 12 か月に至るまでで 3 回接種。（ただし、B 型肝炎のキャリアである母から生まれ健康保険の適用にてワクチン接種を受けた乳児は対象外。）

年度		B 型肝炎		
		1 回	2 回	3 回
3	対象者数	2,167		
	接種者数	2,067	2,035	1,961
	接種率	95.4	93.9	90.5
4	対象者数	2,110		
	接種者数	2,039	2,036	1,886
	接種率	96.6	96.5	89.4
5	対象者数	1,848		
	接種者数	1,872	1,867	1,793
	接種率	101.3	101.0	97.0
6	対象者数	1,990		
	接種者数	1,925	1,925	1,797
	接種率	96.7	96.7	90.3
7	対象者数	2,068		
	接種者数	1,991	1,946	1,833
	接種率	96.2	94.1	88.6

(8) ロタウイルス感染症

ロタウイルス予防接種は、令和2年10月1日から定期予防接種となった。出生6週0日後から接種可能で、ワクチンの種類によって接種回数等が異なる。ロタリックス【経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン】は、出生6週0日後から出生24週0日後までに2回接種し、ロタテック【5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン】は、出生6週0日後から出生32週0日後までに3回接種する。

ワクチンの種類 年度		ロタリックス【1価】		ロタテック【5価】		
		1回	2回	1回	2回	3回
3	対象者数	2,167				
	接種者数	1,831	1,502	444	362	291
	接種率	84.5	69.3	20.5	16.7	13.4
4	対象者数	2,110				
	接種者数	1,843	1,506	430	348	263
	接種率	87.3	71.4	20.4	16.5	12.5
5	対象者数	1,848				
	接種者数	1,650	1,252	518	333	262
	接種率	89.3	67.7	28.0	18.0	14.2
6	対象者数	1,990				
	接種者数	1,677	1,383	450	383	299
	接種率	84.3	69.5	22.6	19.2	15.0
7	対象者数	2,068				
	接種者数	1,613	1,568	349	344	337
	接種率	77.9	75.8	16.8	16.6	16.2

(9) ヒトパピローマウイルス感染症 (HPV ワクチン)

平成23年度、中学1年生～高校1年生女子を対象に接種費用の全額助成を開始し、平成25年4月1日から定期接種化された。平成25年6月14日付、厚生労働省通知によりワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたとし、定期接種の積極的勧奨を差し控えが勧告された。国の審議会においてワクチン接種による有効性が副反応のリスクを上回ることが認められ、令和3年11月26日付厚生労働省通知により、令和4年4月1日から積極的勧奨を再開する旨示された。令和4年3月18日付け厚生労働省通知において、接種機会を逃したかたへの接種（キャッチアップ接種）を令和6年度まで実施することとなり、令和4年6月末に対象者（平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれ的女性）あて予診票を送付した。

キャッチアップ接種が令和6年度で終了することとされていたことから、令和6年7月に対象者あてに勧奨通知を送付し、区公式LINEでの通知を行ったところであるが、令和6年の夏以降、大幅な需要増加によりワクチンの限定出荷が行われている状況等を踏まえ、期間中に接種を希望されているかたが接種機会を逃さないよう、キャッチアップ接種期間中に

1 回以上接種しているかたについて、令和 7 年度末まで公費で 3 回の接種を完了できるよう経過措置が設けられた。また、キャッチアップ接種対象者で、令和 4 年 3 月 31 日以前に自費で HPV ワクチンの接種を受けたかたへ接種費用の助成（償還払い）を実施した（令和 7 年 3 月 31 日で終了）。

年度		H P V		
		1 回	2 回	3 回
3	対象者数	4,658		
	接種者数	573	543	371
	接種率	12.3	11.7	8.0
4	対象者数	4,145		
	接種者数	445	421	384
	接種率	10.7	10.2	9.3
	キャッチアップ接種対象者			
	対象者数	11,869		
	接種者数	593	497	327
	接種率	5.0	4.2	2.8
5	対象者数	4,789		
	接種者数	898	630	366
	接種率	18.8	13.2	7.6
	キャッチアップ接種対象者			
	対象者数	14,073		
	接種者数	827	691	668
	接種率	5.9	4.9	4.7
6	対象者数	4,918		
	接種者数	888	758	354
	接種率	18.1	15.4	7.2
	キャッチアップ接種対象者			
	対象者数	17,613		
	接種者数	2,328	2,123	1,634
	接種率	13.2	12.1	9.3
7	対象者数	5,048		
	接種者数	693	664	284
	接種率	13.7	13.2	5.6
	キャッチアップ接種対象者			
	対象者数	19,169		
	接種者数	120	440	1,096
	接種率	0.6	2.3	5.7

HPVワクチン償還払い実績（令和7年3月31日で終了）

年度	申請件数	助成件数
4	40	36
5	4	4
6	5	5

（10）風しんの追加的対策（第5期定期接種）

先天性風しん症候群の発症を防ぐとの考えに基づき、以前は女子中学生を対象に予防接種が行われてきたことから、接種機会の与えられなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を中心に、風しんの抗体を持たない者が一定数存在していた。女性及び他の世代の男性（乳幼児を除く。）の抗体保有率が約90%であるのに対して、当該世代の男性は約80%と低くなっている状況に鑑み、風しんの発生及びまん延を予防するためには、当該世代の男性の抗体保有率を上昇させる必要があることから、平成31年より定期接種（風しんの第5期定期接種）の対象とし、公的な抗体検査及び予防接種を1回受ける機会を設け、全国で3年間の時限措置として行うこととなった。

その後、対象者の抗体保有率の引き上げ目標（令和4年3月までに90%）の達成が難しいことから、国において令和7年3月まで延長することとなった。

令和6年度におけるMRワクチンの限定出荷や駆け込み需要により、希望しても接種できない状況が発生したことから、令和6年度末までに抗体検査を実施し、抗体を十分に保有していないことが確認されたかたについて、2年間の接種期間延長措置（令和8年度末まで）が設けられている。

年度	対象者数	風しん抗体検査	予防接種
3	31,373	2,750	537
4	27,973	1,095	227
5	26,878	173	33
6	26,411	1,638	235
7	1,972		17

※令和7年度の対象者数は、令和7年3月31日までに抗体検査を受けたかたで、その結果抗体価が陰性（不十分）だったかたの人数。

■ 定期接種（B 類疾病）

予防接種法により、希望者に対して予防接種を行っている。定期接種は 23 区で相互乗入れを実施しているため、処理状況によっては、対象者数より実際の接種者数が増える場合がある。

（１）高齢者インフルエンザ

平成 13 年 11 月の予防接種法改正によって、65 歳以上の高齢者等を対象としたインフルエンザ予防接種が定期接種に追加された。平成 28 年度からは 75 歳以上の接種費用を無料にし、平成 29 年度からは 70 歳以上を無料にした。また、令和 2 年度及び令和 4 年度に限り、新型コロナウイルス感染症との同時流行を防止するため、対象者全てを無料とした。

（実施期間 10 月 1 日～1 月 31 日）

年度	対象者数	接種者数	接種率
3	55,467	33,829	61.0
4	55,846	35,996	64.5
5	55,114	34,396	62.4
6	56,339	32,337	57.4
7	56,528	32,360	57.2

※接種者数には、60～64 歳で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有し、身体障害者手帳の 1 級程度に該当するかたを含む

（２）高齢者の肺炎球菌感染症

高齢者用肺炎球菌予防接種は、平成 26 年 10 月から 65 歳を対象とする定期接種になった。平成 26 年度から平成 30 年度までは、経過措置として各年度に 5 歳刻みの未接種者も対象とし、平成 26 年度のみ 101 歳以上の者も対象とした。さらに、平成 31（令和元）年度以降も 5 年間経過措置を継続することとし、各年度に 5 歳刻みの未接種者及び平成 31（令和元）年度のみ 101 歳以上の者も対象にすることとした。

令和 3 年 10 月から令和 5 年度は、東京都の補助事業（一人当たり 2,500 円補助）に区が上乗せして接種費用（一人当たり 1,500 円）を助成し、対象者全員を無料とした。

経過措置が終了した令和 6 年度からは従来どおり自己負担額 4,000 円に戻す予定であったが、都の補助事業を活用し自己負担を 1,500 円とした。

また、令和 6 年度に限り、経過措置期間（平成 26 年～令和 5 年度）中に接種することができなかったかたの救済として、定期接種対象外の 66 歳以上のかたに対して任意接種費用の補助を行った。

年度	実施期間	対象者数	接種者数	接種率（％）
3	R3. 4. 1～R4. 3. 31	7,584	2,647	34.9
4	R4. 4. 1～R5. 3. 31	8,339	2,345	28.1
5	R5. 4. 1～R6. 3. 31	8,442	2,754	32.6
6	R6. 4. 1～R7. 3. 31	2,631	676	25.7
		24,438	131	0.5
7	R7. 4. 1～R8. 3. 31	2,834	750	26.4

※接種者数には、60～64 歳で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有し、身体障害者手帳の 1 級程度に該当するかたを含む

※令和 6 年度は上段が定期接種、下段が任意接種補助事業の数字。任意接種補助事業の対象者数は、目黒区において接種済みのかたを除く 66 歳以上の人口。

※令和 6 年度以降は、経過措置が終了したため定期接種の対象者は 65 歳のみとなり、令和 5 年度以前と比較して対象者数が少なくなっている。

(3) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナワクチン接種は感染対策の決め手として全国的に実施してきた事業であり、目黒区では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び重症化予防のため、区民へ迅速かつ円滑な接種を実施できるよう、体制整備を図ってきた。

接種開始当初から令和 5 年 5 月 7 日までは、ワクチンの特性を踏まえた上で、貴重なワクチンをできる限り無駄にせず、適切に管理し、かつ短期間で少しでも多くのかたに接種するため、集団接種会場の運営を中心に実施した。

令和 5 年 5 月 8 日から令和 6 年 3 月 31 日までは、国の方針として、集団接種から個別接種へ体制の移行が示されたため、目黒区では個別接種会場（区内医療機関）を中心とする体制とし、集団接種会場は期間限定で運営した。

新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種は令和 6 年 3 月 31 日をもって終了され、令和 6 年度からは 65 歳以上の高齢者等に対する定期 B 類接種となった。

特例臨時接種

接種回	(国) 接種開始日	(区) 接種開始日
初回接種 (1・2 回目接種)	令和 3 年 2 月 17 日	医療従事者向け 令和 3 年 4 月 19 日 高齢者向け 令和 3 年 5 月 6 日
第一期追加接種 (3 回目接種)	令和 3 年 12 月 1 日	令和 3 年 12 月 1 日
第二期追加接種 (4 回目接種)	令和 4 年 5 月 25 日	令和 4 年 5 月 25 日
令和 4 年秋開始接種 (5 回目接種)	令和 4 年 9 月 20 日	令和 4 年 9 月 26 日
令和 5 年春開始接種 (6 回目接種)	令和 5 年 5 月 8 日	令和 5 年 5 月 8 日
令和 5 年秋開始接種 (7 回目接種)	令和 5 年 9 月 20 日	令和 5 年 9 月 20 日

定期接種 (実施期間 10 月 1 日～3 月 31 日)

年度	対象者数	接種者数	接種率
6	57,008	14,012	24.6
7	57,238	12,047	21.0

※定期接種の接種者数には、60～64 歳で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有し、身体障害者手帳の 1 級程度に該当するかたを含む

（４）帯状疱疹

令和 7 年 4 月 1 日から帯状疱疹予防接種が定期接種になり、65 歳の区民、60 歳から 64 歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する区民に接種を行った。令和 7 年度から令和 11 年度までは、経過措置として各年度に 5 歳刻みの未接種者も対象とし、令和 7 年度のみ 101 歳以上の者も対象とした。不活化ワクチン（2 回接種）の自己負担額は 1 回あたり 10,000 円、生ワクチン（1 回接種）の自己負担額は 4,000 円で実施した。

年度	接種ワクチン	対象者数	接種者数	接種率
7	生ワクチン	11,447	490	4.2
	不活化ワクチン（1 回目）		2,712	23.7
	不活化ワクチン（2 回目）		2,525	22.1

■ 任意接種

（１）おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）ワクチンは、おたふくかぜの発症を予防するための生ワクチンである。おたふくかぜはムンプスウイルスによる感染症で、耳の後ろが腫れるほかに、髄膜炎や難聴等の合併症を引き起こす可能性がある。おたふくかぜの予防接種は予防接種法に基づいた定期予防接種ではなく、任意の予防接種であるため、その発症防止を目的として、平成 30 年 10 月よりワクチン予防接種費用の一部助成を開始した。目黒区に住民登録がある 1 歳以上 4 歳未満のかたが対象となり、1 歳の誕生日前月末に MR1 期・水痘（水ぼうそう）と一緒に予診票等を送付している。

年度	対象者数	接種者数	接種率
3	2,069	1,890	91.3
4	2,087	1,831	87.7
5	1,908	1,763	92.4
6	1,911	1,656	86.6
7	1,919	1,651	86.0

※接種期間が 1 歳以上 4 歳未満のため、対象者数として計上した当該年度の予診票送付数よりも接種者数が多い場合がある。接種者数は歳出ベースで計上。

（２）子どもインフルエンザ

子育て家庭への経済的支援及び予防接種を受けやすい環境整備を図ることを目的として、令和 4 年 10 月より子どものインフルエンザ予防接種費用の一部（インフルエンザ HA ワクチン、1,000 円／回、6 か月から 12 歳は 2 回接種、13 歳以上は 1 回接種）を助成した。

令和 6 年度は都の補助事業が実施されたため、助成額を 2,000 円／回に引き上げ、また、対象者を高校 3 年生相当まで引き上げた。

令和 7 年度には、都の補助事業に弱毒生インフルエンザワクチン（フルミスト）が加わったため、接種費用の一部（4,000 円／回、1 回接種）の助成を開始した。都の補助事業の対象

は2歳から12歳であるが、支援の充実の観点から、区における助成対象者は2歳から高校3年生相当までとした。

インフルエンザ HA ワクチン（実施期間 10 月 1 日～1 月 31 日）

年度		6か月から12歳		13歳から15歳（R5まで） 13歳から18歳（R6から）
		1回目	2回目	
4	対象者数	27,257		5,636
	接種者数	10,035	8,692	1,158
	接種率	36.8	31.9	20.5
5	対象者数	25,705		5,924
	接種者数	9,595	8,002	1,185
	接種率	37.3	31.1	20.0
6	対象者数	24,535		11,660
	接種者数	9,710	8,150	2,515
	接種率	39.5	33.2	21.5
7	対象者数	25,577		12,186
	接種者数	8,224	6,790	2,548
	接種率	32.2	26.5	20.9

経鼻弱毒生インフルエンザワクチン（フルミスト）（実施期間 10 月 1 日～1 月 31 日）

年度		2歳から12歳	13歳から18歳
7	対象者数	22,797	12,186
	接種者数	3,219	447
	接種率	14.1	3.7

（3）男性のヒトパピローマウイルス感染症（HPV ワクチン）

令和6年度から、小学校6年生から高校1年生相当の男性を対象に、HPV ワクチン任意接種の費用助成を開始した。使用できるワクチンは4価ワクチンのみ。

年度		1回目	2回目	3回目
6	対象者数	5,103		
	接種者数	96	63	44
7	対象者数	5,366		
	接種者数	94	103	98

※令和7年度接種者数には高校2年生を含む

（4）MR（麻しん・風しん混合ワクチン）の未接種者に対する公費負担

麻しん及び風しんの排除の維持に向けて、麻しん・風しんワクチンの接種率を向上させるため、主に2歳以上20歳未満の未接種者に対して、目黒区独自事業として公費負担を行っている。

ワクチンの 種類 年度	MR1期 (任意)	MR2期 (任意)	MR1・2期 以外 (任意)	麻しん (単独)	風しん (単独)
3	3	10	12	0	0
4	0	10	15	0	0
5	0	2	0	0	0
6	0	3	12	0	0
7	7	12	8	0	0

(5) 先天性風しん症候群の発生防止を目的とした風しん抗体検査及びMR（麻しん・風しん）・風しん予防接種

妊娠初期に風しんに罹患すると、子に先天性風しん症候群を引き起こす可能性があるため、その発生防止を目的として、MR（麻しん・風しん二種混合）・風しん予防接種を全額公費負担で実施している。

対象者は目黒区内に住所を有する19歳以上のかたで、妊娠を希望している女性、又は妊娠している女性の夫（ただし、原則として、風しんにこれまでに罹患したことがなく、また、風しんの予防接種を受けたことがないかたに限る。）としていたが、平成31年1月から対象者を目黒区内に住所を有する19歳以上60歳未満のかたで、①妊娠を希望している女性、②妊娠を希望している又は妊娠している女性と同居しているかた（ただし、原則として、これまでに確定診断による風しんのり患歴が確認出来るかた、またはこれまでに風しん含有ワクチンを2回以上接種した履歴が確認できるかたは対象外）までに拡大した。また、令和7年度からは60歳未満の条件を撤廃している。

ワクチンの 種類 年度	風しん抗体検査	MRワクチン	風しん単独ワクチン
3	1,517	688	34
4	1,281	700	73
5	1,626	906	56
6	1,398	718	186
7	1,469	768	149

※接種者数は歳出ベースで計上

(6) 帯状疱疹（令和7年度で終了）

50代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症するといわれている帯状疱疹は、予防接種を受けることによって発症や合併症の防止が期待できることから、令和5年度から50歳以上の区民を対象に帯状疱疹予防接種費用の一部助成を開始した。令和7年度から定期接種化されたことを受け、本件助成事業は令和7年度をもって終了した。

- ・助成額 生ワクチン 4,000円
- 不活化ワクチン 10,000円／1回（不活化ワクチンは2回接種が必要）

年度	接種ワクチン	対象者数	接種者数	接種率
5	生ワクチン	111,641	704	0.6
	不活化ワクチン（1回目）		5,200	4.7
	不活化ワクチン（2回目）		4,387	3.9
6	生ワクチン	113,408	311	0.3
	不活化ワクチン（1回目）		2,150	1.9
	不活化ワクチン（2回目）		2,587	2.3
7	生ワクチン	114,986	325	0.2
	不活化ワクチン（1回目）		3,306	2.9
	不活化ワクチン（2回目）		3,412	3.0

※対象者数は各年度4月1日現在の対象年齢（50歳以上）すべての人口としている。

■ 健康被害救済制度

区では、予防接種健康被害調査委員会を設置し、予防接種後の健康被害救済に関する給付申請について医学的見地から調査を行い、東京都を通じて国へ進達している。令和5年度及び6年度は予防接種健康被害調査委員会を1回開催、令和7年度は2回開催した。

年度	申請	進達
3	11	10
4	7	8
5	2	2
6	5	1
7	3	5

■ 定期予防接種費用助成

（1）子どもの定期予防接種費用助成

保護者の里帰り出産や都外の医療機関に長期入院している等の理由で、23区内の指定医療機関以外で定期A類予防接種をする場合、事前申請により接種費用の全部または一部を助成する事業を令和2年6月1日から開始した。

年度	申請数
3	184
4	167
5	134
6	142
7	140

（２）高齢者の定期予防接種費用助成

施設入所や入院、ご家族の介護事情などの理由で、23 区内の指定医療機関以外で定期予防接種をする場合、事前申請により接種費用の全部または一部を助成する事業を令和 7 年度から開始した。

年度	申請数
7	127

精神保健福祉

■ 精神保健医療福祉推進協議会 <保健予防課疾病対策係>

令和 3 年度から保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、区における精神障害施策に係る課題を共有するとともに、顔の見える関係づくりを通じて、精神障害者への支援体制構築を推進している。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催（1 回）をした。令和 4 年度以降は、対面開催で年 2 回実施している。

■ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請 <保健予防課保健管理係>

平成 18 年 4 月 1 日から、通院医療費公費負担制度（旧精神保健福祉法 32 条）は障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）に基づく「自立支援医療費制度（精神通院医療）」へ変更となった。また、障害者自立支援法施行規則の一部改正により、「平成 22 年 4 月 1 日以降の有効期間の更新申請は診断書の提出が 2 年に一度」となった。保健所では東京都への経由事務を行っている。

病名 年度	F 0	F 1	F 2	F 3	G 40	その他	診断書 不要	計
3	53	37	429	953	116	473	1,738	3,799
4	51	44	455	1,086	127	547	1,752	4,062
5	45	34	384	1,090	98	519	2,002	4,172
6	52	40	441	1,170	132	561	1,871	4,267
7	58	30	364	1,209	105	541	2,162	4,469

※病名は自立支援医療費診断書の区分であり、国際疾病分類 ICD-10 コードによる区分

F 0：症状性を含む器質性精神障害（アルツハイマー病型認知症、血管性認知症等）

F 1：精神作用物質使用による精神及び行動の障害（アルコール・麻薬使用等による精神障害）

F 2：統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害

F 3：気分（感情）障害（躁うつ病、躁病、うつ病等）

G 40：てんかん

その他：その他（神経症性障害、ストレス関連障害、精神遅滞等）

診断書不要：前回申請時、診断書添付（今回、2 年目につき不要）

※総数は、新規・更新・再開の数。（都外転入・認定内容変更・再交付・変更届は除く）

■ 小児精神病 <保健予防課保健管理係>

児童精神保健の向上を図り、児童福祉の増進に寄与するため、18 歳未満の精神障害児で入院治療を必要とする児童に対して、入院医療費の自己負担額を助成している。保健所では東京都への経由事務を行っている。

年度	3	4	5	6	7
件数	8	8	1	1	5

■ 精神障害者保健福祉手帳の交付 <保健予防課保健管理係>

精神保健法から精神保健福祉法への改正により、平成 7 年 10 月から、精神障害者保健福祉手帳制度が創設された。精神障害者のかたが各種優遇措置を受けやすくするとともに社会復帰の促進・自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。有効期間は 2 年間。保健所では東京都への経由事務を行っている。

年度	交付件数
3	985
4	1,029
5	1,241
6	1,193
7	1,464

※総数は、都外転入・等級変更を除く。

■ 措置入院者退院後支援事業 <保健予防課疾病対策係>

措置入院者が退院後、地域で安心して生活できるよう必要な医療や福祉サービス、地域の支援が得られるよう支援計画を立て、関係機関が連携して支援していく事業を令和 4 年度から本格実施している。

警察官通報とは、精神保健福祉法第 23 条に基づき、警察官がその職務上、精神障害に起因して自傷、他害のおそれのある者を発見したときは、保健所を通じて、精神保健指定医の診察及び必要な保護措置をとるよう都知事に通報することである。保健所では、この通報の受け付け経由事務を行っている。

年度	区内警察官通報	措置入院者 (※うちガイドライン支援)
4	34	9 (5)
5	31	16 (12)
6	40	20 (8)
7	47	25 (16)

※「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」に基づき、支援を実施した数

■ 精神保健相談 ＜地域保健課保健相談係＞

精神障害者のかたとその家族及び一般区民を対象として相談日を設け、定期的に専門医等による相談を行っている。他に随時、保健師等による相談も行っている。

年度	専門医等による相談		保健師等による相談
	開設回数	延べ件数	延べ件数
3	36	58	3,487
4	36	61	3,581
5	36	65	5,376
6	36	63	5,226
7	30	78	4,459

■ アウトリーチ支援事業 ＜保健予防課疾病対策係＞

保健師による通常の地区活動では支援が困難な場合、多職種によるアウトリーチチームを編成し、集中的な支援を行うアウトリーチ支援事業を、令和4年度より開始している。支援方針検討会議にて、支援方針や支援方法について検討し、精神障害者の地域生活の安定を目指していく。期間は6か月間を原則とし、アウトリーチチームの構成員は、医師、看護師、心理職と区の精神保健福祉士、保健師等から支援方針に沿って選出している。

年度	対象者数
4	8
5	12
6	4
7	6

■ 精神保健普及啓発事業 ＜保健予防課疾病対策係＞

(1) 精神保健講演会

精神保健についての区民や家族、当事者に向けた普及啓発を目的として講演会を行い、こころの健康の保持向上を図っている。

実施年月日	内容	参加者数
令和7年8月29日	こどもの心の理解と対応～親の心の保ち方～	11
令和7年9月1日	こころの悩みの背景を考える	13
令和8年1月15日	気分障害について ～こころの不調をひとりで抱えないために～	53

（２）関係機関向け勉強会

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向けて、精神保健・医療・福祉に係る関係機関の支援者を対象とした勉強会を実施した。

実施年月日	内容	対象者	参加者数
令和 7 年 10 月 20 日 から 11 月 28 日	こころの病について 学び、対応方法を知ろう	区全職員 (オンデマンド視聴研修)	1,886

■ 依存問題等家族相談 ＜地域保健課保健相談係＞

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存問題に悩む家族を対象に、専門講師によるグループミーティングや個別相談を実施している。グループミーティングは、講義やミーティングを通して依存症や対応方法について学び、普段話せない思いを話すことで家族自身の気持ちを整理したり、他の人の話を聞くことで新しい対応の仕方に気づくことを目的としている。

年度	延べ回数	参加者数
3	家族グループ 12	10
	個別相談 36	54
4	家族グループ 12	23
	個別相談 36	62
5	家族グループ 12	24
	個別相談 36	67
6	家族グループ 12	9
	個別相談 36	67
7	家族グループ 12	17
	個別相談 35	60

■ 思春期・青年期の親の会 ＜地域保健課保健相談係＞

ひきこもり、不登校、摂食障害、自傷など、子どものことで悩む親を対象に、専門講師によるグループミーティングや個別相談を実施している。グループミーティングでは、普段話せない思いを話すことで家族自身の気持ちを整理したり、他の人の話を聞くことで新しい対応の仕方に気づくことを目的としている。

年度	回数	参加者数
3	12	53
4	12	49
5	12	28
6	12	24
7	家族グループ 12	39
	個別相談 12	6

■ 精神デイケア ＜地域保健課保健相談係＞

精神障害のあるかたが、自立して地域で安心した生活を送れるように、グループ活動を通して生活リズムを整え、社会復帰を目指し活動をしている。また、地域で安心して通える居場所としての役割も目指している。デイケア運営連絡会を年1回実施し、スタッフ間の連携を密にしている。

年度	回数	参加者数
3	59	280
4	94	400
5	92	445
6	92	502
7	58	319

■ 家族会 ＜地域保健課保健相談係＞

精神障害者の家族を対象に、日頃の悩みや疑問、困っていることを話したり他の家族の話の聞いたりすることで、病気の理解を深め、どのように当事者を支えていくかを専門相談員とともに学び考えていく会を実施している。

年度	回数	参加者数
3	10	31
4	12	50
5	12	54
6	12	53
7	12	78

■ 自殺対策 ＜健康推進課健康づくり係＞

(1) 目黒区自殺対策推進会議

平成31年3月に策定された「目黒区自殺対策計画」に基づき、学識経験者や関係機関・団体、区の関係部局等が連携し、総合的な自殺対策の推進に取り組むことを目的に令和元年度に設置。令和7年度はWEB会議にて2回開催した。

(2) 地域向けゲートキーパー養成講座（YouTube配信）

自殺を未然に防ぐために必要な存在となる「ゲートキーパー」を養成するため、区公式ウェブサイトにて、NPO法人OVAによるゲートキーパー研修動画を公開し、区報等で周知啓発している。

(3) 区民向けゲートキーパー養成講座（初級編・中級編）（対面）

(2)に加え、令和5年度から区民向けに自殺対策に取り組むNPO法人の精神保健福祉士、公認心理師による対面の講座を実施しており、令和7年度は初級編と中級編を各1回ずつ実施した。

(4) 自殺対策講演会・自殺対策パネル展

自殺対策の現状と対応を区民に周知することを目的として、令和7年度は講演会を1回開催した。東京都自殺対策強化月間に合わせて、自殺対策のポスター掲示やリーフレットの配布等のパネル展を2回実施した。

(5) 職員向けゲートキーパー養成研修（初級編・ステップアップ編）

職員が自殺対策の必要性を理解し、対応した区民の自殺のサインに気づき、必要に応じて相談先へつなぐため職員向けゲートキーパー養成研修（初級編）については、精神科医と区保健師による動画研修を令和5年度に悉皆研修を実施。令和7年度は新規採用職員等を対象に実施した。また、令和3年度から、対人援護職職員向けゲートキーパー養成研修（ステップアップ編）を実施し、保健師・精神保健福祉士等が受講した。

年度	3		4		5		6		7	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
総数	2	44	2	24	1	8	1	15	1	23

(6) 自殺未遂者支援に係る連携事業

令和4年12月23日から、区内三次救急医療機関と連携した自殺未遂者支援に係る連携事業を開始。令和7年度は、自殺未遂者支援に係る連携事業連絡会を1回開催した。

歯科保健

■ 歯科集団健診 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

乳幼児のむし歯は発育及び成長に大きな影響を与えるため1歳6か月児・2歳児・3歳児の歯科健診と保健指導を実施している。

1歳6か月児歯科健診

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	う歯のある者	う歯のない者	有病者率(%)
3	2,172	1,586	73.0	13	1,573	0.8
4	2,001	1,557	77.8	15	1,542	1.0
5	1,949	1,570	80.6	7	1,563	0.4
6	1,841	1,451	78.8	5	1,446	0.3
7	1,914	1,520	79.4	9	1,511	0.6

2歳児歯科健診

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	う歯のある者	う歯のない者	有病者率(%)
3	2,228	1,359	61.0	11	1,348	0.8
4	1,983	1,371	69.1	23	1,348	1.7
5	1,943	1,277	65.7	8	1,269	0.6
6	1,851	1,232	66.6	12	1,220	0.9
7	1,878	1,140	60.7	5	1,135	0.4

3 歳児歯科健診

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	う歯のある者	う歯のない者	有病者率(%)
3	2,321	1,944	83.8	128	1,816	6.6
4	2,023	1,743	86.2	93	1,650	5.3
5	2,046	1,804	88.2	104	1,700	5.8
6	1,926	1,736	90.1	80	1,656	4.6
7	1,869	1,663	89.0	67	1,596	4.0

■ 5～6 歳児のフッ化物塗布 <地域保健課地域保健サービス係>

幼児期の口腔は早期の予防対策が重要である。歯質の強化を図り口腔の健康保持・増進のため、萌出期に効果的であるフッ化物塗布を目黒区歯科医師会に委託し実施している。

年度	対象者数	実施数	実施率(%)
3	2,199	536	24.4
4	2,207	461	20.9
5	2,133	441	20.7
6	2,034	371	18.2
7	2,027	397	19.6

■ 歯科衛生相談 <地域保健課地域保健サービス係>

歯科疾患の予防と早期発見を目的として、健診・相談・保健指導を行っている。同時に2歳児に対し通知制にて集団健診を行っている。

年度	開設回数	健診者内訳						保健指導
		乳幼児		妊婦	成人	学童	計	
		2歳	その他					
3	48	1,359	147	0	1	0	1,507	1,507
4	46	1,371	116	0	2	0	1,489	1,489
5	48	1,277	142	1	6	0	1,426	1,426
6	45	1,232	100	1	7	0	1,339	1,339
7	36	1,140	82	0	3	0	1,225	1,225

■ 予防処置 <地域保健課地域保健サービス係>

歯科健診結果により、予防処置・保健指導を行っている。

年度	開設回数	実施人員	フッ化物塗布	歯口清掃	歯石除去	保健指導
3	105	671	537	544	109	671
4	132	863	636	647	143	863
5	136	856	812	814	143	856
6	130	856	834	838	152	856
7	118	596	595	596	100	596

■ 健康教育 <地域保健課地域保健サービス係>

妊婦向けの講座や育児に関する講座などその他依頼に応じ、歯科衛生の普及に努めている。令和 3 年度より令和 2 年度まで実施していたハローベビークラスの名称を改め「妊婦ごはんとオーラルケア」として実施している。また、令和 4 年度より歯の萌出時期に早期の衛生教育を行うため、「はじめての歯みがき練習」を開始した。

所内健康教育

(令和 7 年度)

指導対象事業		回数	人数
妊婦ごはんとオーラルケア		12	67
はじめての歯みがき練習		36	132
もぐもぐピカピカ歯みがき教室		12	167
成人	生活習慣病予防講座 (脂質異常症・糖尿病・高血圧)	3	56

所外健康教育

(令和 7 年度)

指導対象事業		回数	人数
子育て広場、ほねっと、町会、障害者施設		9	79

■ 歯と口の健康週間 <地域保健課地域保健サービス係>

「歯と口の健康習慣」ポスターの掲示を行い、8020 運動の推進や歯みがきで心と体を健康やかに保つよう啓発を図っている。

■ 歯科保健相談 <地域保健課地域保健サービス係>

近年歯科に関する相談が増え、その内容により必要に応じた保健指導を実施している。訪問や電話相談を中心に令和 7 年度は 39 件であった。

■ 成人歯科保健講演会 <地域保健課地域保健サービス係>

講演会などを通じ、歯科保健について知識の普及や衛生教育を行っている。令和 7 年度は、「お子さんお口ポカンと開いていませんか?」と題し、めぐろ区公式 YouTube めぐろ TV にて配信を行った。

■ 実習生指導 <地域保健課地域保健サービス係>

令和 6 年度より、地域における歯科保健活動の理解を深めるため、歯科衛生士実習生を指導している。

年度	学生数	学校
6	2	日本歯科大学東京短期大学
7	4	日本歯科大学東京短期大学

■ 障害者歯科診療 <健康推進課健康づくり係>

一般歯科診療所で治療困難な心身障害者に対して、口腔衛生指導・予防及び歯科疾患治療を八雲あいアイ館歯科診療所において行っている。

年度	口腔衛生指導・予防	治療
3	586	374
4	557	384
5	497	381
6	508	357
7	500	374

栄養指導

■ 一般栄養相談 <健康推進課健康づくり係・地域保健課地域保健サービス係>

(1) 個別相談

各種健診等により栄養相談を必要とする者に対し、実施している。

年度	妊産婦	乳児	幼児	生活習慣病	その他の疾病	一般	計	電話(再掲)
3	8	322	519	46	12	9	916	150
4	7	405	745	79	31	34	1,301	155
5	9	411	931	64	32	41	1,488	135
6	2	411	903	86	28	49	1,479	129
7	5	441	832	24	22	31	1,355	85

(2) 集団指導

募集等の方法により実施している。さらに、地域から依頼があった場合も会場に出向いて実施している。なお、講習会によっては、調理実演及び実習等により指導を行っている。

・母子事業に伴う栄養指導状況

指導種別	4		5		6		7	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
妊婦ご飯と オーラルケア	12	42	12	44	12	52	12	67
もぐもぐピカピカ 歯みがき教室	—	—	—	—	6	66	12	167
離乳食講座	48	621	48	606	48	694	36	623

・栄養指導講習会等実施内容

(令和7年度)

	内容	回数	参加者数
地域保健課	子ども食育セミナー・親子食育セミナー・食と健康講座（骨粗鬆症予防・野菜摂取）・生活習慣病予防講座	8	107

・所外栄養指導状況

(令和7年度)

	内容	回数	参加者数
地域保健課	おいでよかみさん（上三町会）「食生活と健康」	1	12

■ 特定給食施設指導 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

特定給食施設に対して、栄養効果の十分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上等について指導を行っている。指導対象施設は公立小・中・高等学校を除く病院、事業所、児童福祉施設等である。

・特定給食施設数（公立小・中・高等学校を除く）

(令和8年3月31日現在)

	特定給食施設			その他の給食施設	
	管理栄養士がいる	栄養士がいる	栄養士がいない	管理栄養士がいる	栄養士がいる
施設数	27	10	5	116	25

※特定給食施設：1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

※その他の給食施設：1回100食未満又は1日250食未満の食事を供給する施設

・給食施設指導状況

年度	特定給食施設		その他の給食施設	
	栄養士がいる	栄養士がいない	栄養士がいる	栄養士がいない
3	80	10	206	6
4	101	11	224	17
5	62	3	158	9
6	75	4	143	3
7	45	3	141	8
個別指導	13	3	8	3
集団指導	32	0	133	5

・特定給食管理講習会

特定給食施設等の給食担当者の知識の向上を図るため、講習会を実施している。令和7年度は3回実施し、延べ170施設、175人の参加があった。

■ 災害時巡回栄養相談チームの養成 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

災害時の巡回栄養相談体制の整備を図るため、区内在住在勤の栄養士及び管理栄養士の資格を有する者を対象に、災害時に活動できる人材の育成を目的として、養成講座（登録制）を行っている（令和7年度登録者数13名）。令和7年度については、養成講座10回（参加者数延べ54人）と、そのうち1回は食支援講演会を実施した。

■ 難病保健

■ 難病相談 ＜地域保健課保健相談係＞

医療費助成の申請時等の機会に難病に関する各種相談を行っている。難病医療費助成については別項「医療費助成 難病（特殊疾病）」に掲載。

＜相談の内容＞ ◇療養相談 ◇日常生活指導 ◇介護保険紹介

◇地域保健事業紹介（パーキンソン教室、難病カフェなど）

■ パーキンソン教室 ＜地域保健課保健相談係＞

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、パーキンソン病患者を対象として、専門職による簡単なレクリエーションを通じた交流、専門医による相談やミニ講話を実施している。

なお、令和7年度から、碑文谷保健センターの移転に伴う事業終了と保健予防課の組織再編により、新たに設置された地域保健課において実施している。

年度	実施回数	受講者数		内容
		患者	家族	
3	3	19	0	リハビリ体操、交流会、 専門家のミニ講話、 個人相談、家族会
4	17	68	16	
5	18	113	29	
6	19	124	29	
7	10	113	48	

■ 難病カフェ ＜地域保健課保健相談係＞

令和5年度から、難病を抱かえながら目黒区で生活されている方のための交流会を実施している。

年度		実施回数	受講者数		内容
			患者	家族	
5	総数	2	16	4	リハビリ体操 専門医ミニ講話 交流会等
	保健予防課	1	10	1	
	碑文谷保健センター	1	6	3	
6	総数	2	15	3	
7	総数	2	9	3	

■ 難病講演会 <保健予防課疾病対策係>

難病患者とその家族に対して、病気に対する知識と理解を深めるための講演会を実施している。

令和7年度：テーマ 潰瘍性大腸炎の治療と療養生活

参加者 23 人

■ 骨髄移植ドナー支援事業 <保健予防課保健管理係>

平成29年度から骨髄移植ドナーへの支援を開始した。入院・通院の日数（通算7日を上限）に応じた助成（ドナーは1日につき2万円、ドナーが勤務する事業所には1日につき1万円）を行っている。

年度	申請件数	
	ドナー	事業所
3	2	0
4	3	0
5	1	0
6	2	0
7	0	0

公害保健

■ 公害保健 <健康推進課公害保健係>

（1）認定状況

令和7年度末(令和8年3月31日現在)における実被認定者は352人で、前年度末の363人と比べ11人(3.0%)減少した。実被認定者数352人のうち、目黒区内に居住している者は193人で、被認定患者の54.8%を占めている。

また、年齢階層別にみると80歳以上の年齢階層が最も多く、目黒区内に居住して193人のうち41人(21.2%)を占めている。

実被認定者数の推移

年度	年度末現在 実被認定者数	増減内訳					
		新規	転入	転出	死亡	治癒等	計
3	389	0	1	△1	△7	0	△7
4	384	0	3	△1	△5	△2	△5
5	371	0	3	△1	△8	△7	△13
6	363	0	1	△2	△5	△2	△8
7	352	0	1	△4	△5	△3	△11

居住地別・区内在住年齢階層別被認定者の状況（令和 7 年度）

①居住地別

居住地	実被認定者数
区内	193
区外	159
計	352

②区内在住年齢別

年齢別	男	女	計	年齢別	男	女	計
80 歳以上	14	27	41	40～44	9	7	16
75～79	4	8	12	35～39	0	1	1
70～74	3	4	7	30～34	0	0	0
65～69	4	6	10	25～29	0	0	0
60～64	15	4	19	20～24	0	0	0
55～59	9	7	16	15～19	0	0	0
50～54	22	17	39	10～14	0	0	0
45～49	17	15	32	合 計	97	97	194

（２）障害等級の決定状況

障害等級の決定状況

（令和 7 年度）

	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
特級	0	0	0	0	0
1級	0	1	0	0	1
2級	3	6	0	2	11
3級	10	139	0	2	151
等級外	0	189	0	0	189
計	13	335	0	4	352

障害等級の構成比の推移

（単位：人（ ）内は、％）

	3	4	5	6	7
特級	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1級	1 (0.3)	1 (0.3)	1 (0.3)	1 (0.3)	1 (0.3)
2級	13 (3.3)	13 (3.4)	11 (3.0)	11 (3.0)	11 (3.1)
3級	180 (46.3)	174 (45.3)	167 (45.0)	159 (43.8)	151 (42.9)
等級外	195 (50.1)	196 (51.0)	192 (51.7)	192 (52.9)	189 (53.7)
計	389	384	371	363	352

(3) 補償給付の支給状況

被認定者に対して、医療費の無料化のほか障害補償費等各種の補償給付を行っているが、令和7年度における補償給付額の合計は約28,194万円で、前年度と比べて約913万円の減となった。種別では、障害補償費が最も多く、全体の54.4%を占め、次いで医療費の36.7%、遺族補償費の5.4%となっている。

補償給付額の推移

年度	件数	金額（円）	対前年度増減率(%)	
			件数	金額
3	8,067	310,450,878	△2.8	△2.6
4	7,828	299,158,758	△3.0	△3.6
5	7,600	296,718,872	△2.9	△0.8
6	7,474	291,069,248	△1.6	△1.9
7	7,033	281,940,010	△5.9	△3.1

補償給付額の内訳

(令和7年度)

項目	件数	金額（円）	金額の構成比(%)
障害補償費	2,019	153,625,110	54.5
遺族補償費	127	15,354,325	5.4
児童補償手当	0	0	0
医療費	4,534	103,477,225	36.7
療養手当	352	8,941,100	3.2
遺族補償一時金	0	0	0
葬祭料	1	542,250	0.2
合計	7,033	281,940,010	100.0

(4) 公害保健福祉事業・予防事業

・リハビリテーション事業

被認定者を対象に呼吸器リハビリテーション教室を開催した。

(令和7年度)

実施月日	内容	講師	参加人数	場所
5/30・11/27	ぜんそく等によるサルコペニア予防	東邦大学大橋病院 理学療法士	3	目黒区保健所

・空気清浄機の支給

健康の回復及び増進、治療効果の促進を図ることを目的として、障害等級が特級又は1級の被認定者のうち、区内在住の在宅療養者に支給できることとなっているが、平成4年度から令和7年度まで支給実績はない。

・療養指導

訪問状況

年度	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気しゅ	合計
3	—	—	—	—	—
4	—	1	—	—	1
5	1	7	0	1	9
6	0	7	0	1	8
7	1	7	0	1	9
特級	0	0	0	0	0
1級	0	0	0	0	0
2級	1	2	0	1	4
3級	0	5	0	0	5
等級外	0	0	0	0	0

※令和7年度以降、不在・電話複数回による指導を含む延べ数

その他の地区活動

家庭訪問				相談延べ数	115
	延べ数		7	所内相談	44
		15歳未満	0	電話相談	61
		15歳以上	7	その他の相談	10
		65歳以上 (再掲)	6	関係機関連絡	23
	不在・不明		1	医療機関	16
				福祉機関	1
				区市町村	5
				その他	1

・インフルエンザ予防接種費用助成

被認定者に対し、インフルエンザ予防接種費用の自己負担分の費用の助成を行い、健康の保持を図る。平成18年10月に65歳以上の高齢者を対象に開始したが、平成24年10月からは、全ての被認定者が対象となった。

助成内容：予防接種費用の自己負担分を助成する。

(令和7年度)

対象者数 (令和7年9月1日現在)	支払件数	助成金額(円)
355	97	343,091

・新型コロナワクチン定期予防接種費用助成

新型コロナワクチン定期予防接種の対象となる被認定者に対し、定期予防接種費用の自己負担分の費用の助成を行い、健康の保持を図る。

対象者：被認定者で 65 歳以上の者

助成内容：定期予防接種費用の自己負担分を助成する。

(令和 7 年度)

対象者数 (令和8年4月1日現在65歳以上)	支払件数	助成金額 (円)
121	14	37,800

(事業開始：令和 7 年 10 月)

・禁煙治療費用助成事業

被認定者に対し、医療機関で禁煙治療を受けた際の医療費等について、自己負担分の費用の助成を行い、健康の保持を図る。

(令和 7 年度)

支払件数	助成金額 (円)
0	0

(事業開始：令和 7 年 10 月)

・健康相談

ぜん息等の予防を目的として、呼吸器疾患に関心のある区民や 15 歳未満の子どもの保護者を対象に、講演会や個別の健康相談を行う。

① 健康教室

(令和 7 年度)

実施日	内容	講師	参加人数	場所
11/15	「専門医に聞く大人の食物アレルギー」	昭和大学医学部医学教育学講座 兼呼吸器・アレルギー内科部門 准教授 (医師)	28	目黒区総合庁舎
1/31	「赤ちゃんのためのアレルギー予防講座」	祐天寺ファミリークリニック小児 アレルギー科・小児科 (医師)	96	オンライン

② 健康相談

認定患者以外の呼吸器疾患の成人を対象として、令和 3 年度より専門医による健康相談を年 2 回 (10 月、3 月) オンラインと対面の選択制で実施する。

年度	気管支ぜん息	慢性気管支炎	肺気しゅ	その他	計
3	0	0	1	3	4
4	2	0	0	4	6
5	3	1	0	5	9
6	3	0	0	7	10
7	1	1	1	5	8

③ 公害保健福祉・公害健康被害予防合同事業

公害補償制度（国の制度）の被認定者と大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成制度（東京都の制度）における成人の認定者を対象に講演会等を実施する。

（令和 7 年度）

実施日	内容	講師	参加人数	場所
10/11	「息苦しさに負けない健康長寿のヒント」	訪問看護リハビリステーションケアフォレスト 理学療法士	4	目黒区保健所

（５）大気汚染に係る健康障害者の認定状況

東京都では、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき、健康障害者（気管支ぜん息のみ平成 20 年 8 月から平成 27 年 3 月までの新規申請は全年齢対象、平成 27 年 4 月以降は 18 歳未満。他の 3 疾病については 18 歳未満）に対して、医療費助成事業を実施している。目黒区は東京都から事務処理権限の委譲を受けて認定事務を行っている。

年度	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気しゅ	計
3	0	798	0	0	798
4	0	705	0	0	705
5	0	635	0	0	635
6	0	571	0	0	571
7	0	542	0	0	542
0～17歳(再掲)	0	0	0	0	0
0～19歳	0	0	0	0	0
20～39歳	0	40	0	0	40
40～59歳	0	177	0	0	177
60～74歳	0	157	0	0	157
75歳以上	0	168	0	0	168

医療費助成

■ 養育医療 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

未熟児であって、入院養育が必要なため指定医療機関に入院したものを対象として、社会保険等の保険者負担額を除いた自己負担について給付する制度である。

年度	3	4	5	6	7
件数	42	59	39	47	31

■ 妊娠高血圧症候群 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

妊産婦死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて胎児の健康を守るため、妊娠高血圧症候群等により患している妊産婦に対して必要な医療給付を行い、早期に適切な療養を受けられるようにしている。

年度	3	4	5	6	7
件数	2	0	3	3	4

■ 育成医療 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

18 歳未満の児童で身体上の障害をもった者又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる者に対して、早期に適切な治療を受けるため、保護者の所得に応じて、医療費の全額または一部を助成している。

年度	3	4	5	6	7
件数	4	2	0	1	2

■ 療育給付 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

18 歳未満の児童で結核治療のため医師が入院を必要と認めた者に対して、保護者の所得に応じて、療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるのに必要な学用品を支給する。

平成 17 年度から令和 7 年度まで実績は 0 件であった。

■ 特定不妊治療費（先進医療）助成 ＜地域保健課地域保健サービス係＞

都の特定不妊治療費（先進医療）助成を受けた者を対象に自己負担部分に対して区独自に上乗せして助成している。令和 5 年 9 月 1 日に事業を開始した。

年度	5	6	7
件数	51	127	146

■ 小児慢性特定疾病 ＜保健予防課保健管理係＞

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成している。保健所では東京都への経由事務を行っている。

取扱件数、（ ）内は非認定件数

病名	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
慢性心疾患	26	28	20	22	19
膠原病	3	4	2	2	2
慢性腎疾患	6	7(1)	5	6	6
血液疾患	7	4	3	4	2
慢性呼吸器疾患	3	5	5	3	8
内分泌疾患	32	29(1)	28(2)	30	29(1)
糖尿病	7	11	8	7	5
先天性代謝異常	1	1	1	1	3
悪性新生物	9	8	11	14	20
神経・筋疾患	7	11	7	13	10
慢性消化器疾患	7	7	8	16	12
免疫疾患	0	0	0	0	1
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	5	7	5	4	2
皮膚疾患	0	2	2	2	2
骨系統疾患	1	4	6	5	3
脈管系疾患	1	1	0	0	0
計	115	129(2)	111(2)	129	124(1)

■ 難病（特殊疾病） ＜保健予防課保健管理係＞

難病患者や家族の経済負担を軽減するため、患者に対する医療費を助成しており、保健所では東京都への経由事務を行っている。難病法施行に伴い、国の指定難病となる対象疾病が、平成 27 年 1 月には 110 疾病、平成 27 年 7 月から 306 疾病、平成 29 年 4 月から 330 疾病、平成 30 年 4 月から 331 疾病、令和元年 7 月に 333 疾病、令和 3 年 11 月から 338 疾病、令和 6 年 4 月から 341 疾病、令和 7 年 4 月から 348 疾病に拡大した。

国疾病（指定難病）の取扱件数 ※病名は令和 8 年 3 月 31 日現在 () 内は非認定件数

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
1	球脊髄性筋萎縮症	5	5	4	6	4
2	筋萎縮性側索硬化症	23	23(1)	23	21	18
3	脊髄性筋萎縮症	0	0	1	0	0
4	原発性側索硬化症	2	2	1	2	2
5	進行性核上性麻痺	22	28	30	25	24
6	パーキンソン病	293	319 (2)	312	310 (2)	317(6)
7	大脳皮質基底核変性症	11	12	12	12	11
8	ハンチントン病	0	0	0	0	0
9	神経有棘赤血球症	0	0	0	0	0
10	シャルコー・マリー・トゥース病	0	0	0	0	0
11	重症筋無力症	53	51	57	59	54
12	先天性筋無力症候群	0	0	0	0	0
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	46	55 (2)	50	51 (1)	55(4)
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	11 (1)	9	8 (1)	9 (1)	7(1)
15	封入体筋炎	1	1	2	2	2
16	クロウ・深瀬症候群	0	0	0	0	0
17	多系統萎縮症	32 (1)	24	24	21	21
18	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	42 (1)	41	41	42	40(3)
19	ライソゾーム病	2	4	1	1	2
20	副腎白質ジストロフィー	0	0	0	0	0

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
21	ミトコンドリア病	0	0	0	0	0
22	もやもや病	19 (1)	23	20	23	24
23	プリオン病	0	0	0	0	1
24	亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0
25	進行性多巣性白質脳症	0	0	0	0	0
26	H T L V－1 関連脊髄症	1	1	1	1	1
27	特発性基底核石灰化症	0	0	2	0	1
28	全身性アミロイドーシス	16	15	18	26	31
29	ウルリッヒ病	0	0	0	0	0
30	遠位性ミオパチー	0	3	2	3	3
31	ベスレムミオパチー	0	0	0	0	0
32	自己貪食空胞性ミオパチー	0	0	0	0	0
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	0	0	0	0	0
34	神経線維腫症	7	4	5	6	6
35	天疱瘡	6	5	6 (1)	6	8
36	表皮水疱症	0	0	0	0	1
37	膿疱性乾癬（汎発型）	2	1	0	0	0
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	0	0	0	0
39	中毒性表皮壊死症	0	1	1	0	0
40	高安動脈炎	10 (1)	11	12	9	9
41	巨細胞性動脈炎	11 (2)	13	16	25	26(1)
42	結節性多発動脈炎	9	8	5	7	5(1)
43	顕微鏡的多発血管炎	28 (3)	34	22	19	26
44	多発血管炎性肉芽腫症	8 (1)	5	3	6	7(1)
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	8	9	12	17	22
46	悪性関節リウマチ	8	7	4 (1)	3	4
47	バージャー病	1	1	1	2	1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	0	0	0	0	1
49	全身性エリテマトーデス	138 (3)	149(1)	134 (1)	132	129(1)

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
50	皮膚筋炎 / 多発性筋炎	57	62	61	63	68
51	全身性強皮症	60	59	62	63	60(1)
52	混合性結合組織病	13	13	14	15	16
53	シェーグレン症候群	48	53	58 (1)	60	66(1)
54	成人発症スチル病	13 (1)	13	12	12 (1)	14(2)
55	再発性多発軟骨炎	4	3	8	4	4
56	ベーチェット病	38 (1)	41(2)	33	40	37
57	特発性拡張型心筋症	27 (1)	31(3)	20 (1)	17	20
58	肥大型心筋症	6	6	6	7	6
59	拘束型心筋症	0	0	0	0	0
60	再生不良性貧血	15	19	21	18	18
61	自己免疫性溶血性貧血	2	2	2	3	4
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	2	4	6	5
63	免疫性血小板減少症	36 (3)	34(6)	29 (1)	27	31
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	1	1	2
65	原発性免疫不全症候群	6	6	6	6	8
66	I g A腎症	16	20(2)	24 (1)	17 (1)	19(1)
67	多発性嚢胞腎	35 (1)	34	37	37	40
68	黄色靱帯骨化症	6	8	11 (1)	12	16(2)
69	後縦靱帯骨化症	46 (1)	51(2)	52 (1)	45	63
70	広範脊柱管狭窄症	8	8	8	7	10(1)
71	特発性大腿骨頭壊死症	47	41	49	47	51(1)
72	下垂体性ADH分泌異常症	9	13	10	9	8
73	下垂体性TSH分泌亢進症	0	0	0	0	0
74	下垂体性PRL分泌亢進症	5	4	2	6	4
75	クッシング病	1	2	1	3 (1)	0(1)
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0	0	0	0	0

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5	5	3	3	4
78	下垂体前葉機能低下症	42	51	40	44	44
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	0	0	0	0	0
80	甲状腺ホルモン不応症	0	0	0	0	0
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	2	2	2	2	2
82	先天性副腎低形成症	0	0	0	0	0
83	アジソン病	3	3	3	2	1
84	サルコイドーシス	24（2）	24(1)	22	30	25
85	特発性間質性肺炎	48（2）	43(2)	38（1）	52	48(4)
86	肺動脈性肺高血圧症	5（1）	3	6	10	8
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0	0	0	0	0
88	慢性血栓性肺高血圧症	13	14	16	14	18
89	リンパ脈管筋腫症	3	4	3	2	7
90	網膜色素変性症	19	16	16	16	15
91	バッド・キアリ症候群	1	0	0	0	0
92	特発性門脈圧亢進症	0	0	0	0	0(1)
93	原発性胆汁性胆管炎	32（1）	32(1)	32（1）	34	33(2)
94	原発性硬化性胆管炎	3	1	1	1	1(1)
95	自己免疫性肝炎	21（1）	20（1）	14	19	14(4)
96	クローン病	76（1）	82(4)	83（2）	89（1）	84(1)
97	潰瘍性大腸炎	310(11)	329(11)	353（6）	379（7）	401(17)
98	好酸球性消化管疾患	2	2(1)	5	2	4
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	1	0	0	0	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0	0	0	0	0
101	腸管神経節細胞僅少症	0	0	0	0	0
102	ルビンシュタイン・ティビ症候群	0	0	0	0	0
103	C F C 症候群	0	0	0	0	0

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
104	コストロ症候群	0	0	0	0	0
105	チャージ症候群	0	0	0	0	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	2	2	2	1	3
107	若年性特発性関節炎	1	2	3	3	5
108	T N F 受容体関連周期性症候群	0	0	0	0	0
109	非典型溶血性尿毒症症候群	0	0	0	0	0
110	ブラウ症候群	0	0	0	0	0
111	先天性ミオパチー	1	1	1	1	1
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	0	0	0	0	0
113	筋ジストロフィー	8	9	9	7	10
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	0	0	0	0
115	遺伝性周期性四肢麻痺	1	1	1	1	1
116	アトピー性脊髄炎	0	0	0	0	0
117	脊髄空洞症	1	3	1	1	1
118	脊髄髄膜瘤	0	0	0	0	0
119	アイザックス症候群	0	0	0	0	0
120	遺伝性ジストニア	0	0	0	0	0
121	脳内鉄沈着神経変性症	0	0	0	0	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	0	0	0	1	0 (2)
123	HTRA1 関連脳小血管病	0	0	0	0	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	0	0	0	0	0
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	0	0	0	0

	病名	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
126	ペリー症候群	0	0	0	0	0
127	前頭側頭葉変性症	0	0	1	2	4
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1	1	2 (1)	1	1
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	0	0	0	0	0
130	先天性無痛無汗症	0	0	0	0	0
131	アレキサンダー病	0	0	0	0	0
132	先天性核上性球麻痺	0	0	0	0	0
133	メビウス症候群	0	0	0	0	0
134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	0	0	0	0	0
135	アイカルディ症候群	0	0	0	0	0
136	片側巨脳症	0	0	0	0	0
137	限局性皮質異形成	1	1	1	1	1
138	神経細胞移動異常症	0	0	0	0	0
139	先天性大脳白質形成不全症	0	0	0	0	0
140	ドラベ症候群	0	0	0	0	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	0	1 (1)	0	0
142	ミオクロニー欠伸てんかん	0	0	0	0	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	0	0	0	0
144	レノックス・ガストー症候群	0	0	0	0	0
145	ウェスト症候群	0	0	0	0	0
146	大田原症候群	0	0	0	0	0
147	早期ミオクロニー脳症	0	0	0	0	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	0	0	0	0
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0	0	0	0	0

	病名	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
150	環状 2 0 番染色体症候群	0	0	0	0	0
151	ラスムッセン脳炎	0	0	0	0	0
152	P C D H 1 9 関連症候群	0	0	0	0	0
153	難治頻回部分発作重積型 急性脳炎	0	0	0	0	0
154	睡眠時棘徐波活性化を示 す発達性てんかん性脳症 及びてんかん性脳症	0	0	0	0	0
155	ランドウ・クレフナー症 候群	0	0	0	0	0
156	レット症候群	0	0	0	0	0
157	スタージ・ウェーバー症 候群	0	0	0	0	0
158	結節性硬化症	4	4	4	4	5
159	色素性乾皮症	0	0	0	0	0
160	先天性魚鱗癬	0	0	0	0	0
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	0	0	0	0
162	類天疱瘡（後天性表皮水 疱症を含む。）	12 (1)	10	15 (1)	18	15(3)
163	特発性後天性全身性無汗 症	3	1	1	0	0
164	眼皮膚白皮症	0	0	0	0	0
165	肥厚性皮膚骨膜症	0	0	0	0	0
166	弾性線維性仮性黄色腫	0	0	0	0	0
167	マルファン症候群	6	3	6	3	6
168	エーラス・ダンロス症候 群	0	0	0	2	2
169	メンケス病	0	0	0	0	0
170	オクシピタル・ホーン症 候群	0	0	0	0	0
171	ウィルソン病	3 (1)	3(1)	6 (1)	6	4(1)
172	低ホスファターゼ症	0	0	0	0	0

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
173	V A T E R 症候群	0	0	1	1	1
174	那須・ハコラ病	0	0	0	0	0
175	ウィーバー症候群	0	0	0	0	0
176	コフィン・ローリー症候群	0	0	0	0	0
177	ジュベール症候群関連疾患	0	0	0	0	0
178	モワット・ウィルソン症候群	0	0	0	0	0
179	ウィリアムズ症候群	0	0	0	0	0
180	A T R - X 症候群	0	1	0	0	0
181	クルーゾン症候群	0	0	0	0	0
182	アペール症候群	0	0	0	0	0
183	ファイファー症候群	0	0	0	0	0
184	アントレー・ビクスラー症候群	0	0	0	0	0
185	コフィン・シリス症候群	0	0	0	0	0
186	ロスムンド・トムソン症候群	0	0	0	0	0
187	歌舞伎症候群	0	0	0	0	0
188	多脾症候群	0	0	0	0	0
189	無脾症候群	0	0	2	1	1
190	鰓耳腎症候群	0	0	0	0	0
191	ウェルナー症候群	0	0	0	0	0
192	コケイン症候群	0	0	0	0	0
193	プラダー・ウィリ症候群	0	0	3 (1)	1	0
194	ソトス症候群	0	0	0	0	0
195	ヌーナン症候群	0	0	0	0	0
196	ヤング・シンプソン症候群	0	0	0	0	0
197	1 p 3 6 欠失症候群	1	1	1	1	1
198	4 p 欠失症候群	0	0	0	0	0
199	5 p 欠失症候群	0	0	0	0	0
200	第 1 4 番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0	0	0	0

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
201	アンジェルマン症候群	2	0	0	0	1
202	スミス・マギニス症候群	0	0	0	0	0
203	2 2 q 1 1. 2 欠失症候群	0	0	0	0	0
204	エマヌエル症候群	0	0	0	0	0
205	脆弱 X 症候群関連疾患	0	0	0	0	0
206	脆弱 X 症候群	0	0	0	0	0
207	総動脈幹遺残症	0	0	0	0	0
208	修正大血管転位症	0	0	1	0	1
209	完全大血管転位症	3	2	2	1	1
210	単心室症	1	1	1	1	1
211	左心低形成症候群	0	0	0	0	0
212	三尖弁閉鎖症	0	0	0	0	1
213	心室中隔欠損を伴わない 肺動脈閉鎖症	0	2	2	1	1
214	心室中隔欠損を伴う肺動 脈閉鎖症	0	0	0	0	0
215	ファロー四徴症	2	4(1)	2	3	2
216	両大血管右室起始症	1	1	2	3	1
217	エプスタイン病	0	0	0	0	0
218	アルポート症候群	1	1	1	1	0
219	ギャロウェイ・モワト症 候群	0	0	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	2	1	0	0	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	0	0	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	38 (1)	40 (1)	42 (1)	42	34(4)
223	一次性膜性増殖性糸球体 腎炎	1	1	1	1	1
224	紫斑病性腎炎	1 (1)	2(1)	0	0	1
225	先天性腎性尿崩症	0	0	0	0	0
226	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	0	0	0	2	1
227	オスラー病	0	1	1	1	1
228	閉塞性細気管支炎	0	0	0	0	0
229	肺胞蛋白症 (自己免疫性 又は先天性)	0	0	0	1	0

	病名	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
230	肺胞低換気症候群	0	0	0	0	0
231	α 1-アンチトリプシン 欠乏症	0	0	0	0	0
232	カーニー複合	0	0	0	0	0
233	ウォルフラム症候群	0	0	0	0	0
234	ペルオキシソーム病（副 腎白質ジストロフィーを 除く。）	0	0	0	0	0
235	副甲状腺機能低下症	1	1	1	1	1
236	偽性副甲状腺機能低下症	0	0	0	0	0
237	副腎皮質刺激ホルモン不 応症	0	0	0	0	0
238	ビタミンD抵抗性くる病 /骨軟化症	2	2	2	2	2
239	ビタミンD依存性くる病 /骨軟化症	0	0	0	0	0
240	フェニルケトン尿症	1	2	2	2	2
241	高チロシン血症 1 型	0	0	0	0	0
242	高チロシン血症 2 型	0	0	0	0	0
243	高チロシン血症 3 型	0	0	0	0	0
244	メープルシロップ尿症	0	0	0	0	0
245	プロピオン酸血症	0	0	0	0	0
246	メチルマロン酸血症	0	0	0	0	0
247	イソ吉草酸血症	0	0	0	0	0
248	グルコーストランスポー ター 1 欠損症	0	0	0	0	0
249	グルタル酸血症 1 型	0	0	0	0	0
250	グルタル酸血症 2 型	0	0	0	0	0
251	尿素サイクル異常症	1	2	2	1	1
252	リジン尿性蛋白不耐症	0	0	0	0	0
253	先天性葉酸吸収不全	0	0	0	0	0
254	ポルフィリン症	0	0	0	0	0
255	複合カルボキシラーゼ欠 損症	0	0	0	0	0

	病名	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
256	筋型糖原病	0	0	0	0	0
257	肝型糖原病	0	0	0	0	0
258	ガラクトース-1-リン酸 ウリジルトランスフェラ ーゼ欠損症	0	0	0	0	0
259	レシチンコレステロール アシルトランスフェラ ーゼ欠損症	0	0	0	0	0
260	シトステロール血症	0	0	0	0	0
261	タンジール病	0	0	0	0	0
262	原発性高カイロミクロン 血症	0	0	0	0	0
263	脳腱黄色腫症	0	0	0	0	0
264	無 β リポタンパク血症	0	0	0	0	0
265	脂肪萎縮症	0	0	0	0	0
266	家族性地中海熱	2	2	2	3	4
267	高 IgD 症候群	0	0	0	0	0
268	中條・西村症候群	0	0	0	0	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊 疽性膿皮症・アクネ症候 群	0	0	0	0	0
270	慢性再発性多発性骨髓炎	0	0	0	0	0
271	強直性脊椎炎	14	15	16 (2)	19	18
272	進行性骨化性線維異形成 症	0	0	0	0	0
273	肋骨異常を伴う先天性側 弯症	0	0	0	0	0
274	骨形成不全症	1	0	0	0	1
275	タナトフォリック骨異形 成症	0	0	0	0	0
276	軟骨無形成症	0	1	0	0	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0	0	0	0	0
278	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	0	0	1 (1)	0	0

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	0	0	0	0	0
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	0	1	0	0	0
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	2	2	2	0	1
282	先天性赤血球形成異常性貧血	0	0	0	0	0
283	後天性赤芽球癆	0	0	0	0	0
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0	0	0	0	0
285	ファンコニ貧血	0	0	0	0	0
286	遺伝性鉄芽球性貧血	0	0	0	0	0
287	エプスタイン症候群	0	0	0	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2	1	2	1	0
289	クロンカイト・カナダ症候群	1	1	1	1	1
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	0	0	0	0
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0	0	0	0	0
292	総排泄腔外反症	0	0	0	0	0
293	総排泄腔遺残	0	0	0	0	0
294	先天性横隔膜ヘルニア	0	0	0	0	0
295	乳幼児肝巨大血管腫	0	0	0	0	0
296	胆道閉鎖症	1	1	1	0	1
297	アラジール症候群	0	0	0	0	0
298	遺伝性睥炎	0	0	0	0	0
299	嚢胞性線維症	0	0	0	0	0
300	I g G 4 関連疾患	5	7 (4)	5	6 (1)	4(1)
301	黄斑ジストロフィー	0	1	1	2	0
302	レーベル遺伝性視神経症	0	0	3	2	1
303	アッシャー症候群	0	0	0	0	0

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
304	若年発症型両側性感音難聴	0	0	0	0	0
305	遅発性内リンパ水腫	0	0	0	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	43	51	70 (1)	83	105 (4)
307	カナバン病	0	0	0	0	0
308	進行性白質脳症	0	0	0	0	0
309	進行性ミオクロースステんかん	1	0	0	0	0
310	先天異常症候群	0	0	0	0	0
311	先天性三尖弁狭窄症	0	0	0	0	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	0	0	0	1	0
313	先天性肺静脈狭窄症	0	0	0	0	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0	0	0	0	0
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1 B 関連腎症	0	0	0	0	0
316	カルニチン回路異常症	1	0	0	0	0
317	三頭酵素欠損症	0	0	0	0	0
318	シトリン欠損症	0	0	0	0	0
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	0	0	0	0	0
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	0	0	0	0	0
321	非ケトーシス型高グリシン血症	0	0	0	0	0
322	β -ケトチオラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
323	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0	0	0	0	0
324	メチルグルタコン酸尿症	0	0	0	0	0
325	遺伝性自己炎症疾患	0	0	0	0	0
326	大理石骨病	0	0	0	0	0
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	1	1	1	2	1

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
328	前眼部形成異常	0	0	0	0	0
329	無虹彩症	1	1	0	0	0
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	0	0	0	0	0
331	特発性多中心性 キャッスルマン病	4	5 (1)	5	7	4(1)
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0	0	0	0	0
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0	0	0	0	0
334	脳クレアチン欠乏症候群	0	0	0	0	0
335	ネフロン癆	0	0	0	0	0
336	家族性低 β リポタンパク血症 1 (ホモ接合体)	0	0	0	0	0
337	ホモシスチン尿症	0	0	0	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	0	0	0	0	0
339	MECP2 重複症候群	0	0	0	0	0
340	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。)	0	0	0	1	0
341	TRPV4 異常症	0	0	0	0	0
342	LMNB1 関連大脳白質脳症	0	0	0	0	0
343	PURA 関連神経発達異常症	0	0	0	0	0
344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素 (VLCAD) 欠損症	0	0	0	0	0
345	乳児発症 STING 関連血管炎	0	0	0	0	0
346	原発性肝外門脈閉塞症	0	0	0	0	0
347	出血性線溶異常症	0	0	0	0	0
348	ロウ症候群	0	0	0	0	0
計		2, 106 (45)	2, 217 (51)	2, 231 (30)	2, 317 (16)	2, 399 (74)

都疾病の取扱件数

() 内は非認定件数

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
1	悪性高血圧	0	0	0	0	0
2	母斑病（指定難病を除く）	0	1	1	0	0
3	古典的特発性好酸球増多症候群	2	4	1	3	3
4	びまん性汎細気管支炎	0	0	0	0	0
5	遺伝性QT延長症候群	3	4	3	4	4
6	網膜脈絡膜萎縮症	0	0	0	0	0
7	原発性骨髄線維症	3	5	8(1)	7	2
8	肝内結石症	0	1	1	1	1
計		8	15	14(1)	15	10

特殊医療費等助成対象疾病・特定疾患治療研究事業対象疾病の取扱件数

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
1	先天性血液凝固因子欠乏症等（国疾病）	12	14	12	15	15
2	人工透析を必要とする慢性腎不全（都疾病）	471	465	465	443	443
3	スモン（国疾病）	0	0	0	0	0
4	プリオン病（指定難病を除く）（国疾病）	0	0	0	0	0
計		483	479	477	458	458

■ B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成 ＜保健予防課保健管理係＞

B型・C型肝炎のインターフェロン治療、C型肝炎のインターフェロンフリー治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療にかかる医療費の一部を助成している。

取扱件数

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
B型・C型肝炎インターフェロン治療		0	0	0	0	0
C型肝炎インターフェロンフリー治療		14	16	10	7	6
B型肝炎核酸アナログ製剤治療（新規）		8	6	5	3	6
B型肝炎核酸アナログ製剤治療（更新）		102	110	100	101	96
計		124	132	115	111	108

■ 肝がん・重度肝硬変医療費助成 ＜保健予防課保健管理係＞

B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院医療又は肝がんの外来医療にかかる医療費の一部を助成している。

取扱件数

病名		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
肝がん・重度肝硬変		1	0	1	1	0

保健師業務

保健師は、区民のよりよい健康生活を目標として、健康の保持・増進・疾病予防・社会復帰への援助等家族・個人・集団それぞれを対象とした保健指導・相談等を行っている。業務内容としては、健康相談・集団健診・健康学習・家庭訪問・所内面接等と広範囲にわたっている。

(1) 家庭訪問 <地域保健課保健相談係・保健予防課感染症対策係・保健予防課疾病対策係>

地区活動の中心となる家庭訪問は、地区住民の生活と健康に直接結びついた特徴的な仕事である。保健師の大部分は、地区別に地域を担当し、家庭訪問指導を行っている。

年度・項目	件数	構成比(%)
3	1,722	100
4	1,867	100
5	2,025	100
6	1,819	100
7	2,856	100
世帯数	1,344	
感染症	3	0.1
結核	29	1.0
精神障害	1,208	42.3
心身障害	5	0.2
成人・老人	49	1.7
その他の疾病	13	0.5
妊産婦	599	21.0
低体重児	15	0.5
乳児	618	21.6
幼児	152	5.3
その他	165	5.8
不在・転居・死亡・不明(再掲)	168	5.9
高齢者(65歳以上)(再掲)	181	0.6

(2) 家庭訪問以外の相談 <地域保健課保健相談係・保健予防課感染症対策係・保健予防課疾病対策係>

近年、相談内容も種々多岐にわたり、必要に応じ適切な指導を行っている。また、その他個別的に指導を必要とする者に対し、保健指導を実施している。

年度	関係機関連絡	所内相談	電話・文書等	計
3	5,918	1,854	19,310	27,024
4	5,646	2,461	21,221	29,328
5	5,479	1,572	10,110	17,161
6	5,789	1,690	7,581	15,024
7	5,384	989	8,934	15,307

団体補助 <健康推進課健康づくり係>

■ 保健衛生関係団体への補助

衛生思想の普及、医療従事者の確保、休日・休日準夜診療テレフォンセンター業務等の円滑な運営を図るため、目黒区医師会・目黒区歯科医師会・目黒区薬剤師会等に対して事業費を補助している。また、食品衛生協会及び環境衛生協会に対して、区民の食生活の安全、区内の環境施設の衛生管理等の推進を図るとともに、会の発展育成を図るため、補助を行っている。

(単位：円)

区分	3	4	5	6	7
三師会	4,495,750	4,517,860	4,531,360	4,549,360	4,826,320
医師会	2,771,460	2,771,460	2,784,960	2,802,960	2,802,960
歯科医師会	1,469,000	1,469,000	1,469,000	1,469,000	1,669,000
薬剤師会	255,290	277,400	277,400	277,400	354,360
食品衛生協会	485,190	485,190	485,190	485,190	485,190
環境衛生協会	298,280	298,280	298,280	298,280	298,280
計	5,279,220	5,301,330	5,314,830	5,332,830	5,609,790

目黒区健康福祉

令和8年度版

令和8年8月発行

発行 目黒区

編集 目黒区健康福祉部・健康推進部

〒153-8573

東京都目黒区上目黒2-19-15

電話 03(5722)9836

印刷所 株式会社勝村印刷所